# 新型コロナウイルス感染症対策に係る 東京都の取組

一 第1波から第6波までの状況 —

令和4年5月20日

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

各種データは、別に表記がある場合を除き、令和4年5月13日時点の 内容を記載しています。

「予算上の対応状況」については、同年3月25日(議決日)の当初予算 まで反映しています。

# はじめに

- 2年以上にわたる、新型コロナウイルス感染症との闘い。国・区市町村・近隣県と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講じるとともに、都民・事業者・医療従事者の皆様の多大なるご尽力をいただくことで、東京は一丸となって、幾度もの感染の波を乗り越えてきました。改めて、皆様に深く感謝を申し上げます。
- 歴史上、様々な感染症と対峙してきた人類にとって、コロナのみならず、いつ現れるともしれない未知のウイルスは大きな脅威です。新たな感染症にも揺るがない、強靭で持続可能な都市へと進化する。まさに「サステナブル・リカバリー」を果たす土台となるのは、この間、時に暗中模索の中で積み重ねてきた知見や経験に他なりません。
- そうした観点から、この資料では、コロナとの闘いの軌跡を振り返り、第1波から 第6波までの特徴と、これまでの都の対応をまとめました。
- 都は引き続き、都民の皆様の安全安心を確保し、明るい未来を切り拓くため、感染症への備えを不断に固め、感染症に強い都市を創り上げてまいります。

# 目 次

都の新型コロナウイルス感染症対策の基本スタンス ・・ 3	○ 入院医療体制の確保 ・・・・・・・・・ 37
都内陽性者数の推移と都の対策のステージ・・・・・ 4	○ 治療薬 ・・・・・・・・・・・・・・・ 39
○ 第Ⅰ期から第Ⅴ期における主な対策 ・・・・・・ 6	○ 保健所機能の強化 ・・・・・・・・・・ 40
第1波~第6波の状況と対応・・・・・・・・ 14	○ 宿泊療養施設・感染拡大時療養施設 ・・・・・・ 42
○ 第   期(令和 2 年 1 月~ 6 月(第 1 波)) ・・・・・ 15	○ 健康観察・自宅療養支援 ・・・・・・・・・ 44
○ 第 Ⅱ 期(令和 2 年 7 月~10月(第 2 波)) ・・・・・ 18	<b>○ ワクチン</b> ・・・・・・・・・・・ 47
○ 第Ⅲ期(令和2年11月~令和3年3月(第3波)) ・・ 21	○ 事業継続に向けた支援 ・・・・・・・・ 50
○ 第Ⅳ期(令和 3 年 4 月~10月(第 4 波)) ・・・・・ 24	○ テレワークの推進 ・・・・・・・・・ 52
○ 第Ⅳ期(令和 3 年 4 月~10月(第 5 波)) ・・・・・ 27	○ 学校における学びを止めない取組 ・・・・・・ 54
○ 第 V 期 (令和 3 年11月~ (第 6 波)) ・・・・・・ 30	○ 都民等に向けた広報、情報発信 ・・・・・・・ 56
主な対策の振り返り・・・・・・・・・ 33	取組のまとめ ・・・・・・・・ 58
○ 相談体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・ 34	付属資料 ・・・・・・・・・・ 66
○ 検査体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・ 35	<b>予算上の対応状況</b> ・・・・・・・・・ 105

# 都の新型コロナウイルス感染症対策の基本スタンス

100年に1度の未曾有の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症との闘いはおよそ2年 **半**にわたり続いている。この長きにわたる闘いの間、東京都は以下のスタンスを基軸に対策 を講じてきた。

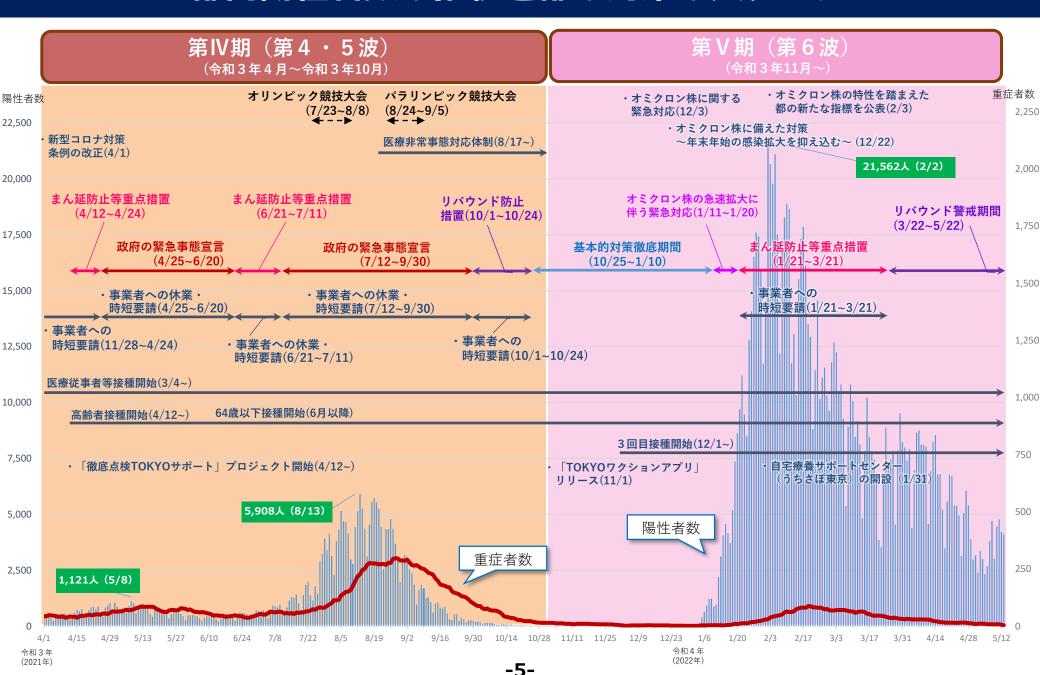
- 何よりも大切な都民の命を守るため、
  国、区市町村、保健所、医療機関等と連携し、東京の総力を挙げて感染拡大を防止
- 甚大な影響を受けた都民・事業者の生活と事業活動を支えるため、多面的な支援により、セーフティネットを充実・強化
- 感染拡大防止のため、人流抑制や基本的な感染防止対策を徹底する「守りの対策」、 ワクチンや治療薬という武器による「攻めの対策」を実施するとともに、 社会経済活動との両立を図るための対策を実施

変異株等による新たな感染の波が生じた場合でも、これまでの知見と経験に基づき、状況に応じた機敏な対策を総力を挙げて講じる。ことで、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていく。

# 都内陽性者数の推移と都の対策のステージ



# 都内陽性者数の推移と都の対策のステージ



# 第 I 期(令和 2 年 1 月~ 6 月)における主な対策

~未知のウイルスに対し、感染拡大を食い止めるべく、人と人との接触削減(8割)を徹底~

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
	未知の	ウイルスへの不安が広がる中、都原	<b>庁内の体制や相談窓口等を整備</b>	
R2年   1月	・都内初の感染者確認(24日)	・危機管理対策会議開催(24~29日) ・新型コロナウイルス対策本部を設 置(30日)	<ul><li>・コールセンターの設置(29日)</li><li>・武漢からの帰国者の一部を都立・公 社病院へ受入れ(29日)</li></ul>	·中小企業者等特別相談窓口 の設置(30日)
2月	·緊急対策第1弾 (補正予算①·②)公表(18日) ·緊急対策第2弾公表(26日)	・健康安全研究センターの検査体制拡充 ・民間検査機関の活用による検査可能 件数の拡大 ・都主催イベント、都立施設の休止等	・新型コロナ受診相談窓口・新型コロナ外 来の開設(7日) ・都内病院に病床確保等を要請 ・都立・公社病院の患者受入拡大	
	·緊急対策第3弾公表(12日) ·補正予算③(31日)	·学校臨時休業(2日~5月31日)	·都立·公社病院の重症患者受入 体制強化	・緊急融資制度の創設(6日) ・テレワーク助成金募集開始(6日)
3月	感染拡大局面において、8割の接触削減を目指した徹底的な人流抑制等を推進			
	休業・時短要請 (4/11~6/18まで延長)	・知事会見(25日) 「感染爆発の重大局面」		·生活福祉資金特例貸付の 受付開始(25日)
緊急事態宣	·新型コロナ対策条例制定(7日) ·緊急対策第4弾公表(15日) ·補正予算④(6日)·⑤(15日)	・緊急事態措置等の実施 (外出自粛・飲食店への時短要請等) ・STAY HOME週間(25日~5月6日) ・(補正予算)検査自己負担分を都が負担	・宿泊療養施設運用開始(7日) ・患者情報管理センターの立上げ(30日) ・病床3,300床を確保 ・(補正予算)新型コロナ外来運営経費支援	・感染拡大防止協力金の創設を公表 (10日) ・(補正予算)飲食事業者業態転換支援 ・(補正予算)中小企業制度融資の拡充 (以後、随時拡充)
三	·補正予算⑥(5日)·⑦(19日)		・宿泊療養施設2,865室を確保	・実質無利子融資の開始(1日)
4/7~5	<sup>/25</sup> 感染者の減少を	で受けて、その後の経済社会活動と	感染症防止の両立に向けた取組を提	示
5月	・新型コロナウイルス感染症を乗り 越えるためのロードマップ公表(22日) ・「ステップ1」(26日)			・(補正予算)生活福祉資金特例貸 付原資の追加(以後、随時追加)
6月	<ul> <li>「ステップ2」(1日)</li> <li>「第2波に備える新たな対応」</li> <li>とりまとめ(11日)</li> <li>「ステップ3」(12日)</li> <li>新たなモニタリング項目公表(30日)</li> </ul>	・東京アラート発動(2日〜11日) ・感染防止対策徹底宣言ステッカー 発行開始(12日) ・「東京都版コロナ見守りサービス」 運用開始(12日)		・ガイドライン等に基づく取組を 行う中小企業等の支援の開始 (18日)

-6-

# 第Ⅲ期(令和2年7月~10月)における主な対策 ~「ウィズコロナ」という新たなステージに合わせた対策を推進~

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化	
	新たなモニタリン	グ会議により、専門家の議論・分権	ー 所等を踏まえた対策を推進する体制	を整備	
7月	・「東京都版CDC」創設準備の公 表(6日) ・新たなモニタリング指標による分 析の本格稼働(9日) ・補正予算⑧(9日)・⑨(31日)	・(補正予算)医療機関及び介護・ 障害・児童福祉施設等における感 染症対策を支援 ・知事会見(15日)「感染拡大 警報」	<ul><li>・(補正予算)医療機関臨時支援金</li><li>・(補正予算)医療従事者等に対する慰労金</li></ul>	・(補正予算)中小企業等への 家賃等支援給付金	
	第2波の到来に対し	、検査体制・保健所支援機能の拡充	<b>や、病床・宿泊療養施設の確保な</b>	どを実施	
		·知事会見(30日)「感染拡大 特別警報」	·宿泊療養施設の追加開設 (16日、23日、29日、31日) ·保健所支援拠点の設置(20日)		
	時短要請(8/3~8/31。特	別区内のみ9/15まで延長)			
8月	・感染症対策条例改正(1日) (店舗等へのステッカー掲示等を 規定) ・補正予算⑩(31日)	・知事会見(6日) 「夜の繁華街への外出自粛」 「都外への旅行や帰省の自粛」	・都立・公社病院でコロナ病床約 1,000床を確保する方針公表(7日) ・宿泊療養施設3,044室を確保	・「営業時間短縮に係る感染拡 大防止協力金」の支給(3日)	
	感染者が減少傾向へ転じた後、秋冬の感染症流行期を見据えた対策を推進				
9月	·補正予算⑪(3日)·⑫(24日)	・(補正予算)高齢者施設等 におけるPCR検査等経費を支援	・コロナ専用医療施設の開設 (東海大学医学部付属東京病院) ・保健所支援機能の強化 (トレーサー班の設置)	・雇用安定化就業支援事業を 開始(28日) ・倒産防止特別相談窓口設置 (28日)	
10月	・「東京iCDC」立ち上げ(1日) ・感染症対策条例改正(15日) (都及び都民等の具体的責務の 規定)	・高齢者の季節性インフルエンザ予防接種への補助	・ペット同伴者用の宿泊療養施設の開設(9日) ・宿泊療養施設3,251室を確保	・「Go To トラベル」東京都への 適用開始(1日) ・「もっとTokyo」の販売開始 (23日)	

-7-

# 第Ⅲ期(令和2年11月~令和3年3月)における主な対策 ~かつてない規模に拡大した第3波に対し、あらゆる方面からの方策で対応~

		 全体の対応等		感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
				ヒインフルエンザとの同時流行を見	見据えた、冬期における取組を実施	
10月 末		コナウイルス感染症と季節性イザの同時流行を見据えた都の(30日)	- 1		・「新型コロナ受診相談窓口」の運営を終了し、「発熱相談センター」を開設(30日) ・診療・検査医療機関の指定 (約2,400か所)	
11月	•補正予算	③(17日)④(25日)		・知事会見(19日)「5つの小」 ・知事会見(25日)「感染対策短期集中」 ・検査処理能力約6.8万件/日を確保	・(補正予算)年末年始の診療・検査体制の確保・保健所支援機能の強化(トレーサー班のはない	・東京における「Go To Eat」 一時停止(27日) ・「もっとTokyo」新規予約停止(28日)
		時短要請(11/28	8^ —	・4/24まで延長)	の拡充)	
		年末年始(	こ	かけての感染者の大幅な増加に対し	<b>」、あらゆる方面からの方策で対応</b>	
12月	・補正予算	⑤(14日)		・知事会見(17日)「年末年始 コロナ特別警報」 ・変異株スクリーニング検査開始(28日)	・コロナ専用医療施設(旧府中療育センター)開設(16日) ・病床3,500床、宿泊療養施設3,961室を確保	・「Go To トラベル」利用自粛呼びかけ(2日) ・「年末特別」中小企業・雇用就業対策の実施 ・「Go To トラベル」全国一斉停止(28日)
R3年 1月 <b>緊急</b>	発出を政・鉄道の終 を鉄道事業・補正予算・当初予算	で緊急事態宣言の :府に要請(2日) 電時刻繰り上げの前倒し 終者・国交省に要請 (⑥(7日)①(29日) (®(29日)		·緊急事態措置等の実施(外出自粛、飲 食店への時短要請等)	・都立・公社3病院のコロナ重点病院化 (13日) ・保健所支援機能強化(トレーサー班の 拡充) ・病床4,700床、宿泊療養施設4,947室を 確保	・「中小企業等による感染症対策助成事業」を開始(4日) ・協力金の店舗ごとの支給(8日) ・協力金の支給対象を大企業にも拡 大(22日)
態 宣	<mark>態</mark> 感染者の減少が下げ止まる中、ワクチン接種やリバウンド防止に向けた対策を推進					
2月 1/7~	·補正予算 ②0·②1(18	<u> </u>		・都、区市町村、医師会等によるワクチンチーム発足(3日)	・後方支援病院への支援開始 ・病床5,000床、宿泊療養施設6,010室を 確保	·都内の特産品販売の特設ページを 開設(26日)
3月	•補正予算 ③•④(24	<u> </u>		<ul><li>・ワクチン副反応相談センター開設(1日)</li><li>・医療従事者等接種開始(4日)</li><li>・コロナ対策リーダー開始(22日)</li></ul>	・保健所支援機能の強化 (トレーサー班の拡充) ・病床5,048床、宿泊療養施設6,010室を 確保	・「中小企業等による感染症対策助 成事業」の充実

-8-

# 第Ⅳ期(令和3年4月~10月) における主な対策

**~感染力の強い変異株の脅威に直面する中、医療提供体制の確保とワクチン接種の加速化を推進~** 

	・・ 窓来力の強い支兵体の自然に巨曲する中、 医療延伏体制の唯体と フッナノ技性の加速化を推進・				
	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化	
	<b>時短要請(11/28</b> ・補正予算⑤(9日) ・まん延防止等重点措置の実施 (23区及び多摩6市・12日~24日)	~4/24まで延長) ·知事会見(9日)「新たな局面」 ·「徹底点検TOKYOサポートプロジェクト」開始(12日~)	<ul><li>・ワクチン集団接種会場として都有施設を提供(4/1~)</li><li>・200施設、1,000床の後方支援病院確保</li></ul>	・住まいを失った方への一時宿泊 場所の提供 ・事業規模に応じた協力金の支 給	
4月	休業・時短要請( ・緊急事態宣言の発出を政府に 要請(21日) 補正予算(200)	4/25~6/20)  ・知事会見(23日)「おさえる」 ・検査処理能力約9.7万件/日 ・L452R変異株スクリーニング検査開始(30日~)	・自宅療養者への医療支援体制の強化(20日) ・都立・公社病院の後遺症相談窓口 を8病院に拡大(26日)	<ul><li>・大規模施設に対する協力金の 支給</li><li>・休業の協力依頼に応じた中小 企業、個人事業主に対する都独 自の支援金制度を創設</li></ul>	
緊急事態宣言	·補正予算②(17日)  ·補正予算②(28日)	<ul> <li>・知事会見(7日)</li> <li>「人流抑制」</li> <li>「ポイントを押さえた対策」</li> <li>「先を見据えた備えの対策」</li> <li>・テレワークマスター企業支援事業の開始(12日)</li> <li>・知事会見(28日)</li> <li>「リバウンドを何としても阻止」</li> </ul>	・GW期間中の診療・検査医療機関等への支援を実施(1日~5日)・病床5,594床、宿泊療養施設5,708室を確保・ワクチン接種促進に向け、地域の診療所等への協力金支給・築地ワクチン接種センター開設を公表(1837世界・6/20)	・中小事業者等月次支援給付金 の支給 ・自殺防止相談やひとり親に対す る支援体制を強化・充実	
6月	・補正予算③(18日) ・まん延防止等重点措置の実施 (23区及び多摩市町・6/21~7/11) 時短要請(6/	・知事会見(18日) 「人流抑制」「基本的対策の徹底」 「ワクチン接種の加速」	表(開設期間:6/8~6/30)  ・都庁展望室ワクチン接種センターの開設(北6/18 南6/25) ・回復期支援病院の確保(約200施設・約1,000床)	・一定要件を満たした店舗で酒類 提供が可能に(2人以内・90分以 内・19時まで)(21日~) ・飲食店、大規模施設等への協 力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給	
7月 <b>緊急事態宣言</b> 7/12~	・補正予算②(8日)  休業・時短要請(7/1	・要請に応じない店舗への対策強化(個別訪問等)	・入院待機ステーション開設(葛飾) ・新たな大規模接種会場(7か所)、大学と連携した接種会場(青学大、一橋大、都立大)を開設 ・病床5,967床、宿泊療養施設5,703室を確保 ・回復期支援病院の確保(約230施設・約1,500床)	・飲食店、大規模施設等への協力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給	
		<u> </u>			

# 第Ⅳ期(令和3年4月~10月) における主な対策

**~感染力の強い変異株の脅威に直面する中、医療提供体制の確保とワクチン接種の加速化を推進~** 

_	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化	
8月 第 <b>2</b> 事態宣言 7/12~	·補正予算③(17日)	2~9/30まで延長) ・知事ぶら下がり(17日) 「医療非常事態」「体制の構築」 ・路上飲み対策の強化 ・商業施設の人流5割削減に向けた業 界団体との連携	・酸素ステーション整備(都民の城) ・入院待機ステーション開設(八王子) ・抗体カクテル療法の活用 ・宿泊療養施設約6,240室を確保 ・訪問看護STと連携した自宅療養者への健康観察の開始 ・感染症法に基づく医療機関への要請(病床確保、人員派遣等) ・若者対象の接種会場開設(渋谷) ・ワクチン接種率(31日現在) (1回目:59.5% 2回目:45.1%)	・妊婦等のワクチン接種促進 ・妊産婦等への支援の強化 (助産師によるオンライン相談、円 滑な入院調整等)	
9月	·補正予算③(9日) ·補正予算③(17日) ·補正予算③(28日)	・繁華街や高齢者施設等における戦略的・集中的な検査の継続・学校や保育所等での検査体制の整備・知事ぶら下がり(28日)「リバウンドによる医療逼迫を避ける」	・大会施設を活用した酸素・医療提供ステーションの開設(築地・調布) ・入院待機ステーション開設(北) ・約9,200床の医療提供体制を確保 (病床6,651床、回復期支援1,785床、酸素・医療提供ステーション620床等) ・都の大規模接種会場の対象を拡大 (都内在住在勤在学の全12歳以上) ・ワクチン接種率(30日現在) (1回目:73.8% 2回目:64.0%)	・飲食店の経営基盤強化への支援 ・観光事業者の収益力向上のため の取組支援 ・飲食店等に対する協力金の早期 支給(要請期間終了を待たずに支 給)	
10月	時短要請(10, ・リバウンド防止措置の実施(1日~24日)・補正予算③(4日) ・基本的対策徹底期間における対応(10月25日~11月30日)	・商業施設における入場者整理、イベントにおける人数上限等に沿った開催や参加者の直行直帰等を要請・感染防止対策を徹底した部活動の実施、修学旅行等の延期・知事ぶら下がり(21日)「家庭内での換気が特に重要」・教育活動に取り組む上で、PCR検査を活用できる体制を整備	・新たな大規模接種会場の開設 (渋谷、東京ドーム) ・都の大規模接種会場で予約なし接種 を実施(渋谷、行幸地下) ・中和抗体薬治療コールセンターの開 設	・認証店のみ酒類提供が可能に(1 テーブル4人以内・20時まで)(1日 ~) ・飲食店への協力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給 ・認証店について、5人以上で同一テー ブルを使用する際に「TOKYOワクション アプリ」又は接種証明書等の活用を推 奨(25日~) ・非認証店も酒類提供が可能に(1 テーブル4人以内・21時まで)(25日 ~)	

-10-

# 第V期(令和3年11月~)における主な対策

# ~オミクロン株の特性を踏まえた対策を徹底し「感染は止める、社会は止めない」~

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
11月	•補正予算③(25日)	・「三つの密」の回避等をはじめと した基本的な感染防止策の徹底 について協力を依頼	・東京都医療人材登録データベー スの設置	・「TOKYOワクションアプリ」開 始(1日)
		·「都における今後のコロナ対策 の基本的な考え方」(25日)	・ワクチン接種率(30日現在) (1回目:83.4% 2回目:82.2%)	
12月	・基本的対策徹底期間における対応(1日~) ・オミクロン株に関する緊急対応(3日)	・マスク着用等、基本的な感染防止対策の更なる徹底を依頼 ・テレワークや時差通勤等、人と人との接触機会低減を依頼 ・「換気の歌」(10日) ・都民に対する検査受検要請(25日)	・行政検査体制の拡充 ・宿泊療養施設受入居室数を積上げ ・オミクロン株特別対応(病床確保レベルの早期引上げ) ・高機能型酸素・医療提供ステーション(旧赤羽中央総合病院)設置(13日) ・都の大規模接種会場における3回目接種の開始(17日) ・ワクチン接種率(31日現在) (1回目:84.1% 2回目:83.4% 3回目:0.3%)	・認証店について、9人以上大 人数で同一テーブルを使用する際に「TOKYOワクションアプリ」又は接種証明書等の活用を推奨(1日~)・非認証店は1テーブル4人以内・酒類提供21時まで(1日~)・「テレワーク推進リーダー」制度の開始(6日)・緊急的な一時宿泊場所の提供(27日~1月5日)

# 第V期(令和3年11月~)における主な対策

# ~オミクロン株の特性を踏まえた対策を徹底し「感染は止める、社会は止めない」~

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
	・オミクロン株の急速拡大に伴う緊 急対応(11日~20日)	・混雑する場所などへの外出を控えるなど感染リスクの高い行動を 控えるよう依頼	・病床6,919床、宿泊療養施設 8,000室を確保	・受験総合相談窓口の設置
1月	時短要請(1/21/ ・まん延防止等重点措置の実施 (1月21日~2月13日) ・補正予算⑩(28日) ・当初予算⑪(28日)	*3/21まで延長) ・知事ぶら下がり(19日)「感染は止める、社会は止めない」 ・不要不急の外出自粛を要請・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請	・感染拡大時療養施設(東京スポーツスクエア)開設(25日) ・都庁南展望室ワクチン接種センター開設(26日) ・自宅療養サポートセンター(うちさぽ東京)の開設(31日) ・ワクチン接種率(31日現在) (1回目:86.4% 2回目:85.7% 3回目:4.0%)	・飲食店への協力金の支給(1 グループ・1テーブル4人、認 証店:21時まで、酒提供可 (「20時まで、酒提供不可」との 選択制) 非認証店:20時まで、 酒提供不可)21日~)
2月	<ul> <li>・まん延防止等重点措置(2月14日~3月6日まで延長)</li> <li>・補正予算⑫(17日)</li> </ul>	・高齢者施設等を対象としたワクチンバスの運行開始(14日) ・高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業の開始(18日)	・病床7,229床、宿泊療養施設 11,000室を確保 ・立川南ワクチン接種センター開設(1日) ・感染拡大時療養施設(立飛)運 用開始(9日) ・医療機能強化型、妊婦支援型、 高齢者等医療支援型の臨時医療 施設を整備(19日~) ・すべての診療・検査医療機関(約 4,200医療機関)をホームページに 公表(25日~) ・感染拡大時療養施設(立飛・高 松)完成(28日)高松は一部をワク チン大規模接種会場に転用 ・ワクチン接種率(28日現在) (1回目:86.8% 2回目:86.1% 3回 目:23.0%)	<ul> <li>・エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業の実施(1日)</li> <li>・社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業の実施(1日~)</li> <li>・「TOKYOワクションアプリ」3回目接種記録の登録機能を追加(10日)</li> </ul>

# 第V期(令和3年11月~) における主な対策

~オミクロン株の特性を踏まえた対策を徹底し「感染は止める、社会は止めない」~

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
3月	<ul> <li>時短要請(1/21~</li> <li>・まん延防止等重点措置(3月7日~3月21日まで延長)・補正予算④(17日)</li> <li>・リバウンド警戒期間(3月22日~4月24日)</li> </ul>	・知事会見(11日)「ワクチン接種より一層加速」 ・混雑している場所や時間を避けて行動するよう依頼・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請	<ul> <li>・宿泊療養施設12,601室を確保</li> <li>・診療・検査医療機関マップをリニューアル(11日)</li> <li>・予約なしでの3回目接種を実施(行幸地下、立川高松、東京ドーム)(15日~)</li> <li>・ワクチン接種率(31日現在)(1回目:87.2% 2回目:86.5% 3回目:47.0%)</li> </ul>	・事業復活支援金等を受給した方のための緊急支援の実施 ・認証店:1テーブル4人以内・2時間以内(陰性証明書活用の場合を除く)(22日~)・非認証店:1テーブル4人以内・2時間以内・酒類の提供は21時まで(22日~)
4月	・リバウンド警戒期間(4月25日~ 5月22日まで延長)	・GW中に帰省や旅行をする都民などに対して、検査を積極的に呼び掛け	・ワクチン接種率(30日現在) (1回目:87.3% 2回目:86.7% 3回 目:58.3%)	・認証店:1テーブル8人以内・ 2時間以内(陰性証明書活用 の場合を除く)(25日~) ・非認証店:1テーブル4人以 内・2時間以内・酒類の提供は 21時まで(25日~)
5月	・5月23日以降については、期間を 設けずに基本的感染防止の継続 的徹底の段階に移行		・高齢者等医療支援型施設(旧女子医)の後継施設として、酸素・医療提供ステーション(赤羽)を高齢者等医療支援型(赤羽)に転換(9日)	・認証店:人数制限等は終了 (23日~) ・非認証店:1テーブル4人以 内・2時間以内・酒類の提供は 21時まで(23日~)

# 第1波~第6波の状況と対応

## 第 I 期(令和2年1月~6月 うち第1波(4月~5月))

#### 特徴

#### 未知のウイルスの脅威

【東京】最大感染者数:206人(4/17) 新規陽性者数(累計): 4,705人 死者数(累計):289人 【全国】最大感染者数:644人(4/11) 新規陽性者数(累計):14,600人 死者数(累計):832人

※ 累計期間:令和2年4月1日~令和2年5月31日

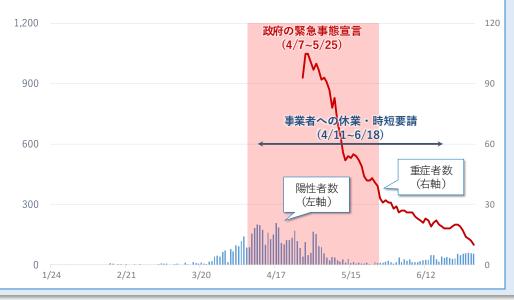
#### (感染状況・医療提供体制)

- ▶ 令和2年1月、入国者等の陽性例を確認
- 無症状の陽性者も多数報告
- ▶ 飲食店等や、スポーツジム等の屋内施設、さらに医療機関、福祉施設等でもクラスターが発生
- 感染経路が不明な新規陽性者や濃厚接触者が急増したことにより、検疫・検査・医療提供体制や保健所業務が逼迫
- ▶ 全国の新規陽性者数の3割が都内で発生
- ▶ 爆発的な感染拡大(オーバーシュート)を免れ、新規報告数は減少に転じた

#### (都民・事業者の状況)

令和2年1月、都内で初の感染者が確認されて以来、 未知のウイルスに対する都民や事業者の不安は刻々 と拡大

- ▶ 基本的感染防止対策としてマスクや消毒液の需要が 急増したこと等により、マスク等物資の不足も生じ、 混乱がより深刻化
- 感染症の影響によって経営不振に陥った企業で、新 卒内定者の内定が取消される例が多数発生し、雇用 情勢は悪化。



### 第 I 期(令和2年1月~6月 うち第1波(4月~5月))

#### 都の対応

#### [医療提供体制の充実]

- ▶ 都民の不安に応える相談・初療体制の構築
  - ・新型コロナに感染した可能性のある方からの相談に 応じる**新型コロナ受診相談窓口**や、診療・検査を行 う**新型コロナ外来**の開設
- 既存の枠組みを超えた医療提供体制の強化
  - ・入院調整本部を設置し、患者の重症度、基礎疾患の 有無等を踏まえ、広域的な入院先医療機関の調整を 実施
  - ・指定感染症医療機関以外の病院にも病床確保等を 要請
  - ・**コロナ病床3,300床**(重症400床、中等症2,900床)確保
  - ・宿泊療養など軽症者等の新たな療養対策の実施 (2,865室)

#### [保健・予防対策]

- **➢ 保健所の機能維持のための人的支援**
- ▶ 患者に関する情報を一元的に管理し、各保健所と共有する患者情報管理センターの設置

#### [都民、事業者への協力要請]

▶ 都民に対しては、徹底した外出自粛(生活の維持に 必要な場合を除く)を要請。事業者に対し、施設の 種別に応じ、施設の使用制限、催物の開催制限等を 要請

- ▶ 社会生活を維持するうえで必要な施設を除く幅広い 業種・施設への休業要請
- 中小事業者向け協力金の創設
  - ・事業者への休業等の要請や協力依頼に対する実効性 を確保するため、都の休業要請等に全面的に協力し た事業者を対象とする**感染拡大防止協力金**制度を全 国に先駆けて創設
- ▶ 密集状態等が発生する恐れのあるイベント等開催自 粛の要請
- > 小中高校等の臨時休業
  - ・政府の要請を受けて、3月2日から都立学校の臨時 休業を実施。その後、**5月末まで全ての都立学校、** 区市町村立学校において臨時休業を実施
- ▶ 緊急事態措置相談センターの設置
  - ・特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や 事業者の疑問や不安に対応するため、緊急事態措置 の開始に合わせ、**東京都緊急事態措置相談センター** を新規に設置
- > 緊急雇用対策
  - ・感染症の影響によって内定を取り消された方及び 雇止めになった方を対象に、都の会計年度任用職員 として採用

### 第 I 期(令和2年1月~6月 うち第1波(4月~5月))

#### 都の対応

#### [都民等に向けた広報、情報発信]

- ▶ 最新情報・支援情報を発信するウェブサイトの開設
  - ・最新の感染動向等をグラフや表により分かりやすく 掲載する「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、 ナビゲーション機能により都及び国の支援策の情報 を容易に入手できる「新型コロナウイルス感染症支 援ナビ」を開設し、正確かつ迅速な情報発信を実施
- 東京都新型コロナウイルス感染症最新情報(モニタリングレポート)の配信
  - ・知事からのメッセージや最新の感染症情報を定期的にYouTube等で動画配信(令和2年4/3~6/15)

- ➤ STAY HOME週間の呼びかけ
  - ・大型連休を「いのちを守る STAY HOME週間」として、他県とも協力して広報を展開
- ▶ インフルエンサーとのコラボレーションによる広報
  - ・有名YouTuberとのコラボレーションにより、 YouTuber側のアカウントにおいて、コロナに関する 正しい情報を発信し、若年層に訴求

都の措置等・期間	都の措置等の概要
<b>緊急事態措置①</b> [4月7日~5月25日] (都民) [4月11日~5月25日] (事業者)	【都 民】不要不急の外出自粛等を要請 【事業者】施設の休業を要請、飲食店の営業時間の短縮を要請(5時〜20時)、イベントの開催停止を要請
[5月26日~6月18日]	【都 民】不要不急の外出自粛等を要請 【事業者】施設の休業等を要請、イベントの開催制限を要請、飲食店の営業時間の短縮を要請(5時~20時等)

#### 成果と課題

- ・新型コロナに係る知見が少ない中、都民の不安に応える相談窓口を設置するとともに、**人と人との接触機会を8割減らす**ために、**幅広い業種への休業要請や都民への外出自粛等の要請を実施**。都民・事業者の協力により、新規陽性者数を抑制
- ・感染拡大により、医療提供体制や保健所業務が逼迫したことから、体制強化や業務の効率化が急務
- ・専門家の知見に基づく、感染状況の分析や見通しを踏まえた対策の実施体制が必要

## 第Ⅲ期(令和2年7月~10月 うち第2波(7月~8月))

#### 特徴

#### 緊急事態宣言の解除に伴うリバウンドが発生

【東京】最大感染者数: 472人(8/1) 新規陽性者数(累計):14,589人 死者数(累計): 38人 【全国】最大感染者数:1,597人(8/7) 新規陽性者数(累計):49,354人 死者数(累計):322人

※ 累計期間:令和2年7月1日~令和2年8月31日

#### (感染状況・医療提供体制)

- ▶ 接待を伴う飲食店などの繁華街、いわゆる「夜の 街」を中心とした急速な感染の拡大、若者への感染 の拡大
- 感染経路が多岐にわたり、感染経路が不明な者の割合が高い。
- ▶ 令和2年7月~8月にかけて、第1波を超える新規 陽性者の発生により、保健所業務がさらに逼迫
- ▶ 院内感染が発生したものの、第1波のような大規模なクラスターの発生は見られなかった

#### (都民・事業者の状況)

外出自粛等の要請の終了後、夜間の繁華街で20代、 30代の若者を中心に飲食店等の利用者が増加



## 第Ⅲ期(令和2年7月~10月 うち第2波(7月~8月))

#### 都の対応

#### [医療提供体制の充実]

- > 感染症対策の司令塔機能及び感染状況の把握
  - ・専門家による感染状況や医療提供体制の分析を踏ま え、必要な対策に繋げるモニタリング会議の設置
  - ・調査・分析、情報収集・発信など、効果的な感染症 対策を一体的に実施する**東京 i CDC (東京感染症 対策センター)** の創設
- ▶ 相談・検査体制の強化
  - ・発熱等の症状がある方でかかりつけ医のいない方等 からの相談を受け付ける東京都発熱相談センターを 開設(46回線)
  - ・区市町村が取り組む**社会福祉施設向けのPCR検査等 への支援**開始
- > 入院医療体制・療養体制の強化
  - ・**コロナ病床2,640床**(重症150床、中等症2,490床)確保
  - ・都立・公社病院でコロナ病床1,000 床の確保方針
  - ・宿泊療養施設の拡大(**3,044室**)、ペット同伴宿泊療 養施設の開設
  - ・療養者からの医療相談に24時間対応する**自宅療養者** フォローアップセンターの設置(都保健所管内)

#### [保健・予防対策]

- > 保健所支援機能の強化
  - ・区市保健所の業務支援を行う**保健所支援拠点**を東京 都健康安全研究センター内に設置(疫学調査を担う トレーサー班の設置等)

#### [都民、事業者への協力要請]

- ▶ 第1波においては、幅広い業種への休業要請を行ったが、実際の感染事例などを踏まえ、都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店にポイントを絞って、8月3日から9月15日までの間、営業時間の短縮を要請(朝5時~夜10時まで)
- ▶ 全面的に協力した中小企業に対しては、一事業者あたり一律20万円を協力金として支給(支給対象:ガイドラインを遵守し、ステッカーを掲示している事業者)

## 第Ⅲ期(令和2年7月~10月 うち第2波(7月~8月))

#### 都の対応

#### [都民等に向けた広報、情報発信]

- ▶ 動画コンテンツによる最新情報等の発信
  - ・著名人を活用し、感染防止徹底宣言ステッカーの 普及啓発や、家庭内感染防止等を呼びかける動画を 制作・発信
- 東京都新型コロナウイルス感染症最新情報(モニタリングレポート)の配信再開
  - ・知事からのメッセージや最新の感染症情報を定期的にYouTube等で配信 (令和2年7/9~令和3年10/21 第1期を含め合計約210回)



モニタリングレポート

都の措置等・期間	都の措置等の概要
8月3日~9月15日]	

(9月1日~9月15日) (9月1日~15日は23区内のみ)

【**事業者**】酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の営業時間の短縮を要請(5時〜22時)

#### 成果と課題

- ・ポイントを絞った時短要請により、繁華街等の人出が減少し、緊急事態宣言発出に至ることなく新規陽性者数 を低減
- ・東京iCDCの創設等により、専門的知見を活用し、効果的な感染症対策を一体的に実施
- ・モニタリング会議での専門家による感染状況や医療提供体制の分析報告を踏まえ、実効性ある対策に繋げてきた
- ・クラスターの連鎖を防ぎ、症状に応じて適切な医療に繋げる検査・医療提供体制の拡充が必要

# 第Ⅲ期(令和2年11月~令和3年3月 うち第3波(11月~3月))

#### 特徴

#### 年末の会食等の増加による感染拡大

【東京】最大感染者数:2,520人(1/7) 新規陽性者数(累計): 89,904人 死者数(累計):1,315人 【全国】最大感染者数:8,045人(1/8) 新規陽性者数(累計):372,537人 死者数(累計):7,394人

※ 累計期間:令和2年11月1日~令和3年3月31日

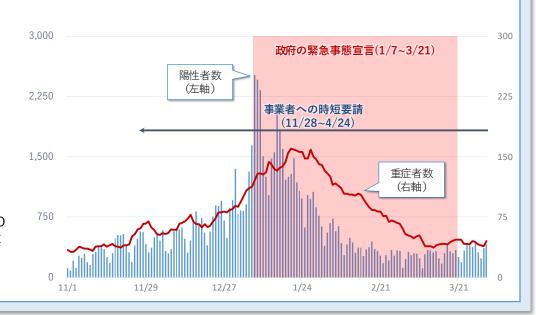
#### (感染状況・医療提供体制)

- ▶ 第2波から新規陽性者数が十分に減少せず、これまで経験したことのない速度で急激に感染が拡大
- ➤ 新規陽性者、重症者ともに、**第1・2波と比べ大幅 増** (2,000人/日を超える新規陽性者の発生)
- ▶ 新規陽性者を年代別にみると、重症化リスクの高い 高齢者が増加、医療提供体制が逼迫
- 感染経路別にみると会食が多かった第2波と異なり、 家庭内感染の割合が増加
- ▶ 年末年始の帰省やイベントにより、会食機会が増加し、感染拡大へとつながった

#### (都民・事業者の状況)

▶ 「Go To トラベル」(10月1日~12月28日)、「Go To Eat」(11月20日~11月26日)のキャンペーン等を実施

- ▶ 年末で人の動きが活発になり懇親会・会食等が増加
- ▶ 国の分科会において、感染リスクの高まる5つの場面(飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食等)を提言



# 第Ⅲ期(令和2年11月~令和3年3月 うち第3波(11月~3月))

#### 都の対応

#### [医療提供体制の充実]

- ▶ 検査・医療提供体制の強化
  - ・感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止 するため、高齢者施設等における**集中的検査**を開始
  - ・多くの医療機関が休診する**年末年始の診療・検査体 制**を確保
  - ・発熱等新型コロナが疑われる症状がある場合の受診 先となる**診療・検査医療機関**を指定(約3,400か所)
  - ・新型コロナから回復し、引き続き入院が必要な患者 の転院を受け入れる**回復期支援病院**への支援を開始
  - ・**夜間入院調整窓口**を開設し、夜間の調整業務にも対応
  - ・**コロナ病床5,048床**(重症332床、中等症4,716床)確保
- ▶ 療養体制の強化
  - ・療養者からの医療相談に24時間対応する**自宅療養者** フォローアップセンターの対象範囲を**都全域に拡大**
  - ・宿泊療養施設の拡大(2,800室)
  - ・自宅療養者の容態変化を早期に把握するため、**パル** スオキシメーターの配布を開始
- > 保健所支援機能の強化
  - ・疫学調査を担うトレーサーの増員(70人)

#### 「ワクチン接種の推進]

▶ 都・区市町村・医師会等による接種体制整備の促進、 円滑な実施に向け、ワクチンチームを発足

- ▶ 医療従事者へのワクチン接種開始
- ▶ 副反応の症状が見られる場合、看護師等に相談できるワクチン副反応相談センターを開設

#### [都民、事業者への協力要請]

- > 2度目の緊急事態措置を実施
  - ・飲食店などに対しては、営業時間の短縮を要請 (酒類の提供は11時から19時まで)
- ▶ 令和3年1月22日以降は、実効性をより一層高める ため、協力金の支給対象を大企業にも拡大
- > 「年末年始コロナ特別警報 |
  - ・感染拡大をストップさせるための特別な時期として 「**年末年始コロナ特別警報**」を発出
- **▶ 「コロナ対策リーダー」事業** 
  - ・店舗・利用者双方による感染拡大防止対策の一層の 徹底に向けた旗振り役として、飲食店等に「コロナ 対策リーダー」を置き、利用者にも感染防止マナー を促していく取組を開始
- ▶ 特措法に基づく個別要請や命令
  - ・特措法改正を受けて、見回りにより要請の遵守状況 を確認し、繰り返しの要請に応じない飲食店等に対 し、命令を実施

## 第Ⅲ期(令和2年11月~令和3年3月 うち第3波(11月~3月))

#### 都の対応

#### [都民等に向けた広報、情報発信]

- インフルエンサーとのコラボレーション
  - ・感染拡大防止やワクチン接種促進に関して、知事と インフルエンサーとのコラボレーションにより動画 等を制作し、若い世代にメッセージを発信
- ▶ 東京都新型コロナウイルス感染症関連情報(デイリーメッセージ)
  - ・主に若い世代をターゲットとして知事が感染防止対策を呼び掛ける動画を、SNS等でほぼ毎日発信 (令和3年1/18~6/20 146回)

#### ▶ 動画コンテンツによる最新情報等の発信

- ・在留外国人に向けた知事メッセージを多言語で発信
- ・著名人の罹患体験談を知事との対談形式で発信
- > 広報東京都臨時号による重点的な注意喚起
  - ・12月19日 時短要請協力金、年末年始の予防徹底
  - ・3月14日 基本的対策の徹底、高齢者ワクチン接種
- > 「5つの小」
  - ・会食時の注意として、「**5つの小**」(小人数での開催、小一時間程度、小声での会食、小皿に取り分け、小まめに換気・マスク・手洗い・消毒)を合言葉として、感染対策防止の徹底を周知

都の措置等・期間	都の措置等の概要
[11月28日~1月7日]	【事業者】23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の営業時間の短縮を要請(5時~22時)
<b>緊急事態措置②</b>	【都 民】不要不急の外出自粛等を要請
[1月8日~3月21日]	【事業者】飲食店等の営業時間の短縮を要請(5時~20時)、イベントの開催制限を要請
(リバウンド防止期間)	【都 民】不要不急の外出自粛等を要請
[3月22日〜4月11日]	【事業者】飲食店等の営業時間の短縮を要請(5時~21時)、イベントの開催制限を要請

#### 成果と課題

- ・感染リスクが高いとされる飲食店等の安全・安心を高めるため、店舗従業員への指導と利用客への感染防止マナー の働きかけの旗振り役となる**コロナ対策リーダーを各店舗に配置**
- ・感染再拡大に備え、療養体制の強化、区市町村と連携した高齢者や一般向けのワクチン接種の加速化が急務

# 第Ⅳ期(令和3年4月~10月 うち第4波(4月~6月))

#### 特徴

#### 新たな敵(アルファ株)との闘い

【東京】最大感染者数:1,121人(5/8) 新規陽性者数(累計): 52,923人 死者数(累計): 464人 【全国】最大感染者数:7,244人(5/8) 新規陽性者数(累計):324,133人 死者数(累計):5,617人

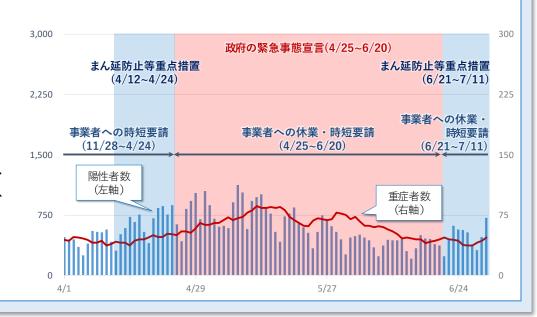
※ 累計期間:令和3年4月1日~令和3年6月30日

#### (感染状況・医療提供体制)

- ▶ 従来株より感染力の強い変異株(アルファ株)の発生により、若い世代を中心に感染が拡大
- 病院、有料老人ホーム、通所介護の施設等や、保育 園、大学運動部の活動及び寮などで、クラスターが 発生
- 第3波の経験を踏まえ、アルファ株への警戒を強化

#### (都民・事業者の状況)

- ▶ コロナとの闘いが1年以上にわたり、経営や事業活動、売上高への影響が続き、事業者にとっては厳しい経営環境が長期化
- ▶ 年度替わりの時期に、週末を中心に主要駅や繁華街、 花見の名所等で多くの人出があったことなどにより、 感染者が増加したことに加え、GWに向け、人の流 れの更なる増加が懸念



# 第Ⅳ期(令和3年4月~10月 うち第4波(4月~6月))

#### 都の対応

#### [医療提供体制の充実]

- > 検査体制の強化
  - ・クラスターが多数発生している高齢者施設等において、早期に対策を講じるための定期的な検査の強化 (**集中的検査の対象拡充**(精神科病院、療養病床を 有する病院、救護施設等))
  - ・変異株 (**N501Y**) の発生状況を把握するため、健康 安全研究センター等で遺伝子変異の有無の**スクリー ニングとゲノム解析**を実施
- > 入院医療体制、療養体制の強化
  - ・**コロナ病床5.594床**(重症373床、中等症5.221床)確保
  - ・宿泊療養施設の拡大(5,708室)
- > 治療薬
  - ・投与希望者や中和抗体薬の情報を知りたい方向けの 中和抗体薬治療コールセンターを開設
- > 保健所支援機能の強化
  - ・疫学調査を担うトレーサーの増員(115人)

#### [ワクチン接種の推進]

- > 高齢者への接種開始
- ▶ 地域の診療所等の協力による接種体制の強化
- オリパラ施設(築地、代々木)などを活用した大規模接種会場を開設

#### [都民、事業者への協力要請]

- ▶ 急所対策として、酒類等を提供する飲食店等に対して休業要請
- ▶ 機をとらえた人流抑制策として、大規模集客施設に 対する休業やイベント主催者等に対する無観客での 開催を要請
- ▶ 都が要望した規模別協力金制度の創設を受け、要請に全面的に協力いただいた飲食店等に対しては、売上高等に応じて協力金を支給
- ▶ 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト
  - ・飲食店等における感染防止対策の実効性をより高めるため、各店舗の取組を点検し、認証するとともに 状況に応じたきめ細かいサポートを行う「**徹底点検 TOKYOサポート**| **プロジェクト**を開始

# 飲食店等感染防止 徹底点検済



### 第Ⅳ期(令和3年4月~10月 うち第4波(4月~6月))

#### 都の対応

#### ▶ テレワークの更なる定着

- ・環境整備に係る経費等を支援するテレワーク促進 助成金やテレワーク・マスター企業支援事業により、企業の取組を後押し
- ・テレワークを身近な場所で行える環境を整備するため、中小企業等を対象に、地域の飲食店や商業施設等への共用型の**小規模テレワークコーナーの設置を支援**

#### 「都民等に向けた広報、情報発信〕

- ➤ STAY HOME週間の呼び掛け
  - ・「コロナをおさえる STAY HOME」をスローガンに、 都民等に対するメッセージや人流の状況、自宅で楽 しめるコンテンツ等を掲載した特設ポータルサイト を開設
- ▶ 動画コンテンツによる最新情報等の発信
  - ・屋外の飛沫感染対策、学校生活におけるコロナ対策 等を伝える動画を制作・発信

都の措置等・期間	都の措置等の概要
まん延防止等重点措置 <b>①</b> [4月12日~4月24日]	【都 民】不要不急の外出自粛、都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛等を要請 【事業者】23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市の飲食店等の営業時間の短縮を要請 (5時〜20時)、イベントの開催制限を要請
<b>緊急事態措置③</b> [4月25日~6月20日]	【都 民】不要不急の外出自粛、不要不急の都道府県間の移動の自粛等を要請 【事業者】大規模集客施設の休業・営業時間の短縮を要請、イベント関連施設等の無観客開催・営業時間の短縮等を要請、 酒類等を提供する飲食店等の休業を要請、酒類等を提供しない飲食店等の営業時間の短縮を要請 (5時~20時)、 イベントの開催制限を要請

#### 成果と課題

- ・アルファ株による感染拡大と人流が増加するGWの時期を迎えたが、飲食店に加え、大規模集客施設への休業要請 など、**強い行動制限により感染拡大を抑制**
- ・一方で、**更に感染力の強いデルタ株への置き換わり**が進み、感染再拡大への対応が必要
- 大規模接種会場の開設等ワクチン接種体制の更なる強化により、幅広い都民への接種促進が急務
- ・コロナ病床の増床に加えて、緊急的に病床を補完する機能の強化が急務

## 第Ⅳ期(令和3年4月~10月 うち第5波(7月~10月))

#### 特徴

#### 重症化リスクの高いデルタ株との闘い

【東京】最大感染者数: 5,908人(8/13) 新規陽性者数(累計):207,704人 死者数(累計): 913人 【全国】最大感染者数:25,975人(8/20) 新規陽性者数(累計):919,739人 死者数(累計):3,484人

※ 累計期間:令和3年7月1日~令和3年10月31日

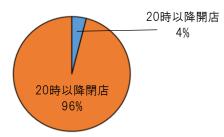
#### (感染状況・医療提供体制)

- 感染力が強く**重症化リスクの高い**変異株(デルタ 株)への置き換わりが急速に進行したことにより、 救急医療も逼迫
- ▶ 40代から60代までを中心に、新規陽性者数が急増、 重症者数が高い水準で推移
- ▶ 高齢者のワクチン接種が進んだことで、陽性者・入院患者は高齢者から中高年層や若年層へと拡大

#### (都民・事業者の状況)

▶ 営業時間短縮等の要請を行っている20時以降のハイリスクな時間帯(22時~24時)を含め、都内主要繁華街における夜間滞留人口は高い水準で推移

▶ ほとんどの都内飲食店等が要請に協力する一方、 深夜まで営業する飲食店等も一部存在



<都内飲食店等の20時までの時短要請協力状況>



### 第Ⅳ期(令和3年4月~10月 うち第5波(7月~10月))

### 都の対応

#### [医療提供体制の充実]

#### > 検査体制の強化

- ・変異株(L452R)の発生状況を把握するため、 健康安全研究センター等で遺伝子変異の有無のスク リーニングとゲノム解析を実施
- ・保育所等において児童等の感染が判明した際、保健 所に先行して濃厚接触者候補者への**PCR検査**実施
- ・早期の検査・受診につながるよう、同意の得られた **診療・検査医療機関を公表**

#### > 入院医療体制の強化

- ・病床が逼迫した際、入院待機となった患者を一時的 に受け入れる**入院待機ステーション**を開設
- ・軽症から中等症の患者に対して、酸素投与や中和抗 体薬治療等の医療を提供する**酸素・医療提供ステー** ションを開設
- ・重症化を防ぐ**抗体カクテル療法**の活用を推進
- ・**コロナ病床6,651床**(重症503床、中等症6,148床)確保
- ・夜間入院調整窓口において、中等症Ⅱ以上を対象に 保健所を介さない入院調整を開始

#### > 療養体制の強化

- ・訪問看護ステーションと連携した自宅療養者への健 康観察を開始
- ・在宅のまま医師の診療を受けられる**オンライン診療 による医療支援**を開始
- ・療養者への**処方薬の配送等を行う薬局への支援**開始
- ・宿泊療養施設の拡大(**6,546室**)

#### 「ワクチン接種の推進〕

▶ 様々な主体(大学、経済団体など)と連携しつつ大規模接種会場を増設

#### [都民、事業者への協力要請]

- ▶ 飲食店等に対し、営業時間短縮の要請を行うとともに、要請に応じない店舗に対し、警視庁・東京消防庁と連携し、要請に応じるよう、都職員が直接働き掛けを実施
- ▶ 商業施設等でのクラスターの発生や政府分科会の提言も踏まえ、都職員が百貨店やショッピングセンターを直接訪問し、1.8メートルのソーシャルディスタンスの確保や、館内の混雑度50%を目安にした入場制限等の感染防止対策の徹底を依頼

### 第Ⅳ期(令和3年4月~10月 うち第5波(7月~10月))

#### 都の対応

#### [都民等に向けた広報、情報発信]

- ▶ 2020大会期間中のSTAY HOME集中広報
  - ・オリンピック及びパラリンピックの開催期間において、「**この夏、最後のSTAY HOME**」として様々な 媒体において広報展開し、外出自粛を呼びかけ

#### ▶ 動画コンテンツによる最新情報等の発信

- ・ワクチン接種を呼びかける動画や、著名人を活用した青いステッカー(感染防止徹底点検済証)を PRする動画を制作・発信
- ・インフルエンサーと連携しワクチン接種の普及啓発
- ・ワクチン接種効果や、抗体カクテル療法について、 マンガでわかりやすく普及啓発

都の措置等・期間	都の措置等の概要
まん延防止等重点措置 <b>②</b> [6月21日~7月11日]	【都 民】不要不急の外出自粛、不要不急の都道府県間の移動の自粛等を要請 【事業者】23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町の飲食店等の営業時間の短縮を要請(5時〜20時、酒類提供は 一定の条件の下で一部可能)、大規模集客施設・イベント関連施設等の営業時間の短縮等を要請、イベントの開催 制限を要請、テレワークの活用等により出勤者数の7割削減を目指すこと等を要請
<b>緊急事態措置④</b> [7月12日~9月30日]	【都 民】不要不急の外出自粛、混雑した場所等への外出を半減すること等を要請 【事業者】酒類等を提供する飲食店等の休業を要請、酒類等を提供しない飲食店等の営業時間の短縮を要請(5時~20時)、 大規模集客施設・イベント関連施設等の営業時間の短縮等を要請、イベントの開催制限を要請、テレワークの 活用等により出勤者数の7割削減を目指すこと等を要請
(リバウンド防止措置期間) [10月1日~10月24日]	【都 民】外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動すること等を要請 【事業者】認証を受け、一定の条件を満たした飲食店等の営業時間の短縮を要請(5時〜21時、酒類提供は20時まで可)、 大規模集客施設・イベント関連施設等の営業時間の短縮等の協力を依頼、イベントの開催制限を要請

#### 成果と課題

- ・**ワクチン接種の加速化**を図り、新規感染者数を大幅に抑制するとともに、入院治療の補完機能として**酸素・医療 提供ステーションを開設**するなど、患者を確実に受け入れるための医療提供体制を強化
- ・今後に備え、行動制限におけるワクチン接種歴の確認や検査制度の活用等、感染拡大防止と社会経済活動との両立 に向けた検討が必要

# 第V期(令和3年11月~ うち第6波(令和4年1月~))

#### 特徴

#### これまでで最も感染力の強いオミクロン株への対応

【東京】最大感染者数: 21,562人(2/2) 新規陽性者数(累計):1,073,053人 死者数(累計): 1,200人 【全国】最大感染者数:103,614人(2/1) 新規陽性者数(累計):6,167,763人 死者数(累計):11,542人

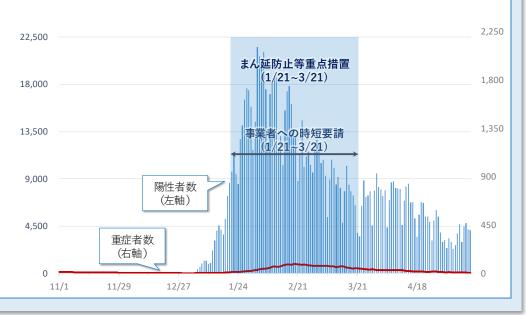
※ 累計期間:令和4年1月1日~令和4年5月11日

#### (感染状況・医療提供体制)

- ▶ これまでで最も感染力の強い変異株(オミクロン株)により、新規陽性者が急激に増加(最大時20,000人/日超)
- ▶ 過去最大の感染状況となる中、エッセンシャルワーカーの欠勤等により、事業継続が困難となるなどの影響
- ▶ 家庭内感染の増加等により、子供、重症化リスクの 高い高齢者への感染が拡大
- ▶ オミクロン株の亜種 BA.2の発生もあり、感染状況の 減少傾向は緩やかとなったが、第3波、第5波と比 較して、死亡率が低い傾向

#### (都民・事業者の状況)

▶ 陽性者や濃厚接触者の増加により、社会インフラを 担う幅広い業種において、欠勤者の急増による事業 ・社会活動の停滞の恐れ ▶ 特に同居家族が感染し、濃厚接触者となった場合、 当初は感染者が無症状でも2週間の自宅待機が必要 となり、企業等で従業員の人手不足が懸念



# 第V期(令和3年11月~ うち第6波(令和4年1月~))

#### 都の対応

#### [医療提供体制の充実]

- > 相談体制の強化
  - ・発熱等の症状がある方でかかりつけ医のいない方等からの相談を受け付ける**発熱相談センターの拡充** (340回線)
- > 検査体制の充実
  - ・イベント、旅行等で陰性確認の必要がある無症状の方や感染に不安を抱える方等への**PCR検査無料化事業**を開始(12月)
  - ・空港でPCR検査キットを配布
  - ・集中的検査の対象拡充(入院重点医療機関、通所・ 訪問系事業所、保育所・小学校等)
  - ・検査が必要な方が幅広く検査を受けられるよう、 最大**約29万件/日の検査体制を確保**
- > 子供・高齢者の療養体制の強化
  - ・重症化リスクが高い高齢者や不安を抱える妊婦の受入枠を拡大するため、臨時の医療施設(**高齢者等医療支援型、妊婦支援型**)で受入れ開始
  - ・感染拡大の防止に向け、無症状者を対象とした**感染 拡大時療養施設**を整備し、**家族での利用を可能に**
  - ・高齢者施設への往診・施設内療養体制の構築
  - ・自宅療養中の子供への往診、休日診療体制の強化
- > 入院医療体制・療養体制の強化
  - ・**コロナ病床7,229床**(重症510床、中等症6,719床) 確保

- ・夜間入院調整窓口の強化(窓口に医師を配置し、保 健所を介さずに入院調整)
- ・宿泊療養施設の拡大(最大12,601室)
- ・自宅療養者のサポート体制拡充(**うちさぽ東京**等)
- ・早期の受診に繋がるよう**発熱外来実施機関**の公表
- ・自宅療養者への往診体制の強化
- ・自宅療養者に速やかに健康観察を実施するため、**医** 療機関による健康観察を開始
- ・**自宅療養者フォローアップセンターの体制拡充** (第2~4フォローアップセンターの設置)
- ▶ 宿泊療養施設等において、経口薬治験への積極的な協力を実施

#### 「保健所機能強化」

デジタル技術を活用した都保健所業務の効率化

#### [ワクチン接種の推進]

- 3回目ワクチン接種の加速化
  - ・**大規模接種会場、ワクチンバス巡回**での接種促進

#### [都民、事業者への協力要請]

- まん延防止等重点措置等における飲食店等に対して、 営業時間短縮や人数制限を要請(人数制限については、対象者全員検査により緩和)
- 経済団体や事業者に対し、1割を超える従業員の欠勤を想定し、BCP(事業継続計画)の再点検や策定を呼びかけ

## 第V期(令和3年11月~ うち第6波(令和4年1月~))

#### 都の対応

▶ 都内事業者の従業員等が社会と家族を守るためにテレワークをしながら宿泊施設に一定期間滞在する取組を支援

#### [都民等に向けた広報、情報発信]

- ▶ 動画コンテンツによる最新情報等の発信
  - ・知事と著名人、専門家の鼎談により冬の感染防止対 策を呼びかける動画を制作・発信
  - ・換気の徹底や3回目のワクチン接種を訴求する動画 を制作・発信
  - ・オミクロン株対策の取組等を、横断的にまとめて発信

#### ▶ 医療提供体制、事業支援等に関する発信

- ・オミクロン株の特性に合わせた医療提供体制や事業 支援等の取組を横断的にまとめてホームページで発信
- ▶ 広報東京都臨時号による重点的な注意喚起
  - ・12月19日 オミクロン株・年末年始の予防徹底
  - ・2月6日 まん延防止期間・自宅療養・換気
- ≽ 若者向けコロナ感染予防チェックシートの作成
  - ・飲み会やレジャーなど感染が広がりやすい場面にお ける感染予防のチェックリストを提供

都の措置等・期間	都の措置等の概要
(基本的対策徹底期間) [10月25日~1月10日]	【都 民】基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼 【事業者】業種別ガイドラインの遵守など基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼、イベントの規模要件に沿った開催を要請
(オミクロン株の急速拡大 に伴う緊急対応) [1月11日~1月20日]	【都 民】基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼 【事業者】同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼(非認証店は酒類提供21時まで)
<b>まん延防止等重点措置⑤</b> [1月21日~3月21日]	【都 民】外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動すること等を要請 【事業者】飲食店等の営業時間の短縮等を要請、イベントの規模要件に沿った開催を要請
(リバウンド警戒期間) [3月22日~]	【都 民】混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼、基本的な感染防止対策を徹底することを要請 【事業者】飲食店等において同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内(4/25以降は8人以内)、滞在時間を 2時間以内とするよう協力を依頼(非認証店は酒類提供21時まで)、イベントの規模要件に沿った開催を要請

#### 成果と課題

・感染力の強いオミクロン株により感染が急拡大し、医療提供体制の逼迫や社会経済活動の停滞が懸念されたが、 これまでの経験や知見を活かし、増加する自宅療養者を支援する**うちさぽ東京**の新設や重症化リスクの高い高齢者 の療養体制の強化など、先手先手で医療提供体制を充実するとともに、**ワクチン三回目接種**を促進

# 主な対策の振り返り

### 相談体制の充実

▶ 感染について不安に思う方や発熱等の症状が生じた方が円滑に相談できるよう、相談窓口を設置し、順次充実

#### (1) 第6波までの都の取組

- 未知のウイルスによる不安が広がる中、都民への正しい知識と情報の提供や、感染が疑われる患者を適切な診察が可能な医療機関に確実に繋ぐ仕組みの構築が必要となったことから、令和2年2月、国の依頼に基づき、特別区、八王子市、町田市と共同して、感染疑いのある方からの相談に対応する新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)を設置後、必要に応じて帰国者・接触者外来(新型コロナ外来)で受診できるよう調整
- 令和2年10月には、発熱等の症状があり、かかりつけ医のいない方や、COCOAによる通知を受けた方などの相談に対応するため、新型コロナ受診相談窓口に代わり、看護師・保健師による相談対応が可能な**東京都発熱相談センター**を新たに開設(46回線)
- 必要に応じて新型コロナへの感染が疑われる方の診察や検査が可能な医療機関を案内するほか、より多くの外国人の方からの相談に対応するために、令和3年4月からは多言語対応を拡充。感染状況に応じて順次回線数を増設するとともに、オミクロン株の拡大に対応するため、令和4年2月、東京都発熱相談センター医療機関案内専用ダイヤルを新たに開設し、現在、専用ダイヤル140回線を含め、340回線で対応
- なお、新型コロナ感染症の感染予防や心配な症状が現れた場合、相談先がわからない場合など、都民からの一般的な相談・オミクロン株に関する相談に対応するため、**新型コロナ・オミクロン株コールセンター**(令和2年1月設置、令和3年12月より現在の名称)も設置(最大46回線)

#### (2)成果と課題

- 感染状況に応じ、相談対応に係る回線数の増設や多言語対応等の**発熱相談センターの体制強化**のほか、症状等に応じた**相談窓口の機能** 分化等、相談体制を充実
- 感染急拡大によって相談件数が急増した際も、順次、回線の増設やスタッフ確保を行い、速やかに対応体制を拡充した。**医療機関案内の専用ダイヤル化も、電話がつながりにくい状況の解消に有効**

# 検査体制の整備①

▶ 新型コロナの感染拡大防止に向け、検査体制を順次拡充するとともに、感染状況に応じ戦略的な検査を実施

### (1) 第6波までの都の取組

#### <検査体制の拡充>

- 流行初期においては、コロナ疑い患者の診療・検査の実施は、令和2年2月に設置された帰国者・接触者外来(新型コロナ外来)のある一部の医療機関に限定
- 感染拡大時の検査需要に対応するため体制を順次拡充(1日最大検査処理能力:令和2年7月約8千件⇒令和4年4月約29万件)
- 令和 4 年 2 月**全ての診療・検査医療機関を公表**(同年 5 月現在で**約4,500か所)、**身近な地域で迅速に受検できる体制を整備
- 令和3年12月から、イベントや旅行等の活動に際しての陰性確認や、感染不安を感じる無症状者のための無料検査を開始。令和4年4~5月のゴールデンウィークには、主要駅等において帰省・旅行等の前後の陰性確認のための検査を実施。感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた検査機会を提供
- 令和3年末から翌年2月にかけて、**羽田・成田空港の国際線到着出口においてPCR検査キットを配布**。さらに、令和4年2月から、発 熱外来等に患者が集中している状況を踏まえ、緊急的な混雑緩和策として、**無症状濃厚接触者に検査キットを個別配布**

#### <集中的検査等の戦略的展開>

- 令和3年2月から、**重症化リスクの高い高齢者・障害者入所施設**において、また、令和3年4月から、重症化リスクの高い患者等が入院する病院において、職員等を対象とした**集中的検査**を開始し、同年4月から毎週1回実施
- 令和4年2月からは、**通所・訪問系の事業所**、ワクチン接種対象外の子どもが集団生活を送る**小学校・保育所等の職員へ検査対象を拡大**し、同年4月から毎週2~3回実施
- また、令和3年4月から、感染拡大の予兆を捉え、早期の対策に繋げるため、**リスクの高い場所等でモニタリング検査等を実施**している。国と連携し、繁華街、飲食店、事業所、駅前、空港、大学等で検査を実施(令和3年12月からは都単独で実施)

# 検査体制の整備②

### <変異株スクリーニング検査>

- 東京 i C D C では、都内での変異株の発生状況を把握するため、令和 2 年12月に「新型コロナウイルスのゲノム解析に関する検討チーム」を立ち上げるとともに、東京都健康安全研究センターで都内における遺伝子変異の有無のスクリーニングを開始(令和 3 年 2 月以降は民間検査機関等でも変異株検査を実施)
- 都では、アルファ株やデルタ株といった変異株に対応するスクリーニング検査を実施してきており、東京都健康安全研究センターにおいて、令和3年12月には、独自の手法によるオミクロン株対応の変異株PCR検査をいち早く開始。BA.2系統の変異株PCR検査についても、令和4年1月から開始

- 都は、国の通知等を踏まえ、検査体制整備計画の見直しを行い、機動的に**検査需要に対応できる検査能力を確保。**引き続き感染状況等に応じた検査体制を機動的に確保する必要
- また、全ての診療・検査医療機関の公表を行ったことにより、よりスムーズな受診体制を確保
- 水際対策としてのPCR検査キットの配布は、感染拡大防止に資する取組であった。また、無症状濃厚接触者への検査キット配布は、医療機関からは検査・受診の集中の緩和に繋がる取組として評価
- 集中的検査の対象及び実施頻度を適宜拡充し、医療機関・施設等職員の感染の早期発見・受診に繋がり、患者や入所・利用者への感染 防止に資する取組を実施
- 感染の不安を感じる場合やイベント・旅行等に際しての陰性確認検査など社会経済との両立のための検査の機会を提供
- 新たな変異株が発生する中において、**変異株PCR検査手法を都独自に開発**し、流行状況を監視するともに、広域的な視点から**近隣県等とも検査手法を共有**

# 入院医療体制の確保①

- ▶ 患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、感染状況を踏まえた病床の確保や臨時の医療施設を整備
- ▶ 確保病床の効率的な運用のため、広域的な入院調整や回復期支援病院の確保等を実施

## (1) 第6波までの都の取組

### 1 病床確保

#### <感染状況に応じたコロナ対応病床の確保>

- 患者の症状に応じた適切な医療を提供するためには、受入病床の確保が重要であり、感染状況に応じてコロナ対応病床の確保レベルの 迅速な引き上げを実施。令和3年8月には、1日の新規感染者数が5,000人を超える感染状況から、**感染症法に基づく要請を実施**し、 最大6,651床の病床を確保
- 令和3年10月には、入院患者数が減少する中、通常医療との両立を図るため、病床確保レベルを引下げ(6,651床から4,964床)
- 第6波においては、**海外におけるオミクロン株の感染拡大のスピードを踏まえ、感染急拡大への先手を打つ**ため、令和4年1月に病床 確保レベルを一気にレベル3まで引き上げ、同年2月には510床の重症病床を含む、**最大時7,229床の病床を確保**

#### <医療機能に応じた体制確保>

- 都内医療機関の協力を得るとともに、都立・公社病院における受入体制を強化し、コロナ専用医療施設の開設や都立・公社3病院のコロナ重点病院化などにより、令和3年2月1日時点でコロナ用病床を1,700床確保した。その後、さらなる患者増加に備えるため、令和3年4月には、都立・公社病院で2,000床を確保し、最大で1,511人の入院患者を受入れ
- また、令和3年1月から、確保病床の効率的な運用のため、療養期間終了後の患者の転院等を受け入れる医療機関を**回復期支援病院として指定**(令和4年5月現在で約290病院)
- 加えて、令和4年2月には、オミクロン株による重症化リスクが高いといわれる高齢者や不安を抱える妊婦に対応した**臨時の医療施設を開設(670床)**

#### 2 入院調整

#### <入院調整本部の設置>

● 令和2年4月に**東京都入院調整本部を設置**し、保健所からの依頼を受け、東京DMATの医師や事務職員・看護師等が、保健所からの 依頼を受け、患者の重症度、基礎疾患の有無、住所地等を踏まえた広域的な入院先医療機関の調整を実施。令和3年1月には、**夜間入 院調整窓口を設置**し、夜間の調整業務等にも対応

# 入院医療体制の確保②

- 令和3年7月からは、入院待機ステーション等の運用により、入院調整の円滑化を図り、翌8月からは、夜間入院調整窓口により中等症Ⅱ以上を対象に**保健所を介さない入院調整を実施**。さらに、令和4年1月からは、夜間入院調整窓口に医師を配置し、中等症Ⅰ以下の軽症患者も含め入院要否判断・調整を行う体制を整備
- また、令和3年3月から**MIST(東京都新型コロナウイルス感染者情報システム)を導入**。HER-SYS(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム)の情報をMISTに取り込むことで、効率的に入院調整を実施。さらに、**多職種連携ポータルサイトの転院支援システムを活用**し、医療機関間の転院調整を支援

#### <転退院支援班>

● 令和3年12月には、入院調整本部に転退院支援班を設置し、症状が改善したコロナ患者を軽症・中等症の患者を受け入れる病院へ、また、療養期間が終了した患者を回復期支援病院への転院調整を実施し、病床を効率的に運用するとともに、患者の症状に応じた療養環境を提供

### <往診支援班等>

● 令和4年1月には、入院調整本部に往診支援班を設置し、施設内療養を行う高齢者施設など向けに往診を調整。さらに、重症用病床の 一元管理を行うほか、入院調整(軽症)班、保健所支援班などを設置、体制を強化

- **これまでの経験を生かし、感染状況に応じて先手先手で病床を確保**しており、オミクロン株の流行を踏まえた臨時の医療施設の整備にも着実に対応
- 一方、コロナ患者の入院医療機関は、平常時に救急対応を行っている施設も多いことから、**一般医療とのバランスも考慮し、病床の柔** 軟な運用が必要
- また、確保病床の更なる有効活用を図るとともに症状に応じた療養環境を提供するため、新型コロナの治療が終了した高齢者に対して **転院を促進する取組の強化が必要**
- 都は、感染の**流行初期から入院調整本部を設置**し、入院先医療機関を調整するとともに、医師も配置した夜間入院調整窓口の設置など、 円滑な調整を実施

# 治療薬

▶ 中和抗体薬や経口薬を必要な患者に早期・確実に投与するための体制整備を推進

### (1) 第6波までの都の取組

### 1 中和抗体薬

- 流行初期には、対症療法が中心であったが、令和3年7月、軽症患者等の重症化を防止する点滴薬である中和抗体薬「ロナプリーブ」が特例承認されたことを受けて、順次、都内約220医療機関等に同薬の配備を進め、**酸素・医療提供ステーション及び宿泊療養施設の一部でも投与を実施**
- また、かかりつけ医や発熱相談センターによる中和抗体薬の投与が可能な医療機関への案内や、保健所と都が連携して投与可能な医療 機関への入院・受診調整を行うなど、早期・確実な投与を促進
- さらに、令和3年10月には、**東京都中和抗体薬治療コールセンターを設置**し、中和抗体薬の投与希望者からの問合せ・相談を受け付けるとともに、投与対象者に対する投与施設や搬送等の調整を実施
- なお、国からの中和抗体薬のオミクロン株に対する有効性にかかる通知(令和3年12月)を踏まえ、令和4年1月からは、都の臨時の 医療施設での投与を**ロナプリーブからゼビュディ**(令和3年9月特例承認)**へ切り替え**た。また、迅速な投与に結び付けるため、自宅 療養者等に対する往診での中和抗体薬投与を推進する事業も開始

#### 2 経口薬

- 経口薬については、医師会、薬剤師会等と連携し、令和3年12月に特例承認された「ラゲブリオ」と、令和4年2月に特例承認された「パキロビッドパック」について、**医療機関・薬局等へ登録の働きかけを行い、供給体制を確保**
- また、令和4年1月には、都民が経口薬へのアクセスがしやすいよう、処方が可能な診療・検査医療機関のHP公表を開始
- 宿泊療養施設において、治験に積極的に参加するなど国産医薬品開発にも貢献

- 中和抗体薬については、投与体制の確保や早期・確実な投与の促進の取組を進め、令和4年4月30日現在、ロナプリーブの投与件数は 約4,400件、ゼビュディの投与件数は約17,500件
- 経口薬については、関係機関と連携しながら地域での提供体制を構築し、令和4年5月5日現在、経口薬の処方が可能な診療・検査医療機関のHP公表件数は1,258件

# 保健所機能の強化①

- ▶ 保健所支援拠点の設置、トレーサー班の配置、業務の民間委託等により感染拡大時における体制を確保
- ▶ 患者情報管理センターの設置、入院調整本部の設置等により保健所業務を支援
- ▶ 音声マイニング技術、ショートメッセージサービス等、デジタル技術の活用により都保健所業務を効率化

## (1) 第6波までの都の取組

#### 1 感染拡大時における体制確保

- 令和2年7月、感染拡大により業務負荷が集中する保健所を支援するため、**区市保健所の業務支援を行う保健所支援拠点**を東京都健康 安全研究センター内に設置。夜の街対策を課題とする区保健所と連携した積極的疫学調査の他、新型コロナウイルス接触確認アプリ 「COCOA」により接触通知を受けた方を対象としたPCR検査センターの運営など、様々な形で支援を実施
- 令和2年9月以降、**保健師・看護師等をトレーサー班として採用**し、保健所支援拠点のほか、都保健所等に配置し、積極的疫学調査等の保健所業務の支援を実施。令和4年5月1日現在、計106名の体制。採用時には、感染症対策業務に関する法令や積極的疫学調査・健康観察等に係る育成研修を実施し、一定期間の業務従事等の要件を満たした場合は、感染症対策支援員として認証
- 令和3年1月、**夜間の入院調整業務の民間委託**を実施したほか、令和3年4月からは外国人に対する積極的疫学調査実施の際の**通訳支援サービスの利用**(11か国語)を開始し、環境を整備
- 令和2年7月から、「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業」により、新型コロナウイルス感染症対策によって生じる保健所等の業務負担軽減・体制強化など、**区市町村が地域の実情に応じた取組**を展開できるよう支援
- 令和3年1月22日から2月25日に、陽性者の重症化リスクの把握に重点をおき、適切な医療提供へつなげることを優先する臨時対応の考え方を保健所に通知。令和3年8月、企業団体での濃厚接触者の自主検査等を実施、令和4年1月、陽性者本人から濃厚接触者へ連絡していただくことにより、**積極的疫学調査を効率化**

#### 2 都による業務支援

- 令和 2 年 4 月、**都内の患者情報を集約する新型コロナウイルス患者情報管理センター**を設置。都独自で患者情報を集約する仕組みを構築することにより、患者の発生状況や入退院状況等の確実かつ迅速な把握・管理(見える化)を実現するとともに、都と保健所の間で患者情報を共有し、一体的に対策を推進する情報ネットワークを整備
- また、同センターが管理する患者情報管理データベースの内容確認・修正については、都から保健所に連絡役(リエゾン)等を担う職員を派遣し、患者情報を日々の業務にも活用することで保健所の業務負担の軽減に貢献。令和3年9月より、**自宅療養者の情報を市町村に提供**し、地域の実情に応じた日用品の支援や、見守りや声かけなどのきめ細かな支援を充実

# 保健所機能の強化②

- 令和2年4月に保健所からの依頼に基づく入院・転院調整の支援を行う**入院調整本部**、令和2年5月には宿泊療養施設への入所・搬送の調整等を行う**入所調整本部**、3年1月には夜間対応が必要な場合に入院調整を実施する**夜間入院調整窓口**を設置
- 令和 2 年11月、それまで保健所が担っていた自宅療養者の健康観察や相談対応を集約することで、保健所機能を支援することを目的に**自宅療養者フォローアップセンター**を設置、令和 3 年12月、診療や検査を行った医療機関等が保健所に代わって自宅療養者の健康観察を行う場合に協力金を支給する事業を開始。令和 4 年 1 月、**自宅療養サポートセンター(うちさぽ東京**)を設置し、保健所の健康観察業務等を支援

### 3 デジタル技術を活用した都保健所の業務の効率化

- 患者調査等において通話音声を自動でテキスト化する音声マイニング技術の活用のほか、患者対応においてクラウド型のデータベースを利用した進捗管理を行うなど、**職員間での情報共有の円滑化、相談対応・連絡業務の省力化**を図っている。また、ショートメッセージサービスの導入、チャットボットを活用したFAQオンライン対応、健康観察におけるウェアラブル端末の活用等により、都保健所の機能強化に向け、**デジタル技術を活用した業務の効率化**を推進
- 都保健所のデジタル化の取組内容を、区市保健所にも情報提供

- 感染者数が増加する中にあっても、区市の保健所とも連携・協力した保健所業務の軽減に向けた多面的な支援により、保健所における 感染症対策の中核機能を維持
- 今後も、変異株の発生による急激な感染拡大に備え、市町村や医療機関等と連携した**地域のきめ細かな取組への支援の継続が必要**
- 今後も感染拡大時にも対応できる体制の整備、保健所業務の重点化・効率化などの**備えが必要**
- 積極的疫学調査については、変異株等の特性や感染状況などに応じて、重症化リスクの高さやクラスター発生のリスクなど**優先度を考慮**し、また、施設管理者等や関係機関と連携しながら、**効果的かつ効率的に実施していくことが必要**

# 宿泊療養施設・感染拡大時療養施設①

- ▶ 宿泊療養施設を感染状況に応じて確保するとともに、利用者の声を取り入れながら運用面や環境面を改善
- ▶ 家庭内感染等を防ぐため、通常の生活に近い形で過ごしていただける感染拡大時療養施設を整備

### (1) 第6波までの都の取組

### 1 宿泊療養施設

- 家庭内感染の防止や症状急変時の対応が必要であることから、入院治療の必要でない軽症者等については、医療機関ではなく宿泊療養 を基本とし、感染状況に応じて宿泊療養施設を確保
- 令和2年4月、**国内初となる宿泊療養施設**を中央区内に開設し運営を開始。計5施設の運営を行い、総部屋数2,865室、総受入可能室数1,200室の体制を同年6月末まで維持
- 都内保健所からの要請に基づき、各宿泊療養施設に入所者を割り振る業務を令和2年4月中旬から開始し、5月からは専任の体制として入所調整本部を設置

	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波
上段:総部屋数 下段:受入可能室数	5 施設 2, 8 6 5 室 1, 2 0 0 室	8施設 3,044室 1,860室	14施設 6,010室 3,290室	14施設 5,708室 3,050室	17施設 6,546室 3,370室	33施設 12,601室 8,850室

- 令和2年10月、日本財団が品川区に整備した施設を借り受け、東京都獣医師会、動物愛護相談センターと連携し、ペットを同伴して宿 泊療養できる施設を開設。同施設では、おがさわら丸の乗船前PCR検査で陽性となった島民が一時的に滞在できる機能も整備
- 令和3年1月から、入所対象者をこれまでの65歳未満の方から、基礎疾患の管理状況により70歳未満の方までに拡大。1月下旬から 11言語での対応を開始し、日本語を話すことができない方も受入れ
- 令和3年8月、**宿泊療養施設で国内初となる中和抗体療法による治療**をイーストタワー(品川プリンスホテル)にて開始
- 令和3年9月、東京都ペット同伴宿泊療養施設に酸素投与等に対応する**医療機能強化型宿泊療養施設**を設置
- 令和3年11月、必要な方が早期に入所できるようにするため、症状等の聞き取り及び入所判断など保健所機能の一部を行う「**宿泊療養申込窓口**」を開設し、入所を希望される方が直接電話で申し込むことを可能とした
- 令和3年11月、新規施設の開拓、開設・運営を一元的に民間のノウハウを活用して進めていくために、東京都医師会及び日本旅行業協会との三者協定を締結
- 令和4年2月、**妊婦向け**に新たに医師や看護師を配置した宿泊療養施設を整備
- 宿泊療養のPRや療養環境の改善として、特色のある食事を提供することとし、機内食や駅弁の提供を開始

# 宿泊療養施設・感染拡大時療養施設②

#### 2 感染拡大時療養施設

- 家庭内感染が多い状況等を踏まえ、家族や周囲の方に感染させないため、令和4年1月末、有楽町の東京スポーツスクエア(TSS) を活用して**感染拡大時療養施設を開設**。また、感染者の急増に合わせ速やかな設置が求められていたことから、同年2月、**キャンピン グカーを活用**した施設を立川に開設
- 無症状等の方が過ごす施設であることを考慮し、**通常の生活に近い形で過ごしていただける療養環境**を整備。入所中に仕事を行う方を想定し、各居室にはWi-fiを完備、オンライン会議やテレワークができるブースやタブレット端末を備えた共用スペースを用意。ストレッチなど軽い運動ができるよう、運動器具を備えた共用のトレーニングスペースを設置。リラックスしていただけるよう、大型テレビを備えた共用スペースやマッサージチェアや大きなクッションも設置
- 健康管理については、LINEを用いて入所者の方自ら体温等を報告していただき、健康観察を行っているほか、**施設内に看護師が 24時間常駐**しており、体調の悪化や不安がある方については、いつでも直接、看護師による健康相談を行うことが可能
- **感染拡大時療養施設専用の申込窓口(コールセンター**)を設置。同施設を利用する場合には保健所を経由せずに本人が直接電話で申し 込むことが可能。土日祝日を含む24時間体制で受け付けており、概ね申込の翌日又は翌々日には入所が可能
- 令和4年2月、臨時の医療施設として、軽症から中等症 | までの方を受け入れる**医療機能強化型の施設**を開設。酸素濃縮器を備え、一時的な酸素投与も可能

### (2) 成果と課題

#### 1 宿泊療養施設

- 家庭内感染の防止や症状急変時の対応が必要であることから、**感染状況の拡大に応じて約12,601室まで拡充**
- 宿泊療養施設の生活やその安全性を分かりやすく紹介するなど利用を促進するとともに、入所者が快適な療養生活を送れるよう、**利用** 者の声を取り入れながら運用面や環境面を改善
- 令和3年11月に設置した「**宿泊療養申込窓口**」について、入所者の**9割以上が窓口を経由して入所**し、感染拡大時にも、**陽性者本人が早期に入所できる体制を構築**

### 2 感染拡大時療養施設

- 軽症や無症状の感染者が急増した変異株の特性を踏まえ、家族や周囲の方への感染を防ぎ、感染拡大を防止するため、**家庭内感染等の不安を抱える無症状等の感染者を受け入れる新たな施設を設置。既存施設やキャンピングカーを活用**し、入所者の療養環境に配慮するとともに感染者の急増に対応し、迅速に開設
- 感染拡大時療養施設専用の**申込窓口(コールセンター)を設置**し、土日祝日を含む24時間体制で感染者からの申込を受け付けることにより、感染拡大による保健所逼迫時にも、**感染者を早期に入所できる体制を構築**

# 健康観察・自宅療養支援①

- **▶ 自宅療養者が陽性者となった直後から速やかに適切な健康管理や生活面の支援を受けることができる体制を構築**
- ▶ 自宅療養者の容体急変時には、速やかに医師による診療を受けられる体制を構築
- > 高齢者施設等における療養体制を支援

# (1) 第6波までの都の取組

#### 1 フォローアップ体制の構築

- 無症状又は軽症で必ずしも入院治療を要しない陽性者は、自宅での療養が可能であり、保健所が毎日健康状態を把握する必要
- 自宅療養者が陽性者となった直後から速やかに適切な健康管理や生活面の支援を受け、保健所の負担軽減にも繋がる体制の構築が必要
- また、高齢者施設等において、高齢者が安心して療養できる体制の強化が求められた
- 令和2年9月、自宅療養者に対する電話での健康観察の業務負担を軽減するため、都保健所が管轄する多摩地域において、LINEを活用した健康観察システムを導入
- 令和 2 年11月、保健所の自宅療養者の健康観察や相談対応を集約する**自宅療養者フォローアップセンター**を設置。保健所からの依頼を受け、65歳未満で基礎疾患がない軽症、無症状の自宅療養者に対する健康観察を行うほか、24時間対応の医療相談、療養中に必要な食料品等の自宅配送などを行い、健康面と生活面の支援を一体的に行う体制を整備
- 令和3年1月、自宅療養者フォローアップセンターの対象地域を保健所設置区市が管轄する地域まで拡大するとともに、容体変化を早期に把握するための血液中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーター貸与を開始
- 令和3年7月から8月、デルタ株による感染者の急増に伴い、自宅療養者フォローアップセンターの電話回線の拡充等を実施
- 令和4年1月以降、オミクロン株による感染者の急増に対し、自宅療養者フォローアップセンターを4か所600人体制に拡充するとともに、感染拡大緊急体制移行後は**重点的な健康観察**を実施

### 2 自宅療養者への医療支援体制の構築

- 令和3年4月から、医師会や夜間休日に往診を行う事業者と連携し、自宅療養者等が安心して療養・待機できるよう、症状が悪化した場合等に、速やかに**地域の医師による電話・オンライン診療や往診**を受けられる体制を構築(医療支援強化事業)
- 令和3年7月以降、自宅療養者への**酸素投与機器の貸し出しや、**東京都訪問看護ステーション協会と連携した**訪問看護師による健康観察**、東京都薬剤師会と連携した自宅療養者への**調剤や薬剤の配送、服薬指導を行う薬局に対し、配送等にかかる経費を支援**する事業を開始
- 令和3年11月から、東京都助産師会と連携し、地域の助産師が**自宅療養中の妊婦**に対し、電話や訪問による健康観察を実施

# 健康観察・自宅療養支援②

### 3 フォローアップ体制の更なる強化

- 令和4年1月以降、オミクロン株により、感染者が急増したため、自宅療養者フォローアップセンターを4か所600人体制に拡充するとともに、感染拡大緊急体制移行後は、健康観察対象者を軽症・無症状者で基礎疾患のない方から、50歳以上又は基礎疾患のある重症化リスクの高い方に変更し、重点的な健康観察を実施
- 令和4年1月、無症状・軽症で重症化のリスクの低い方を対象として、自身で健康観察する中で体調変化に気づいた際や、食料品・パルスオキシメーターの配送の依頼、療養生活を送る上での様々な相談などに対応するため、**自宅療養サポートセンター(うちさぽ東京)**を設置。土日・祝日を含めた24時間対応で、対応言語は日本語のほか11ヵ国語に対応。また、WEBによる食料品・パルスオキシメーターの申込受付を実施

### 4 自宅・施設内療養への支援

- 令和 2 年10月から、高齢者施設における感染発生時のサービス継続のための職員確保のため、都及び協力団体が広域的な応援派遣調整 を行う事業を開始
- 令和3年12月から、医療機関による自宅療養者への健康観察の実施を促進するため、陽性判明後速やかに自宅療養者の健康観察を行う 診療・検査医療機関等を**支援**する事業を開始
- 令和4年1月、自宅療養者等への医療支援体制の充実を図るため、往診等を広域的に行う医療機関を選定し、感染拡大時に、保健所等の依頼に応じて自宅療養者及び高齢者施設等の**施設入所者への往診等を実施**する事業(往診体制強化事業)を開始
- 令和4年2月、高齢者施設においてクラスターが多数発生している状況を踏まえ、高齢者施設入所者の生命・健康を守るため、入所者の診療を行う配置医師等を支援するほか、施設の求めに応じて、**地区医師会が整備する医療支援チームの医師**が当該施設の入所者の診療を実施することとし、クラスター発生時の診療体制を促進し、医療支援を強化
- 令和 4 年 2 月から、従来の都及び協力団体による広域的応援派遣調整の取組に加え、介護保険サービス事業所等において、職員が感染 又は濃厚接触者となり出勤ができず、介護職員に不足が生じる場合等に、代替職員を派遣する事業を実施するなど、施設内での療養体 制確保への支援を実施

#### 5 自宅療養者への情報発信

- 令和3年1月、東京 i C D C 専門家ボードの感染制御チームにおいて、家庭内での感染対策についてまとめた「**自宅療養者向けハンド**ブック」を作成。その後、変異株に関する留意点を踏まえ、令和3年8月に第2版、令和4年1月に第3版を発行
- 第6波時には、自宅療養中の留意点や困った時の連絡先等をまとめたチェックリスト「家族で守ろう10の約束」を作成
- 令和3年7月、療養されている方への情報発信の強化として、福祉保健局ホームページに「新型コロナ保健医療情報ポータル」を開設

# 健康観察・自宅療養支援③

- 自宅療養者フォローアップセンターでは累計142,869人 (令和4年3月31日現在)の健康観察を実施するとともに、パッケージ化された 食料品の配送を累計226,830件 (令和4年3月31日現在) 実施
- **うちさぽ東京の設置**によって、自宅療養者が、**食料品やパルスオキシメーターを直接申し込める**ようになった結果、保健所を通さずに 迅速に届けることができた。さらに、**WEB申し込みを可能**にした結果、**電話応答率も9割後半を維持**するなど、円滑な相談対応を続けることができた(電話対応件数:累計206,647件(令和4年3月31日現在)、WEB受付件数:累計246,839件(令和4年3月31日現在))
- **医療機関による健康観察**事業については、令和3年12月の事業開始以降、医師会等の協力も得ながら順次拡大し、令和4年5月6日現在**1,801か所の診療・検査医療機関等が登録**し、保健所とも連携しながら、第6波の感染拡大状況下における自宅療養者への健康観察を担っている
- 医療支援強化事業では、電話・オンライン診療と往診をあわせて10,286件(令和4年3月31日現在)の診療を実施し、さらに令和4年 1月以降に新たに開始した往診体制強化事業では、電話・オンライン診療と往診をあわせて2,237件(令和4年3月31日現在)の診療 を実施し、自宅療養者等の医療ニーズに対応
- 医療機関とも連携し、保健所の業務負担の軽減や、自宅療養者の容体急変時の迅速な対応などの課題に対処することができたが、今後の感染拡大時には、感染状況や流行する変異株の特性に合わせて、これまで**構築した自宅療養支援の枠組みを活用しながら柔軟に対応していくことが必要**
- 施設内療養に伴う入所者のADL低下に対し、早期からのリハビリ提供体制の確保が必要

# ワクチン①

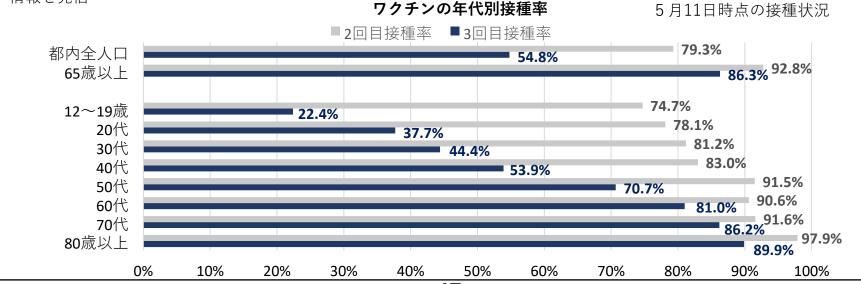
- ▶ 区市町村・医療機関等への人材・財政支援や都大規模接種会場の設置等により、円滑なワクチン接種を加速
- ▶ 遠隔地や高齢者施設等へのワクチンバス派遣、都大規模接種会場での親子接種の実施等により、3回目接種を促進

### (1) 第6波までの都の取組

#### 1 1・2回目接種

<広域的自治体としての調整等>

- 令和3年2月、都は、接種体制の広域的整備・円滑な接種実施に向けて、区市町村、東京都医師会等の関係団体により「**ワクチンチーム」を立ち上げ**、緊密に情報共有・意見交換を行いながら、連携して接種を促進
- 令和3年3月から、都が調整を主導し、都内約57万人の**医療従事者等の優先接種を実施**。具体的には、スマートフォンやPCから接種の予約ができる「**ワクチン接種予約システム**」の開発や、**専用コールセンターの設置**等を実施
- 令和3年3月、24時間体制で都民からの相談を受け付ける「東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」を開設
- 令和3年4月、都内13か所の医療機関に「**東京都新型コロナウイルスワクチン副反応専門診療相談窓口」を設置**し、専門的相談体制を 確保
- **ワクチンポータルサイトを設置**し、都民に対して、最新の知見を踏まえたワクチンに関する正しい知識や接種の方法などについて、随時、情報を発信



-47-

# ワクチン②

#### <住民接種促進に向けた都の取組>

- 住民接種の推進のため、都は、区市町村の集団接種会場用に都有施設を無償で貸与したほか、個別接種を担う医療機関がワクチン接種 に専念できる環境を整えるための協力金を支給
- 接種に携わる医療従事者を確保するため、東京都看護協会と連携した筋肉内注射にかかる実技研修、医師・歯科医師を対象に求人情報 を提供する「**ワクチン接種人材バンク」の設置**、東京都薬剤師会の協力による**大規模接種会場への薬剤師の派遣**、区市町村等の要請に 応じた、都立・公社病院からの医療従事者の派遣等の取組を実施
- 国から区市町村へのファイザー社製ワクチンの供給が停滞した際は、都大規模接種用に割り当てられたワクチンの約3分の2を区市町村に提供
- 令和3年6月以降、警察・消防職員を対象とした築地会場を皮切りに、エッセンシャルワーカー等を対象とした**都大規模接種会場を設置・順次増設**(延べ21か所、予約なしで接種可能な会場もあり)
- 令和3年11月にはTOKYOワクションによる接種促進キャンペーンを展開

#### 2 3回目接種

- 令和3年11月、東京都医学総合研究所による抗体保有調査により、中和抗体価は、2回目のワクチン接種から7か月程度経過すると全ての年代で低下すること等が明らかになったことから、追加接種に関して、地域の状況や感染リスクに応じた柔軟かつ弾力的な対応、ワクチンの安定供給や前倒し接種などを検討するよう、国に要望
- 令和3年12月、都内において3回目接種が開始され、12月中に都大規模接種会場を2か所開設、その後順次増設するとともに(計14 か所)、区市町村の意向を踏まえ、接種対象を順次拡大
- 令和4年2月に**ワクチンバス(移動式接種会場)**の派遣を開始し、高齢者施設、山間地域、障がい者施設等に派遣。また、都の大規模接種会場の一部で3月から**親子接種**を開始
- 令和4年4月からは、若者世代への接種推進のため、**企業・大学、飲食店等への働きかけ**、3回目接種の効果などを発信する戦略的広報等を実施

### 3 中和抗体価の測定

● 東京都医学総合研究所で、都立病院関係者を対象に抗体価を測定し、2回目接種から7か月程度経過すると抗体価は低下するものの、 3回目接種により増加し、4か月程度経過した後も高く維持される傾向があるなど、**3回目接種の重要性について確認** 

# ワクチン③

- 区市町村との連携や、都大規模接種会場の運営等により、接種を推進していく体制を確立し、令和3年7月には、1日当たり最大22.8 万回の接種能力を実現。**都内全人口の2回目接種完了者**は、令和3年11月には70%に到達、令和4年5月時点で**約80%の接種率へ到 達**
- 大学や企業など様々な団体との連携・協働により、2回目までの接種において、職域接種で670万回以上、都の大規模接種会場で115 万回以上の接種を実施
- 国から区市町村へのファイザー社製ワクチンの供給が停滞した際は、**都大規模接種用に割り当てられたワクチンの約3分の2を区市町** 村に提供し、区市町村における接種体制維持を支援
- 3回目接種において、接種会場まで足を運べない高齢者等に対し**ワクチンバスの運行**により接種を実施したことは**接種促進に有効**
- 3回目接種完了者は、都大規模接種会場の増設等迅速な接種体制整備により、令和4年3月末日時点で40%に到達し、令和4年5月時点で約55%の接種率へ到達
- 3回目接種の際、接種間隔に係る国の方針が度々変更となり、実施主体である区市町村の混乱を招いたことから、ワクチン接種を円滑に進めていく上では、国による早期、適時の情報提供や地方自治体とのきめ細かな連携が必要

# 事業継続に向けた支援①

- ▶ 感染防止対策への助成や新たなニーズを捉えた事業展開への支援等により、中小企業等の事業継続を後押し
- **▶ 事業者のBCP(事業継続計画)への支援など、社会機能の維持を図るための取組を強化**

## (1) 第6波までの都の取組

### 1 中小企業等による感染症対策への支援

- 令和3年1月、中小企業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら経済活動を進めていくため、各業界団体が作成した 感染拡大予防ガイドライン等に沿った取組を行う際の備品購入や設備工事に係る支援事業を開始(助成率2/3、助成限度額は備品購入が50万円、内装・設備工事を含む場合は100万円、換気設備設置を含む場合は200万円)
- 令和3年3月以降、飲食店事業者による新型コロナウイルス感染症対策の取組を一段と進めていくため、 CO<sub>2</sub>濃度測定器、アクリル板、消毒液等の消耗品の購入について、飲食団体が共同購入した際の費用助成及びコロナ対策リーダーを配置した店舗が購入した際の費用助成を実施(助成率4/5、助成限度額は共同購入が10万円、単独購入が3万円)
- 令和4年1月には、基本的な感染症対策が一定程度広まっていることに加え、事業者にとってより分かりやすいコース設定とするため、助成限度額の見直しや対象経費等の充実を図るとともに、これまで支援を受けた中小企業等も再度利用できる仕組みに変更するなど事業をリニューアル

#### 2 飲食事業者の業態転換等に対する支援

- 第1波の緊急事態措置期間であった令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等に伴い、大きく売り上げが落ち込んでいる都内の中小飲食事業者に対し、新たなサービスとしてテイクアウト・宅配・移動販売を始める際の販売促進費、車両費、器具備品費等への助成を実施(助成率4/5、助成限度額100万円)
- 令和3年10月以降、巣ごもり需要を取り込もうと注目されたテイクアウト専門店について、都内中小飲食事業者が空きスペース等を活用して新たに出店する際の店舗改装費、設備備品費、販売促進への助成を開始し、新たな事業展開を支援(助成率2/3、助成限度額300万円)

# 事業継続に向けた支援②

#### 3 社会機能の維持を図るための支援

- 第6波における感染の急拡大では、社会インフラを担う幅広い業種において欠勤者の増加により事業・社会活動が停滞する恐れが生じたことから、各企業等における優先業務の洗い出しや、1割を超える従業員の欠勤を前提とした応援要員の手配方法、具体的な段取りの点検について、ポイントをまとめたチェックリストを用意し、経済団体や事業者に呼びかけを実施。感染症に対応したBCP(事業継続計画)の準備に悩む事業者には、策定の相談やアドバイス、優良事例の紹介なども行い、企業のBCP策定を支援
- 感染防止に向けたテレワークの推進についても改めて働きかけるとともに、都内事業者の従業員等が社会と家族を守るためにテレワークをしながら宿泊施設に一定期間滞在する取組を支援
- 生活に欠かせない食料品を扱う中小規模のスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの店舗に対しては、従業員の1割以上が新型コロナウイルス感染症等で欠勤した場合の代替要員の確保を支援する取組を実施

- 第1波以降、中小企業等による感染症対策への支援は令和4年4月現在で累計25,758件、飲食事業者の業態転換への支援は累計10,284件となっており、事業所や店舗等において不可欠な感染防止対策の促進や、コロナ禍にあっても事業継続に向けて積極的に取り組む中小企業等への後押しに繋がった
- これらの支援においては、感染状況や事業者の利用状況等に応じたメニューを展開するととともに、申請の簡素化や審査の省力化などを進め、支給手続を迅速化し、また感染症対策に係る支援については、ガイドライン等に記載のない機器類についても、東京 i C D C による有効性の確認の上で新しい機器類を助成対象とする仕組みを構築するなど、事業者のニーズに応える取組を実施
- オミクロン株によるこれまでにないスピードでの新規陽性者や濃厚接触者の急増に対しては、令和4年3月末時点で宿泊型テレワークについて1日400室を提供し、代替要員の派遣について250件以上の事前登録を受け付けるなど、「社会を止めない」ための対策に寄与
- BCPの点検やエッセンシャルワーカーの人材確保等へのサポートに加え、事業継続のための都と経済団体の連携・協力した取組等を通じ、感染の拡大防止を図りながら社会経済活動を継続

# テレワークの推進①

- ➤ 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策としての人流抑制と経済活動の両立に向け、テレワークの更なる定着・推進に向けた様々な取組を展開
- ▶ 企業に対するテレワーク機器助成のほか、都内のサテライトオフィスの充実を図り、テレワークの実施環境を整備

# (1) 第6波までの都の取組

#### 1 テレワークの導入支援

● 令和2年4月、第1波における緊急事態宣言の中で、新たにテレワークの導入を検討している中堅・中小企業等に対して、テレワーク体験に必要となる端末及びツールを無償貸与する**テレワーク導入モデル体験事業**を実施。352件の端末・ツールの貸与を行い、テレワークの導入を支援

#### 2 テレワークの定着・促進

- 1回目の緊急事態宣言下に急速に進展したテレワークの定着・促進に向け、令和2年8月からは、都内中堅・中小企業に対して、在宅 勤務・モバイル勤務等を可能にするモバイル端末等の情報通信機器や業務関連ソフト等の導入によるテレワーク環境の整備に要した費 用を助成する**テレワーク定着促進助成金事業**を開始(助成額最大250万円、助成率2/3)。実績として、交付決定数は1,751件
- 上記事業によって一定程度の定着が進んだことを踏まえ、第4波における緊急事態宣言の中、令和3年5月からテレワーク促進助成金事業として支援を継続(常時雇用2人以上30人未満:助成額最大150万円、助成率2/3。常時雇用30人以上999人以下:助成額最大250万円、助成率1/2)実績として、交付決定件数は約1,200件にのぼり、上記事業と併せて多くの中小企業等のテレワークの定着・促進に寄与
- また、同月、テレワークの定着に向けた緊急支援事業として、都内に本社または事業所を置く中小企業等において、週3日・社員の7割以上、1~3か月テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として都が認定し、Webサイト上でPR。この「テレワーク・マスター企業」に対し、テレワーク実施人数及び期間、通信費や機器・ソフト利用料など対象経費に応じて、最大80万円の奨励金を支給(テレワーク・マスター企業支援事業)エントリー件数は約5,000件にものぼり、テレワークの定着を加速
- 令和3年12月、企業等に職場においてテレワーク推進の中心的な役割を担う「テレワーク推進リーダー」を設置する制度を開始。「テレワーク推進リーダー」を設置した都内中小企業等が、週3日・社員の7割以上、1か月間または2か月間、テレワークを実施した場合、通信費、機器リース料など、社員がテレワークを実施するために企業が負担・支出した経費に基づき算定した最大50万円を奨励金として支給(テレワーク推進強化奨励金)



# テレワークの推進②

### 3 自宅以外の場所でもテレワークを実施できる環境の整備

- テレワークを身近な場所で行える環境を整備することで、テレワークの定着の一層の促進を図るため、令和3年6月、飲食や小売等の店舗、施設等を営んでいる中小企業等を対象として、地域の飲食店や商業施設等に共用型の小規模テレワークコーナーを設置するための環境整備費用の一部を助成する**小規模テレワークコーナー設置促進助成金**を開始(上限額最大50万円、助成率1/2)。また、もう一つのコースとして、地域の経済団体等(商工会議所等)を対象に、ボックス型サテライトオフィスをモデル的に設置するための購入設置費またはリース料等の一部を助成するボックス型サテライトオフィスモデル設置コースも展開(上限額最大600万円、助成率4/5(特例10/10))実績として、申請件数は約120件にのぼり、テレワーク実施可能な環境を確実に整備
- 令和2年10月、事業者が宿泊施設をテレワークのために利用する際の経費(都内宿泊施設の借上げに要する経費)を支援する**宿泊施設** テレワーク利用促進事業を開始。また、宿泊施設がテレワーク利用に対応するための環境整備に係る経費を支援するテレワーク環境整備支援事業も展開。両事業をパッケージ化することで事業効果は高まり、実績としては、利用促進が94件、環境整備が243件
- 令和3年1月、第3波における緊急事態宣言の中で、都心への人流を抑制するため、**多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供事業**を実施。同年11月には、区部においても同様の取組を展開し、**区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供事業**として拡大。令和4年3月末時点において、1日200室を提供し、平日の平均稼働率は約6割であり、都内在住または在勤で、企業等で働く方(個人事業主を含む)を広く支援

## (2)成果と課題

- 令和2年3月には、都内企業(従業員30人以上)のテレワーク実施率は24.0%であったが、同年4月の緊急事態宣言発令期間はもとより、それぞれの緊急事態宣言発令期間中において6割を超え、令和4年3月の実施率も62.5%となるなど、高い水準で推移
- 一方で、現場での作業が必要な業務や対面での業務等により、テレワークの導入 が困難な業種がある(建設業、運輸業、卸売・小売業等)
  - → テレワークの導入が難しい業種の企業に対し、専門家によるテレワーク業務の切り出しからテレワーク導入経費の助成までを伴走型で支援する**テレワーク導入ハンズオン支援事業**を新たに開始(令和4年4月)

#### 都内企業(従業員30人以上)のテレワーク実施率



# 学校における学びを止めない取組①

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校における感染症対策を徹底
- ▶ 児童・生徒等の学びを継続するため、オンライン学習等の環境整備を加速して進めるとともに、学校の「新しい日常」に対応した教育活動を展開

### (1) 第6波までの都の取組

#### 【感染拡大防止の取組】

#### 1 基本的な感染防止対策の徹底

- 令和2年3月2日から政府の要請により全国の学校で一斉臨時休業を実施。その後、4月7日の政府の緊急 事態宣言発出等を受け、都内では、全ての都立学校、区市町村立学校において5月末まで臨時休業を実施
- 令和2年5月、都独自の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」 を策定し、感染症対策と学校運営の継続に係る事項を各学校に周知徹底。ガイドラインは東京 i C D C の 専門家の助言を踏まえ、適時改訂
- 令和2年6月以降、アクリル板、アルコール消毒液、サーモグラフィ、CO<sub>2</sub>測定器、サーキュレーター等の 感染症対策用品を全都立学校に配備。区市町村には、国の補助も活用し購入経費を補助(令和2年度~)
- 感染拡大時には、子供たちや学校が行うべき感染症対策を分かりやすく示したチェックリストを作成・配布。 また、感染症の専門家が都立学校を訪問して感染症対策を点検・評価し、具体的な取組について助言
- 長期休業前や感染拡大時には、感染リスクが高まる場面について注意喚起する保護者向けリーフレットや、 家庭で取り組む感染症対策に関するチェックリストを配布

### 2 検査の活用

- 学校で陽性者が判明した際に、濃厚接触者に相当する者を早期に発見するため、PCR検査を実施できる 体制を整備(令和3年9月~)。宿泊を伴う教育活動等の実施前後にもPCR検査の活用を推奨
- 国と連携し、児童・生徒及び教職員が学校で体調不良となった場合、速やかに感染リスクを確認するための 抗原簡易キットを配布(令和3年9月~令和4年1月)
- 都の集中的実施計画に基づき、公立の幼稚園、小学校(義務教育学校含む。)及び幼稚部・小学部を有する 特別支援学校の教職員に対し、抗原定性検査を行う体制を整備。さらに計画の対象外である公立の中学校、 幼稚部・小学部を有しない特別支援学校、高等学校等に対しても同様の検査体制を整備(令和4年2月~)

#### 3 ワクチン接種の推奨

- 児童・生徒及び保護者に対し、新型コロナワクチンに関する正しい知識や、都の大規模接種会場等の情報を まとめたリーフレットを作成・配布し、普及・啓発
- 教職員に対しては、都が設置する大規模接種会場における優先接種を実施し、積極的なワクチン接種を推進



<サーモグラフィー を活用した検温>



<チェックリスト>

# 学校における学びを止めない取組②

#### 【学校運営の継続】

#### 1 オンラインを活用した学びの継続

- 全国一斉の学校臨時休業が実施された当初は、区市町村における端末整備等が途上であったことから、都が端末を調達し貸与するとと もに、ルーターへの補助等を実施。都立学校においても、学校配備端末の貸出や自己所有の端末の活用を推進
- デジタル導入・活用に向けた支援員の配置を進めるなどにより活用を促進し、学校はもとより、家庭においてもオンラインを活用した 学習が可能となるよう支援
- 感染レベルに応じて密を避ける工夫などが求められたことから、時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施

#### 2 学級閉鎖の適切な実施

- オミクロン株の急拡大に対しては、各学校において学級閉鎖等の期間や濃厚接触者の自宅待機期間を適切に設定できるよう、陽性者が 判明した場合の対応や、学級閉鎖等の実施事例等についてまとめた手引きを作成し、学校の対応を支援(令和4年1月~)
- 3 学校BCP(教育活動を継続していくための計画)の策定
- 感染拡大時においても可能な限り教育活動を継続していくため、出勤できない教職員の割合に応じて業務の精選や役割分担の見直しを 行う学校BCP計画を各学校が策定(令和4年1月~)
- 感染拡大時における学校運営の継続を支援するため、人的支援体制を強化(令和4年2月~)

- 第1波における約3か月に及ぶ臨時休業の間、子供たちは長時間自宅で過ごすことを余儀なくされ、生活の変化に伴う子供のストレスや、保護者の負担が増大することとなった。また、学習面では、長期間にわたり学校に通学できない状況となったことから、デジタルを活用した学びの継続などが求められることとなった
- 臨時休業の終了後は、各学校で感染症対策を徹底し、一斉休校を行うことなく学校運営を継続
- この間、GIGAスクール構想に基づき一人一台端末の整備や学校内の通信環境の整備が全校で完了するなど、学校におけるデジタル環境整備と活用が進展した。学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っており、災害時などにおいても学校運営の継続を可能とする観点からも、重要な備えとなった

# 都民等に向けた広報、情報発信①

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報や都民向けの支援情報等を迅速に提供
- ▶ 感染状況に応じたメッセージを様々な手法で効果的に発信し、都民等の行動変容を訴求

### (1) 第6波までの都の取組

- 1 最新情報・支援情報の発信
- <特設ウェブサイトによる情報発信>
- 最新の感染動向等をグラフや表により分かりやすく掲載する「新型コロナウイルス感染症対策サイト」や、ナビゲーション機能により 都及び国の支援策の情報を容易に入手できる「新型コロナウイルス感染症支援ナビ」を開設し、正確かつ迅速な情報発信を実施
- <SNS等を活用した情報発信>
- 知事からのメッセージや最新の感染症情報を発信する動画「**東京都新型コロナウイルス感染症最新情報(モニタリングレポート)**」を、 定期的にYouTube等で配信(令和 2 年 4 / 3 ~令和 3 年 10/21 合計約210回)
- 主に若い世代をターゲットとして知事が感染防止対策を呼び掛ける動画「**東京都新型コロナウイルス感染症関連情報(デイリーメッセージ**)」を、SNS等でほぼ毎日発信(令和 3 年 1 /18~ 6 /20 146回)
- 新型コロナウイルス関連情報を発信するTwitter・Instagramアカウントを開設・運用
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報や、毎日の感染動向をLINEを活用して発信
- 2 感染状況に応じたメッセージの発信
- <動画コンテンツ等による情報発信>
- 家庭内感染防止対策、換気の徹底、屋外の飛沫感染対策、学校生活におけるコロナ対策、ワクチン接種の訴求など、**感染状況に応じた タイムリーなテーマ**でターゲットを意識した動画コンテンツを制作・発信
- 感染防止徹底宣言ステッカーや青いステッカー(感染防止徹底点検済証)等の**都の取組をPR**する動画を制作・発信
- 感染防止対策や罹患体験談等に関する**著名人・専門家と知事との対談動画**を制作・発信
- 在留外国人に向けた知事メッセージを**多言語で発信**
- 有名YouTuberとのコラボレーションにより動画等を制作し、正しい情報やメッセージを若い世代に発信

# 都民等に向けた広報、情報発信②

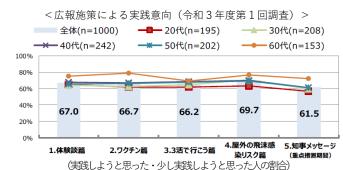
#### <多様な手法を活用した情報発信>

- 広報東京都臨時号による重点的な注意喚起を実施(令和2年12月、令和3年3月・12月、令和4年2月)
- 主に若者に向けて、飲み会やレジャーなど感染が広がりやすい場面における**感染予防のチェックリスト**を提供
- ワクチンについての知識等をPRするマンガを年代別に制作し、SNSや新聞広告等で発信

#### <STAY HOME の呼びかけ>

- 令和2年4月25日から5月6日までの大型連休を「いのちを守る STAY HOME週間」として、都民の外出抑制を強化するとともに、 東京発で他県とも協力して広報を展開
- 令和3年4月29日から5月9日までの大型連休には、「**コロナをおさえる STAY HOME**」をスローガンに、都民等に対するメッセージや人流の状況、自宅で楽しめる庁内外のコンテンツなどをまとめて掲載した特設ポータルサイトを開設
- 東京2020大会の開催期間において、「この夏、最後の STAY HOME」としてホームページ、SNS、新聞広告、デジタルサイネージ等様々な媒体において広報展開し、外出自粛を呼びかけ

- 知事会見のほか、ウェブサイトやSNSを活用し、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報や都民等向けの支援情報などを**正確かつ**迅速に発信。感染の拡大防止や都民の不安解消を図った
- 感染拡大期には都が発信する情報が増大したことから、都民等がウェブサイト上で必要な情報を得られるようユーザー目線で情報を整理・発信
- 一方で、新型コロナウイルス感染症は、拡大、収束がめまぐるしく変化することから、それぞれの感染状況において、どのような広報展開をするか予め**シミュレーション**しておくとともに、**SNS分析**や**アンケート調査**等を活用しながら都民等の行動や意識をリアルタイムに把握し、**時機を逸することなくメッセージを発信**することが重要
- 若年層や中高年層、在住外国人といったターゲットを意識しながら、感染状況に応じたタイムリーなメッセージを届けるための広報を展開。 各種広報動画等について効果検証した結果、5~7割の方が「メッセージに共感」 「行動を実践しようと思った」と回答
- 都民等の興味・関心が多様化しており、画一的なコンテンツでは効果的に 情報を届けることができないことから、**都民等の行動や意識を踏まえた** コンテンツ制作、発信の工夫が必要



新型コロナウイルス感染症との厳しい闘いはおよそ2年半にわたり、闘いの最前線に立ち続ける医療従事者の方々や、 都民・事業者の皆様の協力の下、国や区市町村、近隣自治体とも連携し、感染の波を乗り越えてきた。

この間、モニタリング会議や東京iCDCの専門家による分析や知見を踏まえ、必要な対策に繋げていくとともに、実効性ある取組に向けた積極的な情報発信などを行ってきた。相談体制の強化を図り、広く必要な検査が受けられる体制を整えるとともに、迅速な病床確保、酸素・医療提供ステーションをはじめとする感染状況やウイルスの特性に応じた療養施設の設置、軽症者等の療養対策としての宿泊療養施設や感染拡大時療養施設の運営、うちさぽ東京の開設による自宅療養者のフォローアップ体制の強化など、総合的な医療提供体制を充実・強化してきた。

また、都、区市町村、東京都医師会等関係団体が連携してワクチン接種の円滑な実施に繋げたほか、保健所の体制強化やデジタル化の推進等による業務の効率化も図っている。

都民・事業者に対する感染防止対策や人流抑制策の要請・協力依頼は、東京iCDC等の専門家の意見等を聞きながら 感染状況や人流の動向、変異株の特性等を踏まえ、状況に応じて実施してきた。現在では都民に主体的な感染防止対策 が定着しており、飲食店等においても手指消毒、マスクの着用、換気といった基本的な感染防止対策が継続的に行われ るなど、都と都民・事業者双方による取組が進んでいる。都内企業においてはテレワークが普及するとともに、学校で もオンライン学習等を活用するなど、デジタルシフトが進み、感染拡大の状況下においても社会経済活動の維持に向け た取組が図られるようになった。

東京においては、医療従事者の方々や、都民・事業者・行政が一丸となった取組により、ロックダウンのような強制的な手法を伴わない中で、世界各国と比較して感染者数・死亡者数ともに低い水準に抑えることができている。

全世界的な未曽有の感染症の脅威に対し、当初は手探りの中で対応したが、現在はウイルス(変異株・亜種)の特性 を踏まえた先手先手の対応が可能となっている。

# <モニタリング会議・東京iCDC>

- ・令和2年7月から、モニタリング会議を設置し、専門家による感染状況や医療提供体制の分析を踏まえて、必要な対策に繋げてきた。
- ・令和2年10月には、効果的な感染対策を一体的に実施する常設の司令塔として東京iCDCを立ち上げ、専門家ボード等を設置し、専門的な観点から調査・分析、情報収集・発信などを行ってきた。
- ・東京iCDCの専門家による知見や科学的エビデンスに基づく有効な感染防止対策等を、実効性のある取組とするため、都民・事業者への呼びかけなど様々なチャネルを通じて積極的な情報発信を行った。
- ・東京iCDCに医師や看護師等で構成する感染対策支援チームを設置し、保健所と連携して、新型コロナクラスターの発生した施設等を訪問し、感染拡大防止のためのゾーニングなど、感染管理に関する指導・助言を行った。

# <相談·検査体制>

- ・流行初期には、新型コロナに係る知見が少なく都民に不安が広がる中、新型コロナウイルスに感染した可能性のある 方からの相談に対応するため、新型コロナ受診相談窓口を設置し、都民への正しい知識と情報の提供を行うととも に、感染が疑われる患者には、専門の新型コロナ外来を紹介し、適切な医療へ繋いできた。
- ・その後、看護師・保健師等による相談体制の強化や多言語対応等の発熱相談センターの体制強化(340回線に拡大) など、症状等に応じた相談窓口の機能分化や、医療機関案内の専用ダイヤル化など相談体制の充実を図ってきた。

- ・また、検査体制については、流行初期には発熱等の有症状者や濃厚接触者等感染が疑われる者へのPCR検査を中心に確保を進めてきた。その後、感染リスクの高い施設等への集中的検査や無料検査等を実施し、広く必要な検査が受けられる体制を構築することで早期発見・受診に繋げ、感染拡大防止に資する取組を実施した(最大約29万件/日の検査体制を確保(令和4年4月現在))。
- ・集中的検査の対象を通所系・訪問系の事業所の職員にも拡大するほか、検査キットの積極的活用により、クラスター の連鎖を防ぎ、社会福祉施設等の運営やサービス提供の継続へと繋げてきた。

# <医療提供体制>

- ・感染状況に応じて迅速に必要な病床を確保するため、病床確保レベルの先手先手での引上げや感染症法に基づく要請を実施するほか、都立・公社病院における受入体制の強化等を行った。(最大時(令和4年2月)7,229床)
- ・流行初期から入院調整本部を設置し、入院先医療機関を調整するとともに、医師も配置した夜間入院調整窓口の設置など円滑な調整を実施してきた。
- ・感染が拡大する中、医療を必要とする方に症状に応じて適切に医療サービスを提供するため、軽症等の患者を一時的に受け入れ、酸素投与や中和抗体薬治療等の医療を提供する酸素・医療提供ステーションを設置した。また、病床が逼迫した際、入院待機となった患者を一時的に受け入れ、酸素投与や投薬治療を行う入院待機ステーションを設置した。
- ・オミクロン株による感染拡大に伴い、重症化リスクが高いといわれる高齢者や不安を抱える妊婦の受入枠を拡大する ため、高齢者等医療支援型の臨時の医療施設を開設するなど、感染状況やウイルスの特性に応じた療養施設を設置し、 必要な医療提供体制を確保してきた。

# <宿泊療養施設・自宅療養支援>

- ・家庭内感染の防止や症状急変時に適切に対応するため、入院治療の必要のない軽症者等の療養場所として宿泊療養施設を運営するなど、既存の医療提供体制の枠組みを超えた取組を実施した(最大時12,601室確保)。また、陽性者本人が宿泊療養を直接申し込める窓口を開設したほか、入所者が快適な療養生活を送れるよう工夫を行うなど運用面・環境面の改善を図った。
- ・軽症や無症状の感染者が急増した変異株の特性を踏まえ、家庭内感染等の不安を抱える無症状等の感染者を受け入れる感染拡大時療養施設を迅速に開設した。
- ・自宅療養者本人が、適切な健康管理や生活面の支援を受けることができ、体調が変化した際には速やかに相談することができるよう、自宅療養者サポートセンター(うちさぱ東京)を開設した。また、自宅療養者等への医療支援体制の充実を図るため、往診体制・オンライン診療の強化、医療機関による健康観察の促進など、取組を強化してきた。
- ・令和3年7月には、軽症患者の重症化を防止する中和抗体薬が特例承認されたことを受け、都内約220医療機関に同薬の配備を進めるほか、酸素・医療提供ステーションや宿泊療養施設の一部でも投与を実施した。
- ・経口薬については、令和3年12月の特例承認以降、関係機関と連携して地域での提供体制を構築するほか、都民がアクセスしやすいよう処方可能な診療・検査医療機関のホームページ公表を行っている。

# **<ワクチン接種の促進>**

・ワクチン接種を加速化するため、都、区市町村、東京都医師会等関係団体によるワクチンチームを立ち上げ、緊密に 情報共有・意見交換を行いながら、接種体制の整備促進・円滑な実施に繋げてきた。

- ・1・2回目接種は、接種に携わる医療従事者を確保するためのワクチン接種人材バンクの設置や、都の大規模接種会場を設置してワクチン接種を推進してきた結果、都内全人口の約8割が完了した。また、副反応と思われる症状が出た方の相談に対応するため、副反応相談センター・副反応専門診療相談窓口等を設置した。
- ・3回目接種の促進に向け、都の大規模接種会場を確保するとともに、遠隔地や高齢者施設等にワクチンバスを派遣し、接種を促進している。

## <保健所機能の強化>

- ・感染拡大により業務負荷が集中する保健所を支援するため、保健所支援拠点の設置や都職員の派遣(100名規模)、 積極的疫学調査等の補助を行うトレーサー班の設置など体制の強化を図った。
- ・保健所からの依頼に基づき入院・転院・宿泊療養施設入所等の調整等を行う入院調整本部、夜間入院調整窓口を設置、自宅療養者の健康観察や相談対応を自宅療養者フォローアップセンターに集約するほか、業務の一部委託やデジタル化の推進等により業務の効率化を図っている。

# 保健・医療提供体制の全体像

都民 発熱相談 センター 診療•検査医療機関 340回線 検 査 行政検査 約10万件/日 無料検査 約5万件/日 診断·療養方針 濃厚接触者へ の検査キット 配布 集中的検査 頻回実施

診療・検査医療機関が 観察継続 .. .. .. .. .. .. 保健所 ...... 保健所 業務の 重点化 業務の DX化 院 職員派遣 判 による 断 体制強化

人材確保等

自宅療養 入院不要 宿泊療養 要入院

康観察 健康観察

医師等が健

直接申込

療養調整

入院調整 保健所支援 機能強化等

医療機関

陽性判明直後からの観察

保健所

比較的症状が重く、入院と なる可能性がある方等

<mark>フォローアップ。センター</mark> 50歳以上 又は 基礎疾患がある方等

体調変化

うちさぽ東京 (自宅療養サポートセンター) 体調変化時に 療養者が自ら電話

往診体制 の強化 子どもへの 往診

都内全域 オンライン診療

広域実施 医療機関 指定

経口薬 中和抗体 提供体制

感染対策 支援チーム

確立

往診

高齢者施設等

宿泊療養施設

感染拡大時療養施設

院

医療機関

入院待機ステーション

酸素・医療提供ステーション

モニタリング

陽性

サーベイランス (変異株PCR等) 専門家による知見

(東京i CDC専門家ボード、医療体制戦略ボード)

## <都民・事業者への要請>

- ・当初は新型コロナウイルスに関する知見が少ない中、都民には徹底した外出自粛を要請するとともに、幅広い業種・施設への休業要請をしていた。その後、感染状況や人流の動向、変異株の特性等を踏まえるとともに、東京iCDC等の専門家の意見等を聞きながら、感染リスクの高い場面や行動等、その時々の状況に応じて、感染防止対策や人流抑制策の要請・協力依頼を実施した。
- ・「感染拡大防止協力金」制度を全国に先駆けて創設し、営業時間の短縮要請等の実効性を確保するため、要請等に全面的に協力した事業者に協力金を支給した。
- ・多くの都民・事業者から都の取組への理解や協力を得ながら、都民・事業者・行政が一丸となってコロナとの闘いを 継続してきた。
- ・令和4年1月の都民アンケートでは、マスク着用、手洗い、三密の回避等を日常生活で心掛けているという結果が得られており(※)、基本的な感染防止対策が定着していることがうかがえる。
  - ※ インターネット都政モニターアンケート「新型コロナウイルス感染症に対する意識等について」
  - ※ 日常生活で心掛けていること・実践していることとして、マスク・手洗いといった対策 (90%以上)、三密の回避 (85%)

## <飲食店等の感染防止対策>

- ・感染リスクが高いとされる飲食店等を対象に、店舗従業員への指導と利用客への感染防止マナーの働きかけの旗振り 役となるコロナ対策リーダーを各店舗に配置する制度を開始し、店舗と利用客双方の協力により、より安心なお店づ くりを推進してきた。
- ・さらに、都が各店舗の取組の点検・認証、きめ細かいサポートを行う「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトを令和3年4月に開始し、飲食店等における感染防止対策の徹底・強化を図ってきた。令和4年4月時点で、適切な感染防止対策が行われている認証店が都内飲食店の約9割強(都内約12万店舗中の約11万店舗)にまで拡大してきている。
- ・都とリーダーはデジタルでつながっており、飲食店等からの質問や意見を収集するとともに、都からも支援ツールや 取組の好事例集等を提供することで双方向のやりとりを実施している。さらに、オンラインによる店舗の感染防止対 策の点検等により、店舗の安全・安心を確保している。

# <社会経済活動の維持>

- ・新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた事業者等に対し、感染防止対策への助成や新たなニーズを捉えた事業展開への支援等により、中小企業等の事業継続を後押しするとともに、事業者のBCP(事業継続計画)への支援など社会機能の維持を図るための取組を強化することで、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ってきた。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止対策としての人流抑制と経済活動の両立に向け、テレワークを定着・促進させるため、企業に対するテレワーク機器助成のほか、都内のサテライトオフィスの充実を図り、テレワークの実施環境を整備してきた。第1波の令和2年3月時点では、24.0%程度だった都内企業(従業員30人以上)のテレワーク実施率は同年4月の緊急事態宣言発令期間はもとより、その後の緊急事態宣言発令期間中においても6割を超え、令和4年3月の実施率も62.5%となるなど、高い水準で推移してきている。

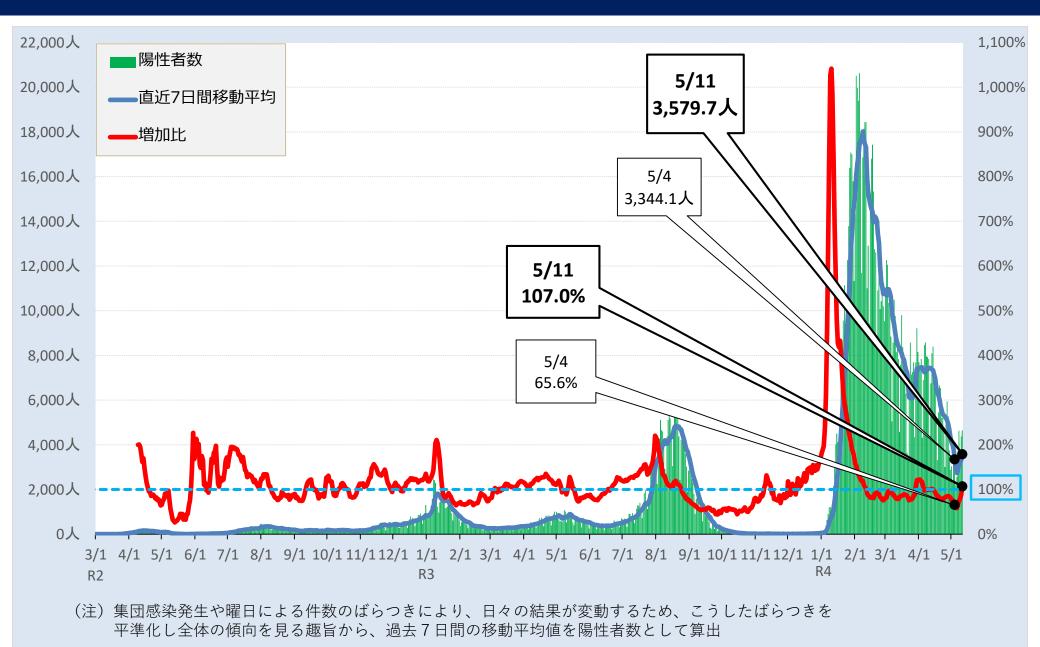
## <学校における学びを止めない取組>

・第1波の全国一斉の学校臨時休業においては、長期間にわたり学校に通学できない状況となり、生活の変化に伴う子供のストレスや学びの継続等が課題となったが、その後の感染拡大の波に対しては、オンライン学習等を活用しつつ、感染防止対策の徹底と子供の学びの両立を図ってきた。

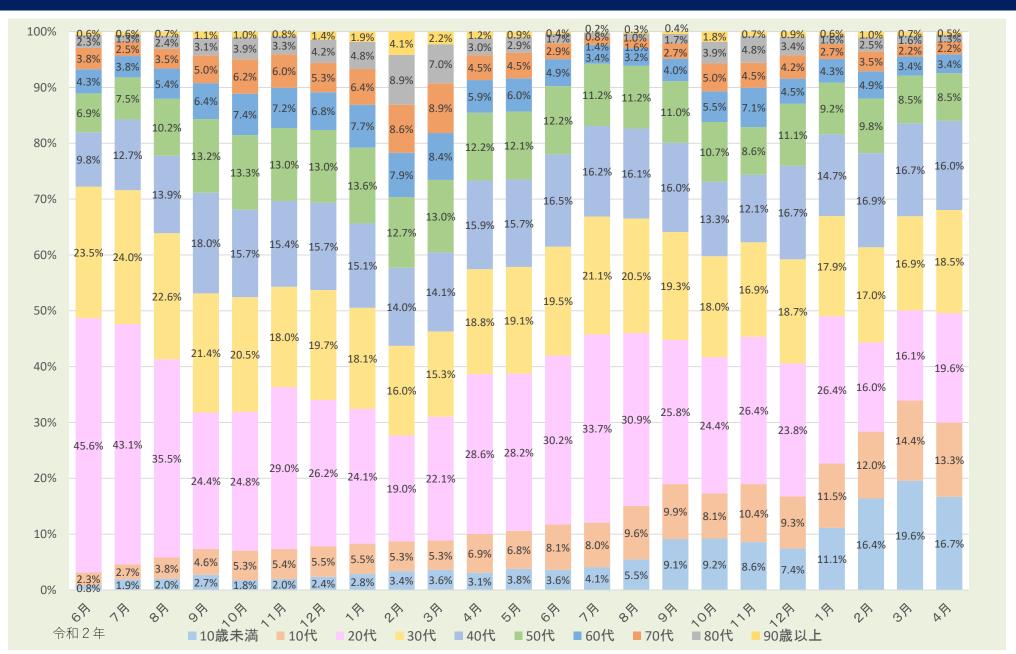
# 付属 資料

0	新規陽性者数及び増加比の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	<b>67</b>
0	新規陽性者数の年代別割合の推移(月別)・・・・・・・・・・・・	•	•	68
0	入院患者数・重症患者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	69
0	相談件数・東京ルール件数・陽性率の推移・・・・・・・・・・・・	•	•	70
0	主要繁華街夜間滞留人口の推移と実効再生産数・・・・・・・・・・・	•	•	71
0	都内変異株の陽性率等の推移と新規陽性者数・・・・・・・・・・・・	•	•	<b>72</b>
0	全年齢ワクチン接種率と新規陽性者数&重症患者数の推移・・・・・・・	•	•	73
0	65歳以上のワクチン接種率と重症患者に占める60歳以上の割合の推移・・・	•	•	74
0	国の基本的対処方針と都の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	<b>75</b>
0	感染防止対策の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	86
0	世界各国と日本・東京の感染状況の比較・・・・・・・・・・・・・・	•	•	87
0	コロナウイルス感染拡大への各国の対応 ・・・・・・・・・・・・・	•	•	88
0	新型コロナ関連の主なデータ掲載ウェブサイト・・・・・・・・・・	•	•	104

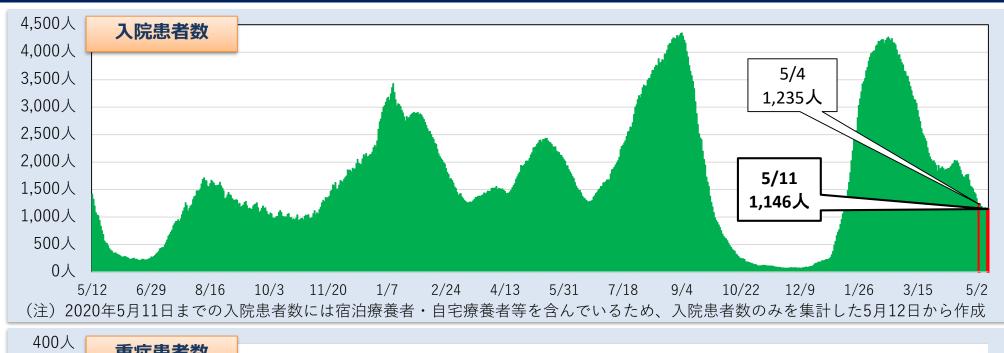
# 新規陽性者数及び増加比の推移



# 新規陽性者数の年代別割合の推移(月別)



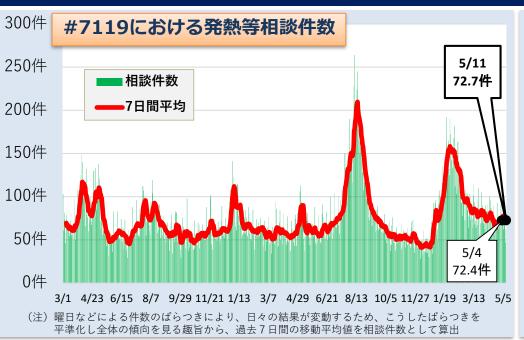
# 入院患者数・重症患者数の推移

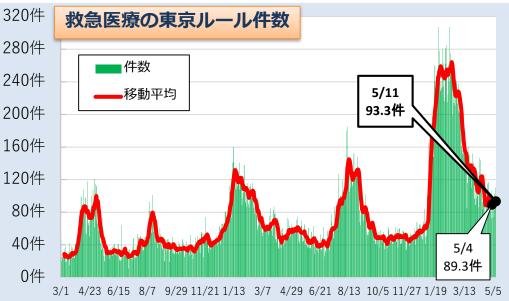




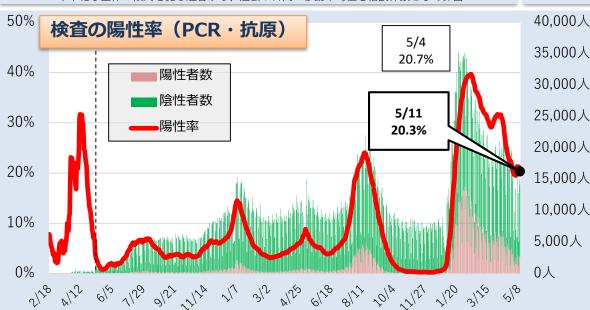
-69-

# 相談件数・東京ルール件数・陽性率の推移





(注)曜日などによる件数のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こうしたばらつきを 平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値を相談件数として算出



(注1) 陽性率:陽性判明数 (PCR・抗原) の移動平均/検査人数 (=陽性判明数 (PCR・

(注2) 集団感染発生や曜日による数値のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こ 30,000人 うしたばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値をも とに算出し、折れ線グラフで示す(例えば、2020年5月7日の陽性率は、5月1日から 5月7日までの実績平均を用いて算出)

25,000人 (注3) 検査結果の判明日を基準とする

(注4) 2020年5月7日以降は(1)東京都健康安全研究センター、(2)PCRセンター(地域外 20,000人 来・検査センター)、(3)医療機関での保険適用検査実績により算出。同年4月10日 ~5月6日は(3)が含まれず(1)(2)のみ、同年4月9日以前は(2)(3)が含まれず(1)のみの データ

15,000人 (注5) 2020年5月13日から6月16日までに行われた抗原検査については、結果が陰性の場合、PCR検査での確定検査が必要であったため、検査件数の二重計上を避けるため、陽性判明数のみ計上。同年6月17日以降に行われた抗原検査については、陽性判明数、陰性判明数の両方を計上

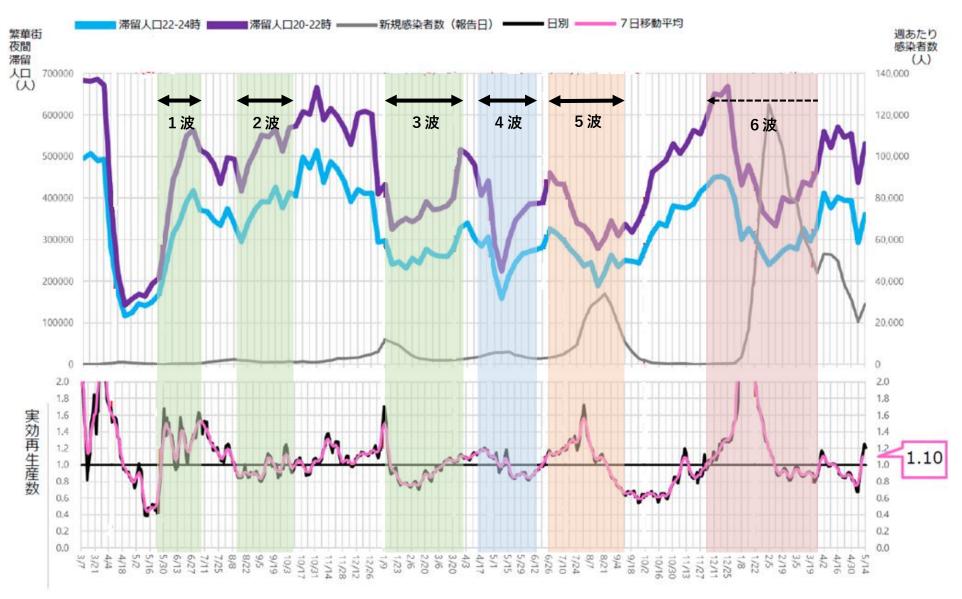
(注6) 陰性確認のために行った検査の実施人数は含まない

(注7) 陽性者が2020年1月24日、25日、30日、2月13日にそれぞれ1名、2月14日に2名発生 しているが、有意な数値がとれる2月15日から作成

(注8) 速報値として公表するものであり、後日確定データとして修正される場合がある

(注9) 吹き出しの数値は、モニタリング会議報告時点の数値を記載

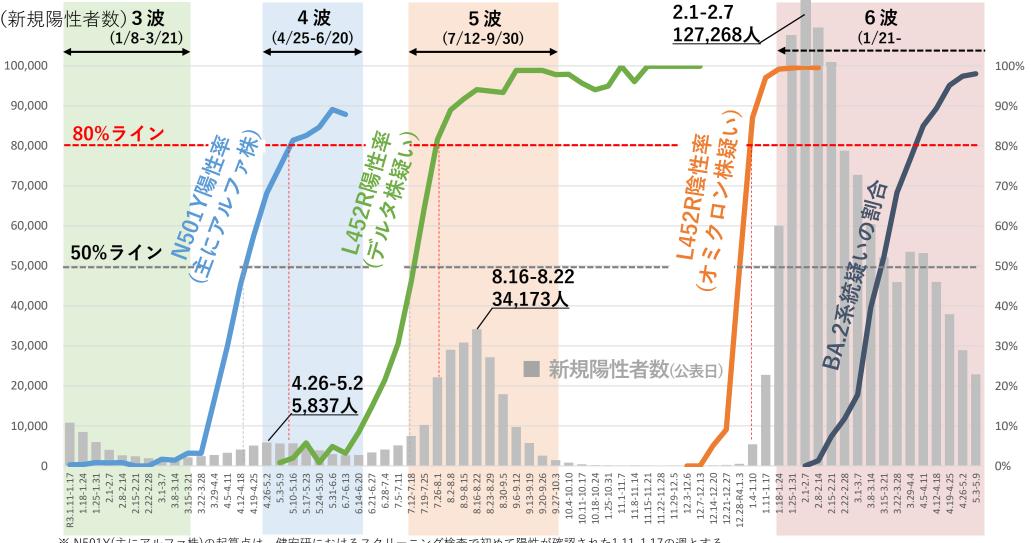
### 主要繁華街夜間滞留人口の推移と実効再生産数:東京(2020年3月1日~2022年5月14日)



※対象繁華街は歌舞伎町・銀座コリドー街・渋谷センター街・上野仲町通り・新宿二丁目・池袋・六本木

### 都内変異株の陽性率等の推移と新規陽性者数

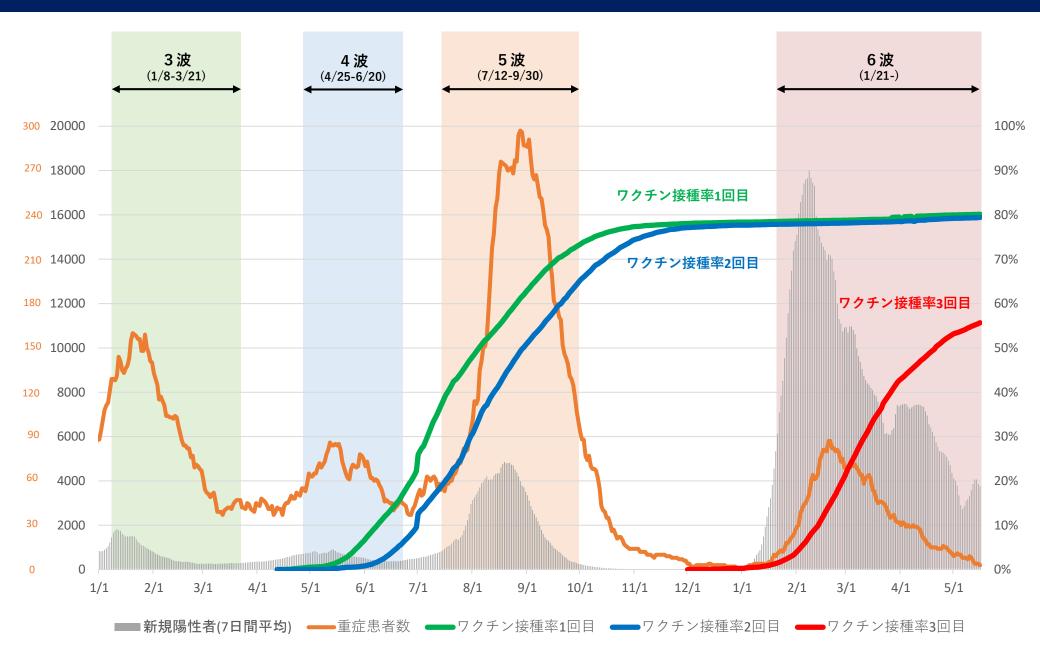
(令和4年5月19日時点)



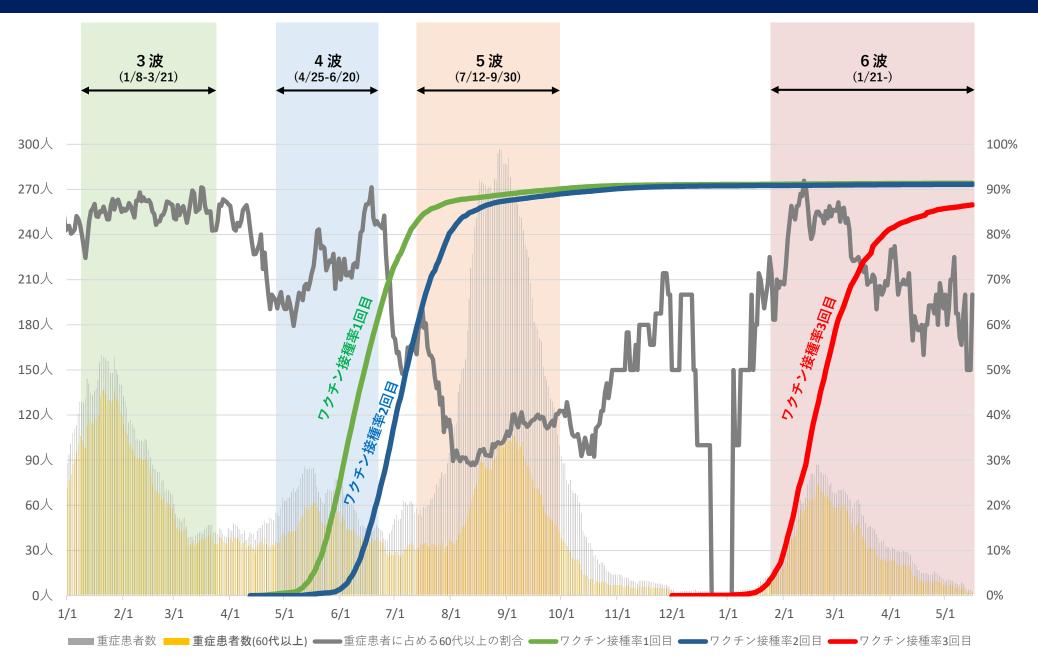
- ※ N501Y(主にアルファ株)の起算点は、健安研におけるスクリーニング検査で初めて陽性が確認された1.11-1.17の週とする。
  ※ L452R(デルタ株疑い)の起算点は、健安研におけるスクリーニング検査開始(4/30~)後、初めて陽性が確認された5.3-5.9の週とする。なお、L 452Rのスクリーニング検査は、健安研において4/30から開始した。4/29以前については、4/1から4/29に受け付けた検体のうち、検査可能な検体から抽出し、改めてスクリーニング検査を実施している。
  (4/29以前は5例の陽性例が検出されている。)
  ※ L452R陰性率(オミクロン株疑い)の起算点は、健安研におけるスクリーニング検査で初めて陽性が確認された12.14-12.20の週とする。判定不能を除いて算出。
  ※ L452R陽性率についても、R3年9月6日以降の週は、判定不能分を除いて算出。

- ※ BA.2疑いの起算点は、健安研におけるスクリーニング検査で初めて陽性が確認された12.14-12.20の週とする。判定不能を除いて算出。 ※ R3年12月7日以降、火曜日から月曜日の1週間の期間(それ以前は、月曜日から日曜日までの1週間の期間で)集計

### 全年齢ワクチン接種率(全人口)と新規陽性者数(7日間平均)&重症患者数の推移



### 65歳以上のワクチン接種率と重症患者に占める60歳以上の割合の推移



# 国の基本的対処方針と都の対応①

国の基本的対処方針の概要		都の対応		
令和2年 4月7日	●宣言対象の都道府県  【住 民】・外出の自粛等について協力の要請(§45 I)  【事業者】・施設の使用制限の要請(§24IX) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進  「緊急事態宣言解除	●期間:4月7日~5月25日 【都 民】・外出の自粛等について協力の要請(§45 I) 【事業者】・施設の休業要請(§24区) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24区) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進		
令和2年 5月25日	●宣言対象外の都道府県 【住 民】・基本的感染対策などの徹底 【事業者】・施設の使用制限の要請(§24区)は、地域の実情に応じて判断 ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24区) ・在宅勤務(テレワーク)を引き続き推進	●期間:ロードマップに基づき、5月26日から段階的に緩和 【都 民】・外出の自粛等について協力の要請(§24IX) (6月18日まで) 【事業者】・施設の休業要請(§24IX)(6月18日まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を推進		
(夏の対策)	同上	●期間:8月3日~9月15日 【事業者】・酒類の提供を行う飲食店等への営業時間短縮の要請 (§24IX)(22時まで) (多摩、島しょ地域は8月31日まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を推進		
(冬の対策)	同上	●期間:11月28日~1月7日 【事業者】・酒類の提供を行う飲食店等への営業時間短縮の要請 (§24区)(22時まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24区) ・在宅勤務(テレワーク)を推進		
令和3年 1月7日	●宣言対象の都道府県	●期間:1月8日~3月21日 【都 民】・外出の自粛等について協力の要請(§45 I) 【事業者】・飲食店への営業時間短縮の要請(§24区)(20時まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24区) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進		

# 国の基本的対処方針と都の対応②

国の基本的対処方針の概要		都の対応		
	●宣言対象外の都道府県(ステ―ジⅡを目指し、段階的に緩和)	●期間:3月22日~4月11日		
(リバウンド 防止期間)	【住 民】・当面、外出の自粛等について協力の要請(§24K)	【都 民】・外出の自粛等について協力の要請(§24K)		
	【事業者】・飲食店への営業時間短縮の要請は段階的に緩和 (§24区)(時間等は知事の判断) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24区) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進	【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(§24IX)(21時まで)・催物(イベント)開催の制限の要請(§24IX)・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進		
	●重点措置区域の都道府県 まん延防止等重点措置適用	●期間:4月12日~4月24日		
	【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§24K)・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない(§31の6II)・不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように	【都 民】・都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛(§24区) ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§24区)		
	促すこと	・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだり		
令和3年 4月9日	【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(§31の6 I)	に出入りしない(§31の6Ⅱ) ・会食において会話をする際のマスク着用の徹底(§24Ⅸ)		
	(20時まで) ・感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店・感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店等への営業時間短縮の要請(§24区) ・特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請(§31の6 I)	【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請 (措置区域: § 31の6 I、その他: § 24区)(20時まで) ・特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請 (§ 31の6 I)		
	・カラオケ設備の利用自粛を要請(§24区) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24区) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進	(§31の6 I)  ・カラオケ設備の利用自粛を要請(§24区) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§24区) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進		
	●宣言対象の都道府県 緊急事態宣言発令	●期間:4月25日~5月11日		
令和3年 4月23日	【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§45I)・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§45I)	【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§45 I) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請 又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の 利用を厳に控えること(§45 I)		
	【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して 休業を要請(§45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に 対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計 が千平方メートルを超える施設に対して、休業を要請 (§24区)	【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して 休業を要請(§45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に 対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計 が千平方メートルを超える施設に対して、休業を要請 (§24Ⅸ)		

# 国の基本的対処方針と都の対応③

	国の基本的対処方針の概要	都の対応			
	●宣言対象の都道府県 緊急事態宣言延長	●期間:5月12日~5月31日			
令和3年 5月7日	【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§451)・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§451)・路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛	【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§45 I) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請 又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の 利用を厳に控えること(§45 I) ・路上、公園等における集団での飲食など、感染 リスクが高い行動の自粛			
	【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して 休業を要請(§45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に 対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計 が千平方メートルを超える施設に対して、営業時間 短縮(20時まで)を要請(§24区) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限 5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、 営業時間短縮(21時まで)を要請(§24区)	【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して 休業を要請(§45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に 対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計 が千平方メートルを超える施設に対して、休業を要請 (§24区) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限 5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、 営業時間短縮(21時まで)を要請(§24区)			
	●宣言対象の都道府県 <sup>緊急事態宣言延長</sup>	●期間:6月1日~6月20日			
令和3年 5月28日	【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§451)・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§45I)・路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛	【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§45 I) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請 又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の 利用を厳に控えること(§45 I) ・路上、公園等における集団での飲食など、感染 リスクが高い行動の自粛			
	【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して 休業を要請(§45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に 対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計 が千平方メートルを超える施設に対して、営業時間 短縮(20時まで)等を要請(§24区) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限 5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、 営業時間短縮(21時)を要請(§24区)	【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して 休業を要請(§45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に 対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計 が千平方メートルを超える施設に対して、土日の休業、 平日の営業時間短縮(20時まで)等を要請(§24区) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限 5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、 営業時間短縮(21時)を要請(§24区)			

# 国の基本的対処方針と都の対応④

	国の基本的対処方針の概要	都の対応			
令和3年 6月17日	■重点措置区域の都道府県  【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 24IX)・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない(§ 31の6 II)・不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと  【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(§ 31の6 I)(20時まで)・酒類の提供は、「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して酒類の提供自粛を要請(§ 31の6 I)・感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店等への営業時間短縮の要請(§ 24IX)・飲食を主として業としている店舗においてカラオケ設備を提供している場合、利用自粛を要請(§ 24IX)・特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請(§ 31の6 I)・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請するとともに(§ 24IX)、入場整理等について働きかけを実施・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX)・在宅勤務(テレワーク)を更に徹底するよう働きかけ	●期間:6月21日~7月11日  【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§24区)・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない(§31の6 II)・不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと  【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(§31の6 I)(20時まで)・酒類提供の停止を要請(§31の6 I)・ただし、「一定の要件」を満たした店舗においては、以下を条件として酒類提供可①同一グループの入店:2人以内②酒類提供時間:19時まで③利用者の滞在時間:90分・措置区域以外の地域の飲食店等に対し、営業時間短縮(21時まで)の要請(§24区)・飲食を主として業としている店舗においてカラオケ設備を提供している場合、利用自粛を要請(§24区)・特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請(§31の6 I)・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請(§31の6 I)・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請(「§31の6 I)・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請(「§31の6 I)・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請(「ダント開催時21時、イベント開催時以外20時)するとともに、入場整理等の実施を要請(§24区)・催物(イベント)開催の制限の要請(§24区)・在宅勤務(テレワーク)を更に徹底するよう働きかけ			

# 国の基本的対処方針と都の対応⑤

	国の基本的対処方針の概要	都の対応
	●宣言対象の都道府県 【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§45 I) ・20時以降の不要不急の外出自粛 ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請 又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等 の利用を厳に控えること(§45 I) ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は、 極力控えること ・路上、公園等における集団での飲食など、感染 リスクが高い行動の自粛	●期間:7月12日~9月30日 【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§45 I) ・20時以降の不要不急の外出自粛 ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請 又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等 の利用を厳に控えること(§45 I) ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は、 極力控えること ・路上、公園等における集団での飲食など、感染 リスクが高い行動の自粛
令和3年 7月8日 7月30日 8月17日 9月9日 順次延長	【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して 休業を要請(§ 45 II) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に 対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§ 45 II) ・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請 (イベント開催時21時、イベント開催時以外20時)する とともに、入場整理等の実施を要請(§ 24IX) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限 5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、 営業時間短縮を要請(§ 24IX)	【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して 休業を要請(§45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に 対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ) ・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請 (イベント開催時21時、イベント開催時以外20時)する とともに、入場整理等の実施を要請(§24区) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限 5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、 営業時間短縮(21時)を要請(§24区)

# 国の基本的対処方針と都の対応⑥

国の基本的対処方針の概要		都の対応			
令和3年 9月28日	●宣言解除後の都道府県 【住 民】・当面、法第24条第9項に基づき、外出については、 → 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること → 企業における在宅勤務(テレワーク)等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと → 飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと等の協力の要請を行うこと・外出・移動については、感染状況等に応じ、当該地域における外出・移動の自粛を要請する等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断 【事業者】・地域の感染状況等を踏まえ、§ 24区に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。・営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用される措置しよがら、各都道府県知事が適切に判断すること・イベント主催者等に対して、§ 24区に基づき、規模要件等(人数上限5,000人又は収容定員50%以内(ただし、10,000人を上限)のいずれか大きい方等。)に沿った開催の要請を行うこと。また、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと	●期間:10月1日~10月24日 【都 民】・外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請(§ 24区)・帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを要請(§ 24区)・21時以降、飲食店等に出入りしないことを要請(§ 24区)・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請(§ 24区) 【事業者】・飲食店等のうち、認証店に対しては、営業時間の短縮(21時まで)、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請し、酒類提供・持込を可とする(20時まで)・非認証店に対しては、営業時間の短縮(20時まで)・非認証店に対しては、営業時間の短縮(20時まで)・の食店等以外の施設に対し、営業時間の短縮(21時まで)の協力を依頼・飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請(§ 24区)・飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用自粛を要請(§ 24区)・介本ント主催者等に対して、規模要件等(人数上限5,000人又は収容定員50%以内(ただし、10,000人を上限)のいずれか大きい方等。)に沿った開催を要請(§ 24区)また、営業時間の短縮(21時)の協力を依頼			

# 国の基本的対処方針と都の対応⑦

国の基本的対処方針の概要		都の対応		
(基本的対制)	同上	●期間:10月25日~11月30日 【都 民】・「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼・外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼・業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼 ・政食店等のうち、認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYO ワクションアブリ」(11月1日以降)又は他の接種証明書等を活用することを推奨。認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼・非認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・力ラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方等。)に沿った開催、業種別のガイドラインの遵守を要請(§24区)		

### 国の基本的対処方針と都の対応®

#### 国の基本的対処方針の概要

#### ●宣言解除後の都道府県

#### 【住 民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め 基本的な感染防止策を徹底する
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力 控える。ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対 象としないことを基本とする
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速 やかに必要な協力の要請等を行う。

#### 【事業者】

- 飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24 条第9項に基づき
  - ▶ 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
  - ▶ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- 施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う
- イベント等については、法第24条第9項に基づき、
  - ▶ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
  - ➤ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

#### 都の対応

●期間:12月1日~都が「レベル1」の状況にある間

※「レベル1」: 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(R3.11.8)において示された「新たなレベル分類の考え方」における「安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況」

#### 【都 民】

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力 を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、 基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

#### 【事業者】

- 飲食店等のうち、認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則8人以内とするよう協力を依頼、9人以上とする場合にはTOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを推奨、認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
- 非認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とするよう協力を依頼、酒類の提供・持込は11時から20時までの間とするよう協力を依頼
- カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- イベント主催者等に対して、規模要件(人数上限5,000 人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方等。)に沿った開催、業種別のガイドラインの遵守を要請(§24IX)

#### 令和3年 11月19日 (基本的対 策徹底期 間)

### 国の基本的対処方針と都の対応⑨

#### 国の基本的対処方針の概要

#### ●重点措置区域の都道府県

#### まん延防止等重点措置適用

#### 【住 民】

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない(§31の6Ⅱ)
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感 染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛(§ 24IX)
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと(対象 者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする)

#### 【事業者】

- 飲食店等に対して、
  - ▶ 認証店以外の飲食店に対する営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請する。認証店に対しては、営業時間の短縮(21時までとすることを基本とする。)の要請を行う。(§31の6 I)
  - ▶ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請し、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。(§ 24IX)
- 施設については、地域の感染状況等に応じて、必要な要請を行う (§24IX)
- イベント等については、法第24条第9項に基づき、
  - ▶ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
  - ▶・それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

まん延防止等重点措置終了

#### 都の対応

●期間:1月21日~3月21日

#### 【都民】

- 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること (§24IX)
- 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること。※
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(§31の6Ⅱ)
- 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること(§24区)※
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること(§24IX)
- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの 手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること(§24K)
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けること(§ 24IX)

#### 【事業者】

- 飲食店等のうち、認証店に対しては以下を要請
  - ▶ 次の①又は②とすること(§31の6 I)
    - ①営業時間: 5時から 21 時までの間 酒類の提供・持込:11 時から 20 時までの間
    - ②営業時間: 5時から20時までの間 酒類の提供・持込:行わない
  - ▶ 同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (§ 24区)※
  - ▶ 認証基準を適切に遵守して営業すること(§ 24IX)
- 非認証店に対しては、営業時間を5時から20時までの間とし、酒類の提供・持込を行わないこと(§31の6I)、同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること(§24区)を要請
- カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底することを要請(§24IX)
- ・ イベント主催者等に対して、規模要件(感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とし、さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員まで、それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり)・100%(大声なし))に沿った開催、業種別のガイドラインの遵守を要請(§24IX)
- ※「対象者全員検査」制度を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く。

#### 令和4年 1月19日

### 国の基本的対処方針と都の対応⑩

#### 国の基本的対処方針の概要

●期間:3月22日~4月24日

●緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県

#### 【住 民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控 える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とす る
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

#### 【事業者】

- 飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第 9項に基づき
  - ▶ 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
  - ▶ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- 施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う
- ・ イベント等については、法第24条第9項に基づき、
  - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
  - ➤ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

#### 【都民】

- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め 基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

都の対応

- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼
- 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するよう協力を依頼
- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの 手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請 (§24X)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請(§24IX)

#### 【事業者】

- 飲食店等のうち、認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼(陰性証明書等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合を除く)、認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
- 非認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼、酒類の提供・持込は11時から21時までの間とするよう協力を依頼
- カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、こまめな換気を 行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力 を依頼
- ・ イベント主催者等に対して、規模要件(感染防止安全計画を策定し、都道 府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の 上限を100%とし、それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員 50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%(大声あり)・100%(大 声なし))に沿った開催、業種別のガイドラインの遵守を要請(§24IX)

#### 令和4年 3月17日 (リバウンド 警戒期間)

# 国の基本的対処方針と都の対応⑪

国の基本的対処方針の概要		都の対応		
	同上	●期間:4月25日~5月22日 【都 民】 ・ 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼		
		<ul> <li>帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め 基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼</li> <li>会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼</li> <li>感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するよう協力を依頼</li> <li>「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの 手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請 (§ 24IX)</li> <li>業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼</li> <li>感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請(§ 24IX)</li> </ul> 【事業者】		
(リバウンド 警戒期間)		<ul> <li>飲食店等のうち、認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼(全員の陰性の検査結果を確認した場合は、人数、利用時間の制限の対象外)、認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li> <li>非認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼、酒類の提供・持込は11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li> <li>カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>イベント主催者等に対して、規模要件(感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とし、それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%(大声あり)・100%(大声なし))に沿った開催、業種別のガイドラインの遵守を要請(§24区)</li> </ul>		

### 感染防止対策の状況

#### 東京都感染拡大防止ガイドラインに基づく現地確認の実施

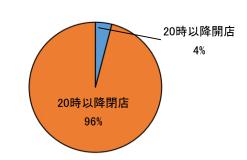
◆「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を作成し、感染防止対策を実施している事業者向けに、「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行

都職員がステッカー掲示店舗を訪問し、感染防止策が実際に講じられているかの確認を実施



#### 緊急事態措置等に伴う飲食店等の時短要請等協力状況

- ◆都職員による緊急事態措置等に伴う呼びかけを実施
  - ○実施期間
    - 令和3年4月25日から8月20日まで
- ◆飲食店等の20時までの 時短要請等協力状況



- ○確認期間
  - R3.7/12~R3.9/30
- ○確認対象エリア都内各駅近郊の飲食店等
- ○時短要請等への協力状況
  - ・確認店舗数277,102件(延べ数)
  - ・時短要請協力店舗数
- (20時以降閉店している店舗数) 265,350件(延べ数)
- ≥約96%の飲食店等が20時まで
  の営業時間短縮等に協力

#### 特措法に基づく命令等の手続

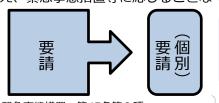
※次の期間中の手続の累計

緊急事態措置: 令和3年1月8日~3月21日、令和3年4月25日~6月20日、令和3年7月12日~9月30日まん延防止等重点措置: 令和3年6月21日~7月11日、令和4年1月21日~3月21日

(個別) 要請 2,223店舗

命令 192店舗

- ・度重なる営業時間の短縮等の要請に応じない店舗に対し、個別要請を実施
- ・個別要請に応じず営業を続けている店舗のうち、営業を継続し客の来店を促すことで、飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めていることに加え、緊急事態措置等に応じることなく公然と営業するなど、他の飲食店等の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある店舗を対象として命令を実施



緊急事態措置:第45条第2項 まん延防止等重点措置:第31条の6第1項 実地確認等

対明の機会付与

命個 令別

緊急事態措置:第45条第3項 まん延防止等重点措置:第31条の6第3項 命 令 遵 守 認

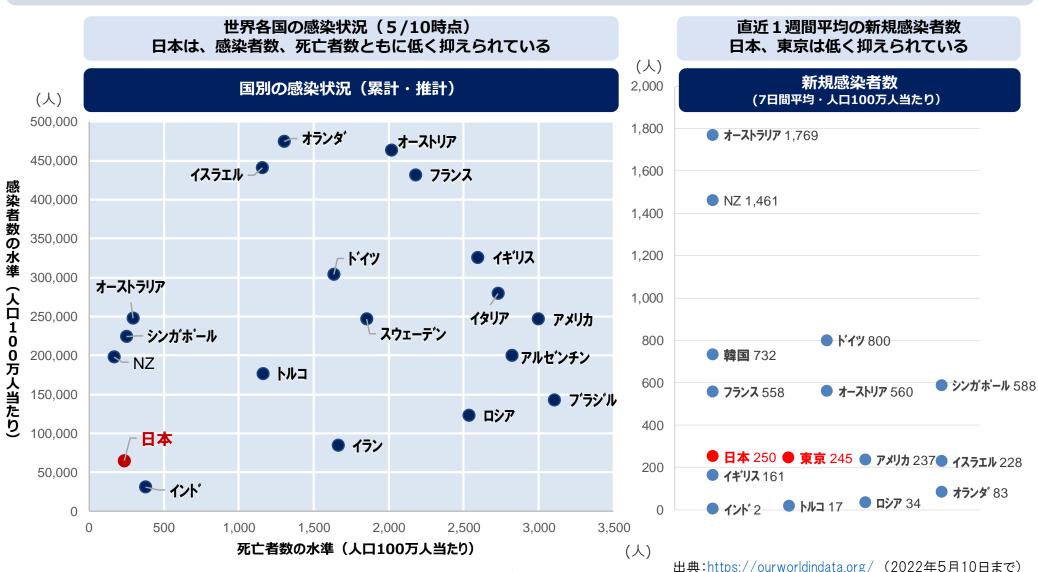
過料処分

緊急事態措置:第79条

まん延防止等重点措置:第80条第1号

### 世界各国と日本・東京の感染状況の比較

● 日本・東京の新規感染者数(7日間平均・人口100万人当たり)等の数値は、世界各国と比較して、感染者数・死亡者数ともに低い水準に抑えられている



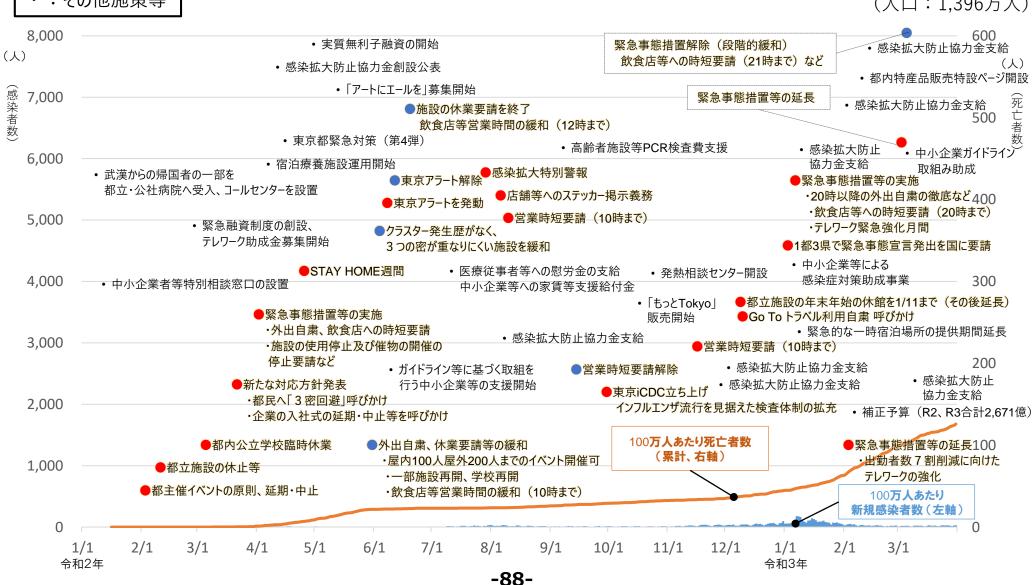
規制

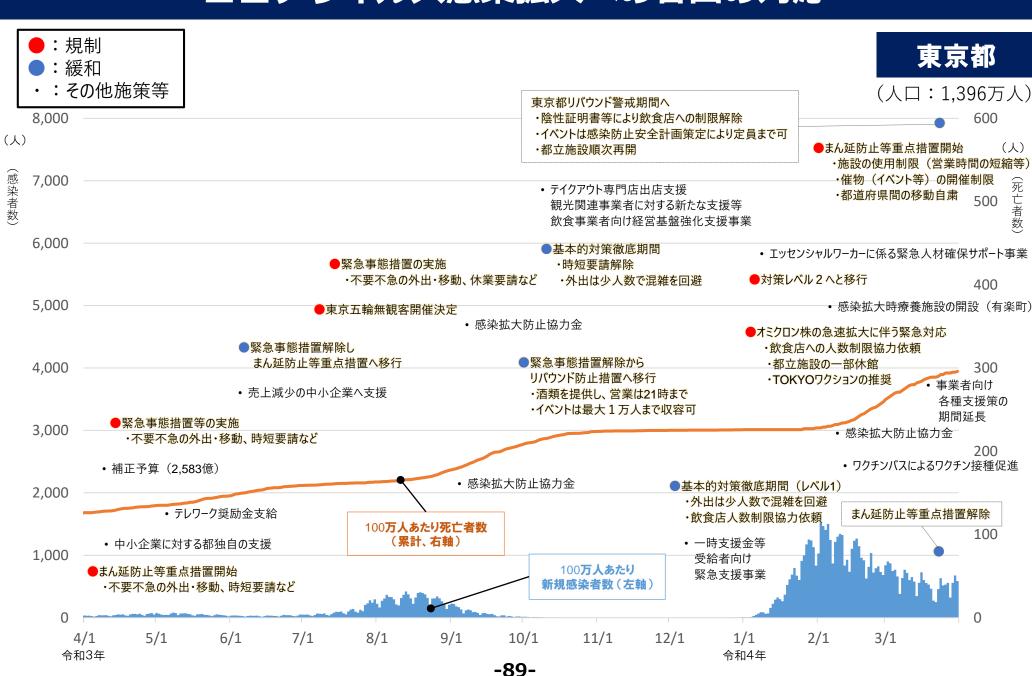
:緩和

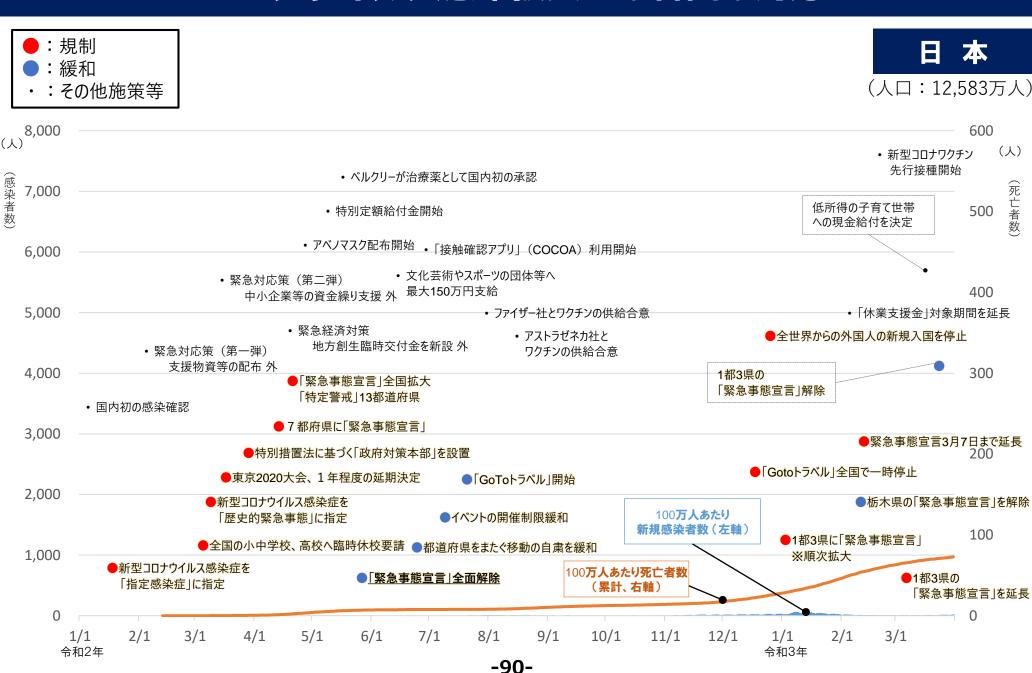
:その他施策等

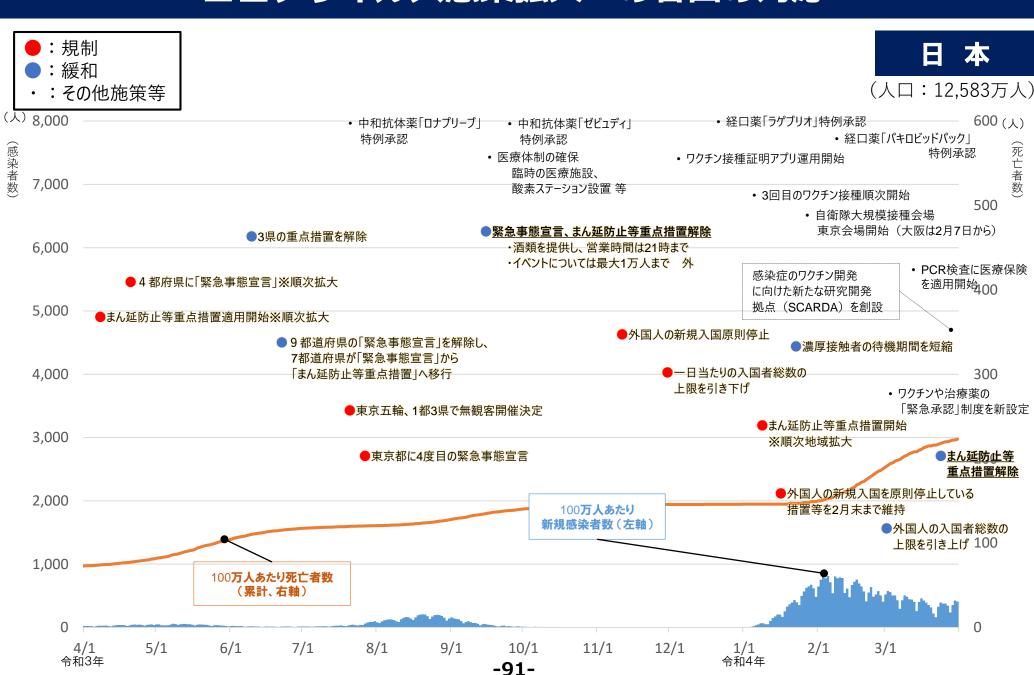


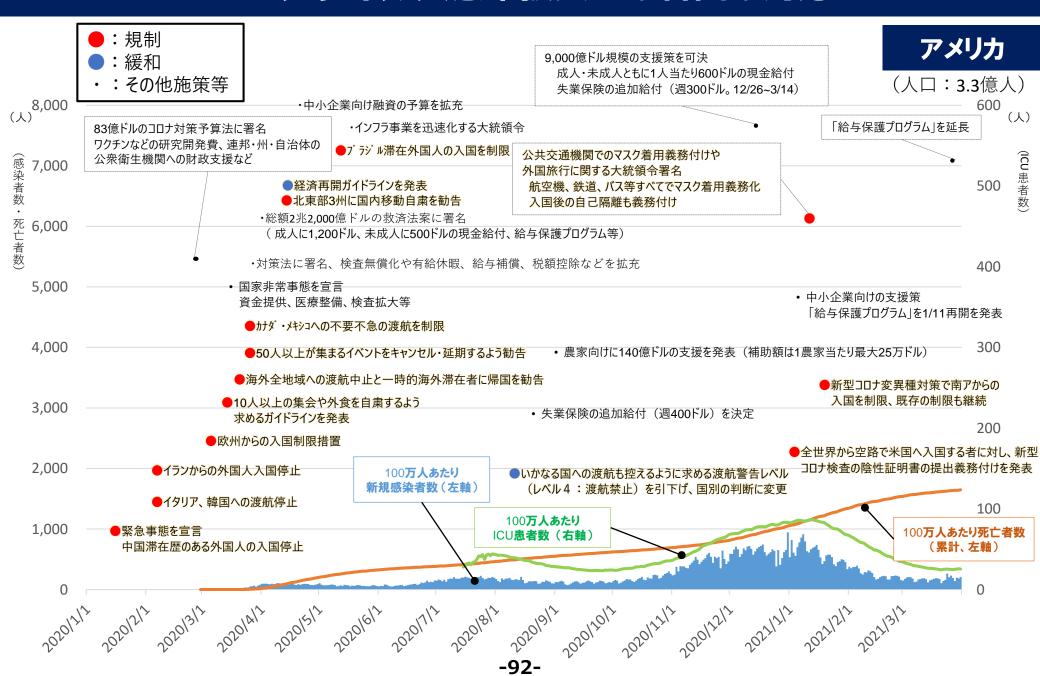
(人口:1,396万人)

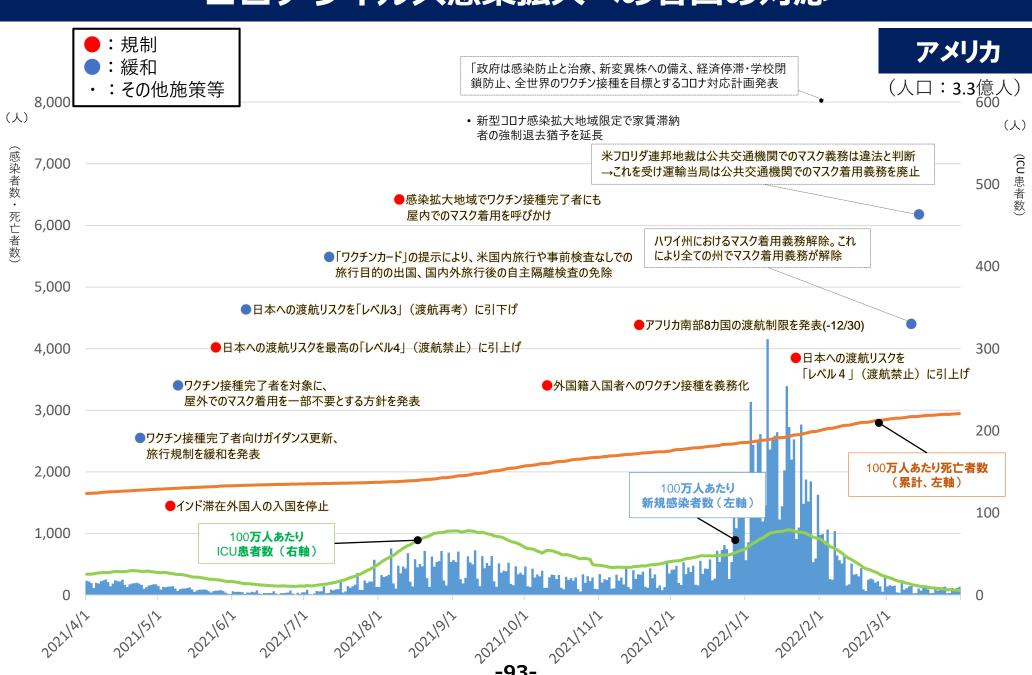


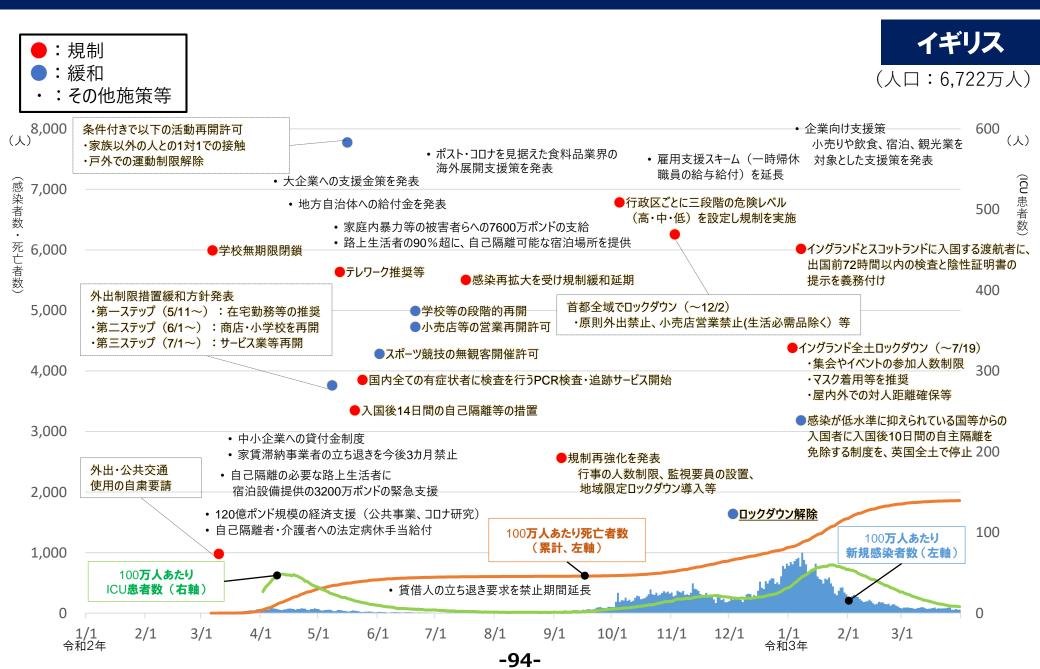








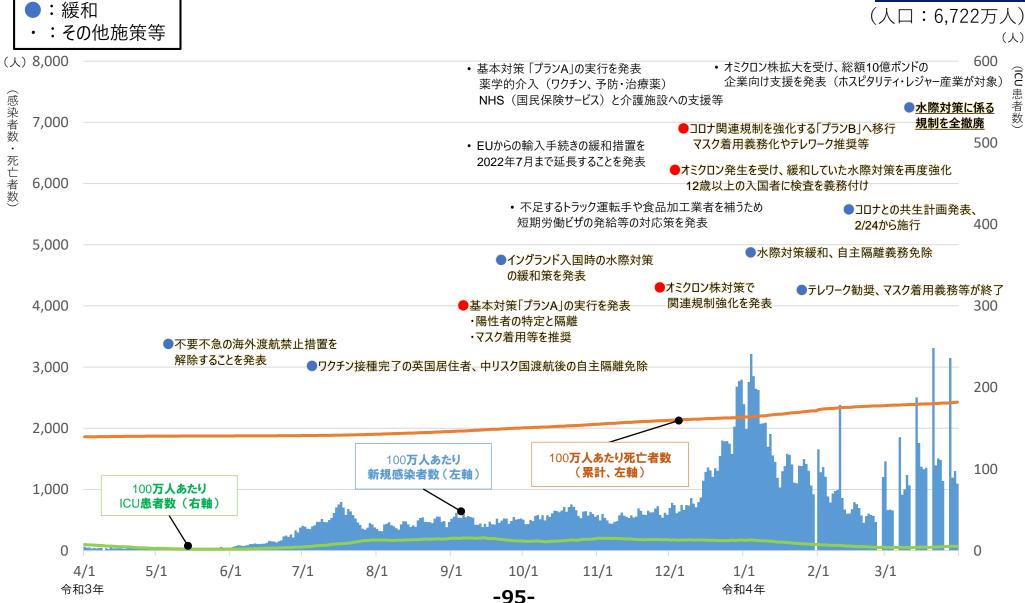


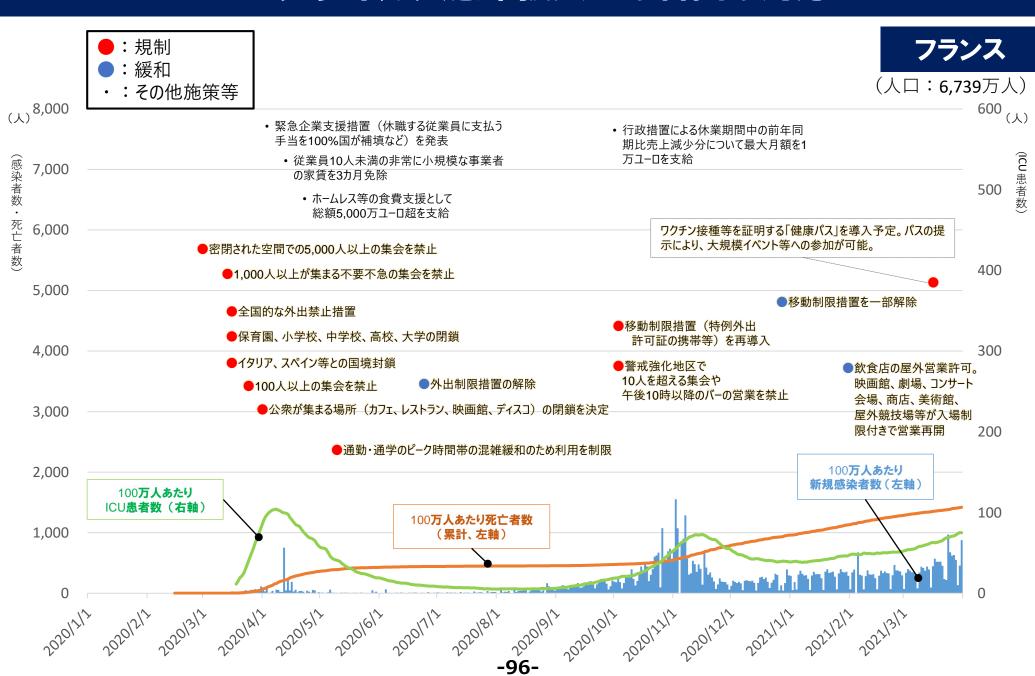


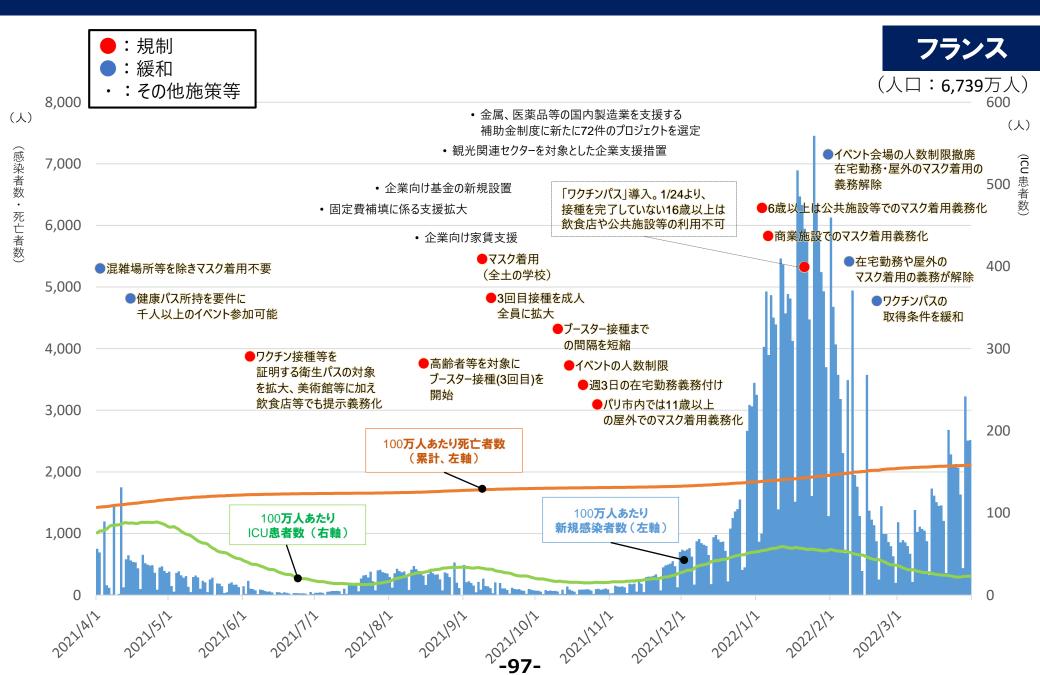


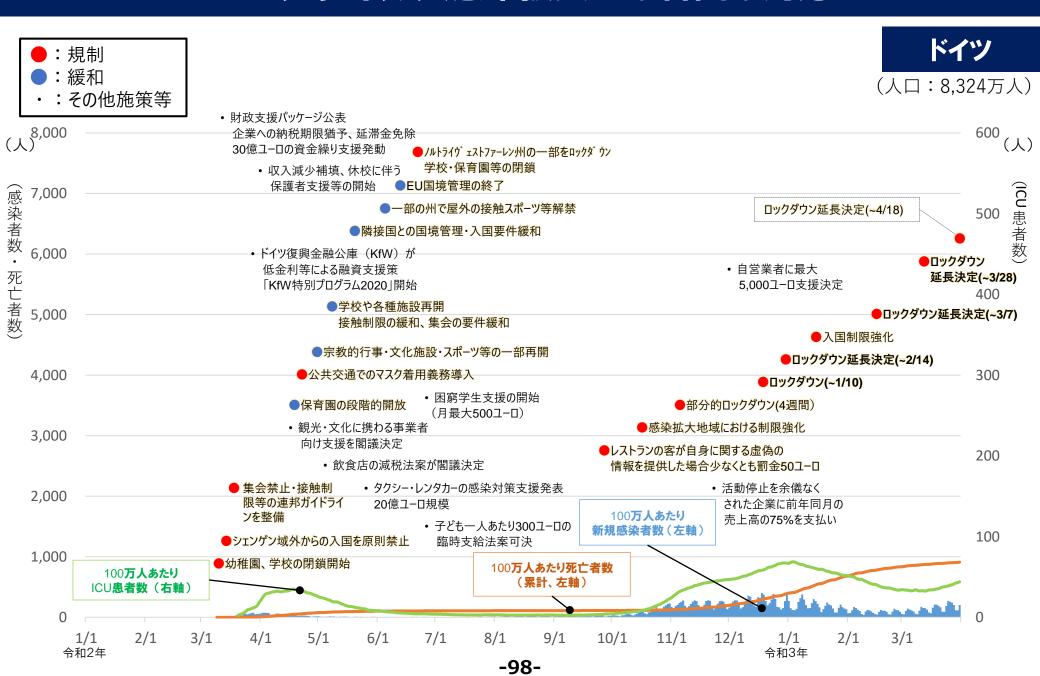
イギリス

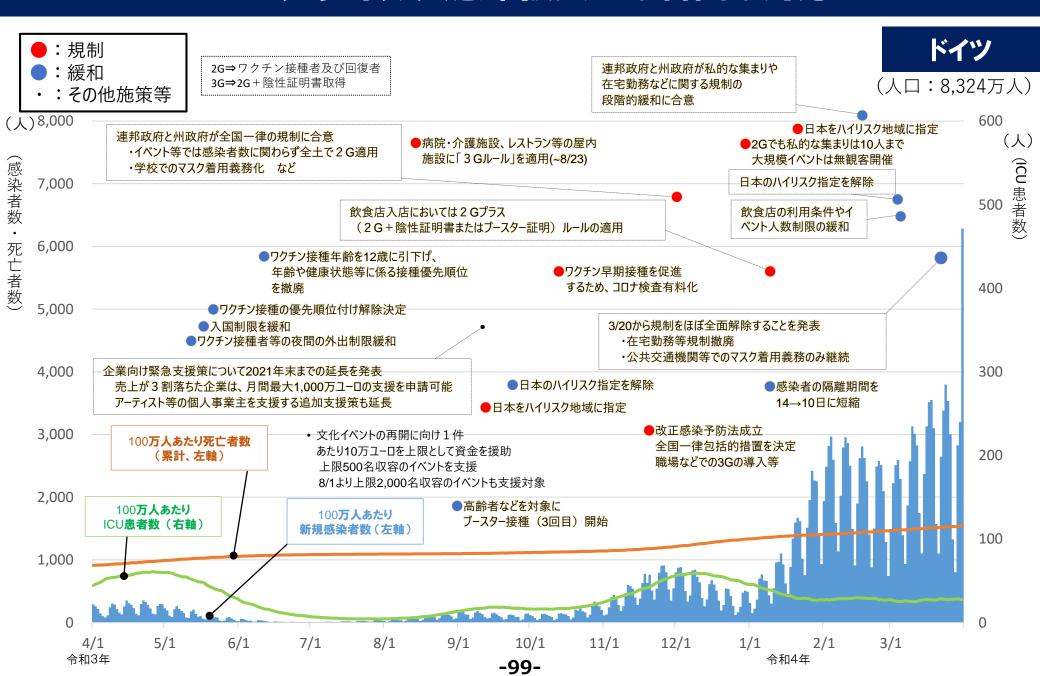
(人口:6,722万人)

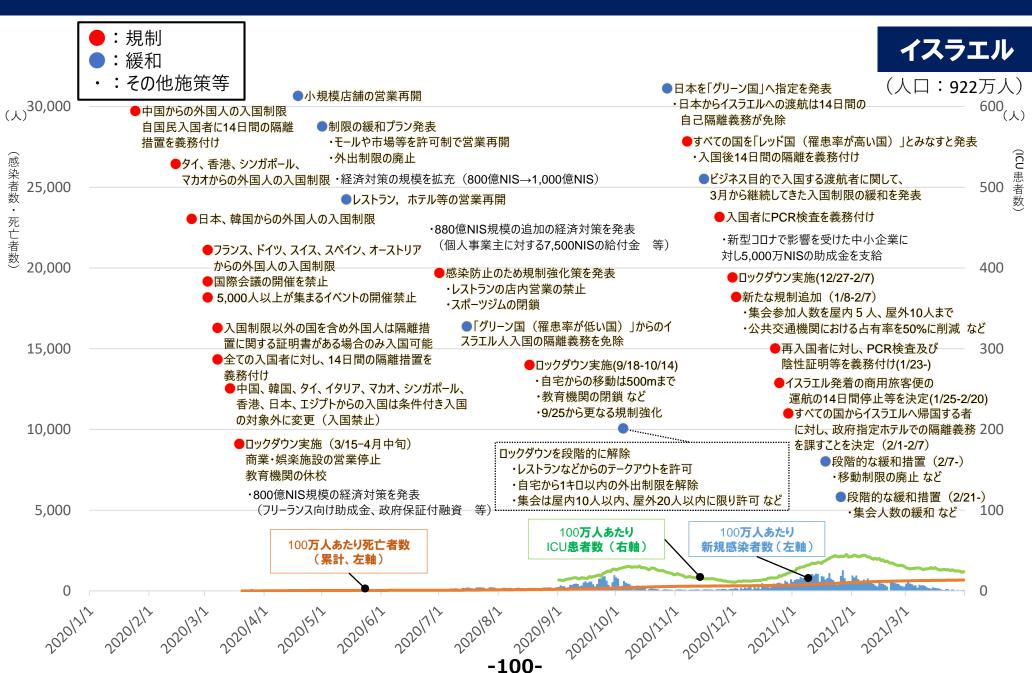












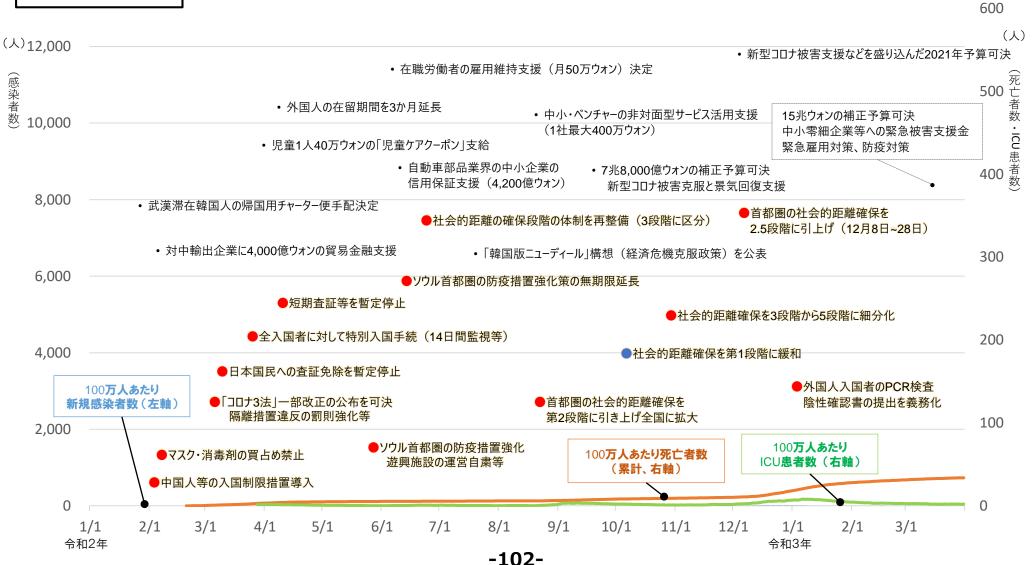


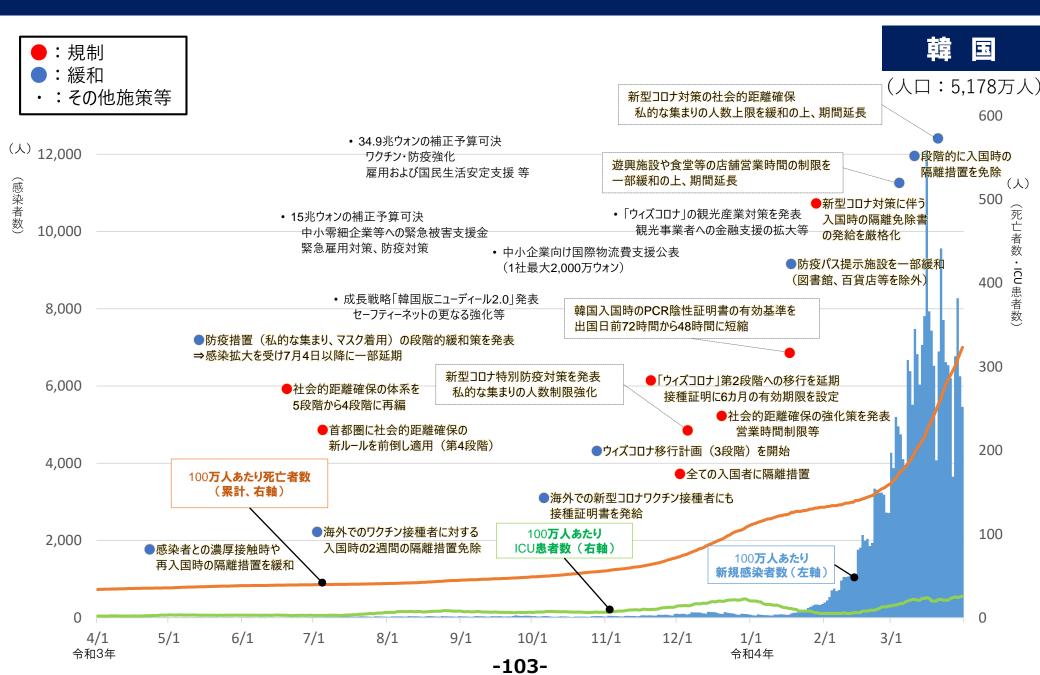
: 規制 : 緩和

:その他施策等



(人口:5,178万人)





# 新型コロナ関連の主なデータ掲載ウェブサイト

名称	内容	URL
新型コロナウイルス感染症対策サイト	都内の最新感染動向/最新のモニタリング情報について	https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/
新型コロナウイルスワクチン接種 ポータルサイト		https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kanse n/coronavaccine/index.html
東京都新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ	新型コロナウイルス感染症に関する東京都および国の支援情報 について	https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/
東京都新型コロナウイルス感染症 モニタリング会議・分析資料	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議・分析資料 を掲載	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/10213 48/index.html
東京都新型コロナウイルス感染症対策本 部会議	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議・東京都新型コ ロナウイルス感染症対策審議会資料を掲載	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1 021421/index.html
東京2020オリンピック・パラリンピッ ク競技大会 東京都ポータルサイト		https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/special/guid e/taikaijitorikumi/index.html
東京 i CDC(東京都公式)note	新型コロナウイルス感染症に関する都民アンケート調査や各種 取組等の情報を発信	https://note.com/tokyo_icdc

# 予算上の対応状況

### 東京都の新型コロナウイルス感染症対策の全体像

果泉御の利空コロノブイル人窓条征刈泉の主体隊					
	令和元•2年度	令和3年度	令和4年度	累計	
I.新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策	1兆4,297億円	2兆4,863億円	3,329億円	4兆2,489億円	
①感染の収束に向けた取組 (飲食店等に対する協力金、感染症対策物資配備支援、ワクチン接種体制の整備など)	8,353億円	1兆8,070億円	427億円	2兆6,850億円	
② <b>医療提供体制等の強化・充実</b> (空床確保料補助、医療従事者への慰労金、宿泊施設確保など)	5,127億円	6,392億円	2,864億円	1兆4,384億円	
③区市町村と一体となった対策 (区市町村振興基金積み増し、市町村コロナ対策特別交付金など)	817億円	400億円	38億円	1,256億円	
Ⅱ.経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実	1兆 531億円	4,605億円	2,179億円	1兆7,315億円	
<ul><li>①経済活動を支えるセーフティネット (中小企業制度融資等、家賃支援、業態転換支援、雇用安定化支援など)</li></ul>	7,836億円	2,893億円	2,124億円	1兆2,853億円	
② <b>都民生活を支えるセーフティネット</b> (生活福祉資金貸付事業補助、東京都出産応援事業、東京都生活応援事業など)	2,695億円	1,712億円	55億円	4,462億円	
Ⅲ.感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組 (新しい生活様式に対応したビジネス展開支援、学校におけるコロナ対策事業の拡充など)	199億円	972億円	386億円	1,558億円	
IV.社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組	549億円	198億円	16億円	763億円	

549億円

198億円

3兆 638億円

763億円

6兆2,126億円

16億円

5,911億円

(テレワーク活用促進緊急支援、学校におけるオンライン学習等の環境整備など)

合 計 2兆5,577億円 ※ 金額は、令和元年度以降の当初・補正予算及び予備費等を含む総額であり、令和4年5月19日現在の数値である。 また、会計間の重複を含む。 -106-

#### <令和元年度>

区分	予算額等	考え方	主な取組	
緊急対策第1弾 (R2.2.18)	64億円	感染拡大に伴う都民の不安解消と都民生活の安全・安心の確保に向けて、感染症対策を強化するとともに、経済活動への影響を最小限に抑える	<ul><li>新型コロナへの緊急的な対応</li><li>感染症に対する今後の備えの強化</li><li>都内産業・中小企業対策</li></ul>	
緊急対策第3弾 (R2.3.12)	70億円	「当面の都及び都民等の行動指針」、「緊急対応策」、「国への緊 急要望」の三つを柱として、当面の緊急対応と将来の事態への備え をあわせて実施	<ul><li>● 医療提供体制等の強化</li><li>● 学校臨時休業対策</li><li>● 影響を受ける企業等への支援 など</li></ul>	
3 月専決処分 (R2.3.31)	250億円	新型コロナ感染症対応に係る中小企業制度融資について、当初の融 資目標額を大幅に上回る申込みが寄せられていることを踏まえ、融 資目標額を引上げ	● 中小企業制度融資等	

#### <令和2年度>

~ 市 和 乙 牛 及 /			
区分	予算額等	考え方	主な取組
緊急対策第1弾 (R2.2.18)	337億円	感染拡大に伴う都民の不安解消と都民生活の安全・安心の確保に向けて、感染症対策を強化するとともに、経済活動への影響を最小限に抑える	<ul><li>新型コロナへの緊急的な対応</li><li>感染症に対する今後の備えの強化</li><li>都内産業・中小企業対策</li></ul>
緊急対策第3弾 (R2.3.12)	41億円	「当面の都及び都民等の行動指針」、「緊急対応策」、「国への緊 急要望」の三つを柱として、当面の緊急対応と将来の事態への備え をあわせて実施	<ul><li>● 医療提供体制等の強化</li><li>● 学校臨時休業対策</li><li>● 影響を受ける企業等への支援 など</li></ul>
緊急対策第4弾 (R2.4.15)	1 兆99億円	新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策、経済活動と都民生 活を支えるセーフティネットの強化、社会構造の変革を促し、直面 する危機を乗り越える取組の三つを柱とする緊急対策	<ul><li>● 感染拡大を阻止する対策</li><li>● セーフティネットの強化</li><li>● 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組</li></ul>

-107-

### <令和2年度>

区分	予算額等	考え方	主な取組
7月補正(臨時会) (R2.7.9)	3,132億円	国の第2次補正予算(令和2年6月成立)の対応や都独自の取組を 迅速に実施	<ul><li>● 医療従事者等への慰労金の支給</li><li>● 東京都家賃等支援給付金の支給 など</li></ul>
8 月専決処分 (R2.7.31)	△ 119億円	都内の酒類の提供を行う飲食店等に対して、営業時間の短縮を要請することに伴い、飲食店等に対する協力金を支給 ※財源は、飲食店等に対する協力金の不用額の減額により対応	● 飲食店等に対する協力金
9 月専決処分 (R2.8.31)	△ 211億円	特別区内の酒類の提供を行う飲食店等に対して、営業時間短縮の要請を延長することに伴い、飲食店等に対する協力金を支給※財源は、飲食店等に対する協力金の不用額の減額により対応	● 飲食店等に対する協力金
9月補正 (R2.9.3)	2,711億円	新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策や、経済活動と都民 生活を支えるセーフティネットの強化・充実を図るための施策等に ついて、時機を逸することなく実施	● 患者受入に向けた空床確保料の補助 ● 中小企業制度融資等 など
9 月補正(追加分) (R2.9.24)	23億円	感染症防止と経済社会活動との両立を図りながら、都内観光産業の 早期回復に向けた取組を実施	● 都内観光促進事業 ● 東京観光の魅力発信キャンペーン
11月専決処分 (R2.11.25)	200億円	特別区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店等に対して、営業時間の短縮を要請することに伴い、飲食店等に対する協力 金を支給	● 飲食店等に対する協力金
四定補正 (R2.11.25)	2,308億円	新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制及び経済活動と都 民生活を支えるセーフティネットの強化・充実など、年末年始を含 めた万全の対策等を実施	<ul><li>● 患者受入に向けた空床確保料の補助</li><li>● 中小企業制度融資等</li><li>● 生活福祉資金貸付事業補助 など</li></ul>

-108-

#### <令和2年度>

区分	予算額等	考え方	主な取組
四定補正(追加分) (R2.12.14)	470億円	特別区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店等に対して、営業時間の短縮を要請することに伴い、飲食店等に対する協力 金を支給	● 飲食店等に対する協力金
1 月専決処分 (R3.1.7)	1,528億円	都内の飲食店等に対して、営業時間の短縮を要請することに伴い、 飲食店等に対する協力金を支給	● 飲食店等に対する協力金
2 月専決処分 (R3.2.5)	2,076億円	都内の飲食店等に対して、営業時間短縮の要請を延長することに伴い、飲食店等に対する協力金を支給	● 飲食店等に対する協力金
最終補正予算 (R3.1.29)	△ 180億円	感染症の影響に伴う企業収益の悪化等による都税収入の減収に対し て、現時点で執行しないことが明らかな不用額の精査 など	-
最終補正(追加分) (R3.2.18)	1,255億円	直近の感染状況を踏まえ、実効性のある対策を迅速に実施	<ul><li>● 飲食店等に対する協力金</li><li>● 生活福祉資金貸付事業補助 など</li></ul>
最終補正 (追加分その2) (R3.3.5)	1,548億円	都内の飲食店等に対して、営業時間の短縮を要請することに伴い、 飲食店等に対する協力金を支給	● 飲食店等に対する協力金
最終補正 (追加分その3) (R3.3.24)	債務負担行為	医療機関へ融資を実施する金融機関に対する利子補給について、執 行状況等を踏まえ、所要額を追加計上	● 感染症緊急対応資金融資利子補給

#### <令和3年度>

~中和3牛皮/			
区分	予算額等	考え方	主な取組
3 年度当初予算 (R3.1.29)	2,561億円	様々な感染症への対応力を強化し、東京の総力を挙げた感染症対策 を講じるとともに、都民・事業者へのセーフティネットの強化、感 染症防止と経済活動の両立を図るための多面的な対策を実施	<ul><li>● 中小企業制度融資等</li><li>● 東京都出産応援事業</li><li>● オンライン学習等の環境整備 など</li></ul>
3 年度補正予算 (R3.2.18)	1,416億円	新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制及び経済活動と都 民生活を支えるセーフティネットの強化・充実など、直近の感染状 況を踏まえ、実効性のある対策を迅速に実施	<ul><li>● 空床確保料の補助</li><li>● 宿泊施設活用事業 など</li></ul>
3 年度補正予算 (追加分)(R3.3.24)	1,074億円	都内の飲食店等に対して、営業時間の短縮を要請することに伴い、 飲食店等に対する協力金を支給。医療機関へ融資を実施する金融機 関に対する利子補給について、執行状況等を踏まえ、所要額を追加 計上	<ul><li>● 飲食店等に対する協力金</li><li>● 感染症緊急対応資金融資利子補給</li></ul>
4 月専決処分 (R3.4.9)	2,583億円	「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、検査体制の強化や飲食店等に対する徹底点検を含め、都独自の施策を速やかに実施するとともに、飲食店等に対する協力金を支給	<ul><li>● 飲食店等に対する協力金</li><li>● ゴールデンウィークにおける診療・ 検査体制の確保支援事業 など</li></ul>
4 月専決処分 (R3.4.23)	1,192億円	「緊急事態措置」の適用を踏まえ、都内の事業者に対して休業や営業時間の短縮を要請することに伴い、飲食店等に対する協力金の支給などを実施	<ul><li>● 飲食店等に対する協力金</li><li>● 大規模施設に対する協力金</li><li>● 中小企業等に対する支援金 など</li></ul>
5 月専決処分 (R3.5.7)	3,708億円	感染力の高い変異株(N501Y)による感染が拡大していること を踏まえ、緊急事態措置の延長に伴う飲食店等に対する協力金の支 給や、テレワーク定着に向けた緊急支援などを実施	<ul><li>● 飲食店等に対する協力金</li><li>● 大規模施設に対する協力金</li><li>● テレワーク定着トライアル緊急支援など</li></ul>
5 月専決処分 (R3.5.28)	2,673億円	感染力の高い変異株による感染が拡大していることを踏まえ、緊急 事態措置の延長に伴う飲食店等に対する協力金の支給など、必要な 対策を迅速に実施	● 飲食店等に対する協力金 ● 大規模施設に対する協力金 など

-110-

<令和3年度>

~			
区分	予算額等	考え方	主な取組
6 月補正 (R3.5.28)	4,265億円	ワクチン接種の促進や検査・医療体制の確保など感染拡大を阻止する対策や、中小企業者等に対する給付金の支給をはじめとした都民 生活・経済活動を支えるセーフティネット対策などを実施	<ul><li>◆ 大規模施設に対する協力金</li><li>◆ 患者受入に向けた空床確保料の補助など</li></ul>
6 月補正(追加分) (R3.5.28)	286億円	ワクチン接種のスピードをさらに加速させるため、区市町村による 住民接種とあわせて、大規模会場における接種を実施。緊急事態措 置の延長に伴い、東京都月次支援給付金を支給	● 大規模接種会場における集団接種事業 ● 東京都月次支援給付金 など
6 月専決処分 (R3.6.18)	2,467億円	感染力の高い変異株による影響等を踏まえ、感染の再拡大を防ぐ必要があることから、まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等に対する協力金の支給など、必要な対策を迅速に実施	<ul><li>● 飲食店等に対する協力金</li><li>● 大規模施設に対する協力金 など</li></ul>
7 月専決処分 (R3.7.8)	5,118億円	感染力の高い変異株による影響等により感染が再拡大していること を踏まえ、緊急事態措置の適用に伴う飲食店等に対する協力金を支 給	● 飲食店等に対する協力金 ● 大規模施設に対する協力金 など
8 月臨時会 (R3.8.12)	1,556億円	ワクチン接種の促進や中小企業者等に対する給付金の支給など、必 要な施策を実施	<ul><li>◆ 飲食店等に対する協力金</li><li>◆ 大規模施設に対する協力金</li><li>◆ 東京都月次支援給付金 など</li></ul>
8 月臨時会(追加分) (R3.8.17)	1,722億円	緊急事態措置の延長に伴い、飲食店等に対する協力金や月次支援給 付金を支給。酸素ステーションを設置するなど、医療提供体制の強 化・充実を実施	<ul><li>● 飲食店等に対する協力金</li><li>● 大規模施設に対する協力金</li><li>● 東京都月次支援給付金 など</li></ul>
9 月専決処分 (R3.9.9)	2,171億円	緊急事態措置の延長に伴い、飲食店等に対する協力金等を支給	● 飲食店等に対する協力金 ● 大規模施設に対する協力金
9 月補正 (R3.9.17)	3,387億円	現下の感染状況や社会経済情勢を踏まえ、万全な医療提供体制の確保や感染の収束に向けた対策を講じるとともに、経済の再生・回復に向け、今後の行動制限緩和に向けた準備等の取組を展開	● 空床確保料の補助 ● 宿泊施設活用事業 など

<令和3年度>

区分	予算額等	考え方 	主な取組
9 月補正(追加分) (R3.9.28)	2,283億円	都内の飲食店等に対して、リバウンド防止措置期間中の営業時間短 縮等を要請することに伴い、飲食店等に対する協力金を支給	● 飲食店等に対する協力金
9月補正 (追加分その2) (R3.10.4)	103億円	国が給付する月次支援金が延長されたことに伴い、都独自に加算等 を行ってきた東京都月次支援給付金の対象期間を延長	● 東京都月次支援給付金
四定補正 (R3.11.25)	989億円	第6波に備えた医療提供体制の確保等や都民生活の支援の更なる充 実、東京の経済を再生・回復の軌道に乗せるための取組などを実施	● 宿泊施設活用事業 ● 大規模接種会場における集団接種事業 ● 検査の無料化 など
最終補正 (R4.1.28)	△ 9,330億円	飲食店等に対する協力金などについて、直近の支給状況等を踏まえ、 所要額を精査 など	
最終補正(追加分) (R4.2.17)	373億円	国の「地域観光事業支援」に係る国庫補助金について、交付限度額 が決定したことに伴い、所要の経費を計上	● 地域観光支援事業

<令和4年度>

区分	予算額等	考え方	主な取組
4 年度当初予算 (R4.1.28)	5,911億円 感染	症から都民の命と健康を守るため、医療提供体制等を強化・充など	<ul><li>② 空床確保料補助</li><li>● 大規模接種会場における集団接種事業</li><li>● 中小企業制度融資 など</li></ul>

### 令和4年度の主な取組

超低温冷凍庫(ディープフリー

ザー)配送保管

都単独 ■: 国からの補助金等を使わず東京都の財源で実施している事業

※地方創生臨時交付金(地方単独分・事業者支援分)を充当する事業を含む

5百万円

- ✓ コロナ対策経費のうち、医療提供体制等の強化・充実などに係る経費を当初予算に概ね3か月分計上
- ✓ さらに、直近の感染状況等に応じて、補正予算の編成等により対策を迅速に講じる

接種場所へ配送

#### Ⅰ.新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策 3,329億円 ① 感染の収束に向けた取組 427億円 概 要 予算額 事 業 名 ワクチン接種体制に係る体制整備や区市町村との連携強化を推進 新型コロナウイルスワクチン接種のスピードをさらに加速させるため、区市町村 大規模接種会場における新型コロ が主体となって進めている一般住民向けのワクチン接種とあわせて、都が主体と 218億円 ナウイルスワクチン集団接種事業 なって集団接種を行う大規模会場を都内複数箇所に設置し、ワクチン接種を実施 新型コロナウイルスワクチン接種 集中的に新型コロナウイルスワクチンの個別接種に取り組む地域の診療所等に対 65億円 し、協力金を支給 促進支援事業 都単独 都民等のワクチン接種を後押しするため、特設サイトを通じたワクチンに関する 新型コロナウイルスワクチン接種 正しい知識等の情報提供を行うとともに、ワクチン接種記録を登録できるアプリ 2 億円 促進キャンペーン事業 を活用した取組等を展開 新型コロナウイルスワクチン職域 新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、中小企 10億円 接種促進支援事業 業や大学等が実施する職域接種を支援 都単独 新型コロナウイルス等 • 東京都医学総合研究所において、現在流行している新型コロナウイルスを含め、 1 億円 新たなコロナウイルスにも対応可能なワクチン開発研究を推進 予防ワクチン開発研究の推進 国から配布される超低温冷凍庫及び低温冷凍庫を倉庫で保管し、区市町村や医療

-113-

機関等と調整の上、大規模接種会場や医療機関等の新型コロナウイルスワクチン

① 感染の収束に向けた取組			
事 業 名	概要	予算額	
	相談体制の拡充		
相談体制の確保	• 新型コロナウイルス感染症に関する様々な相談に広く対応する「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」及び発熱等の症状がある方や接触確認アプリ「COCOA」の通知を受けた方からの相談に対応する「東京都発熱相談センター」を設置	18億円	
新型コロナウイルスワクチン副反 応相談センター	• 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に係る医学的知見が必要となる相談窓口を設置	12億円	
新型コロナウイルスワクチン副反 応専門診療相談窓口運営事業	• ワクチン接種の副反応に係る医学的知見が必要となる専門的な相談体制を確保するため、地域の医療機関等からの紹介受診の相談等に対応する窓口を運営	41百万円	
	検査体制の拡充		
高齢者・障害者支援施設等への集 中的検査の実施	• 重症化リスクの高い高齢者・障害者が利用する施設の職員等を対象として集中的・定期的にPCR検査等を実施	38億円	
戦略的検査強化事業	• クラスターとなりやすい集団等への検査や、感染動向に応じた比較的感染リスクの高い人流のある場所・交通結節点等での検査実施により、感染者を早期に探知し感染拡大を防止	24億円	
ゲノム解析による変異株監視体制 の強化	• 新たな変異株の発生動向等を監視する体制を構築するため、ゲノム解析の民間委託を実施	12億円	

① 感染の収束に向けた取組		
事業名	概 要	予算額
	検査体制の拡充	
都立学校におけるPCR検査の実施 区市町村立学校におけるPCR検査 の実施 私立学校におけるPCR検査の実施 保育所等におけるPCR検査の実施	• ①都立、②区市町村立、③私立学校及び④保育所等において、児童・生徒等の感染が判明した際、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない場合などにPCR検査を実施	①47百万円 ②1億円 ③72百万円 ④59百万円
障害児を対象とした障害福祉サー ビス事業所におけるPCR検査体制 の整備	• 障害児通所支援事業所において、児童等の感染が判明し、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない等の場合に、感染拡大を未然に防止するため、PCR検査を実施	66百万円
	感染拡大防止に向けたその他の取組	
飲食店等に対する徹底点検・ サポート等	• 都内飲食店等の基本的な感染防止対策の徹底を図るため、各店舗に対する点検や支援等を実施	8億円
避難所における感染症対策物資購 入支援	• 区市町村が設置する避難所において感染症対策に必要と考えられる物資の購入費 を補助	1億円
都立一時滞在施設に対する感染症 対策に係る資器材配備	• 都立一時滞在施設における感染症拡大防止に向けた資器材(消毒液、マスク等)を配備	1百万円

① 感染の収束に向けた取組			
事業名	概 要	予算額	
	感染拡大防止に向けたその他の取組		
民間一時滞在施設における感染症 対策物資配備支援	• 民間一時滞在施設における感染症拡大防止に向けた資器材(消毒液、マスク等) の購入に係る経費を補助	22百万円	
感染症対策用個人防護具等の整備	• 公社病院の医療従事者等の感染症対策用防護具(防護服・マスク等)の備蓄に係る経費を補助	1百万円	
島しょにおける水際対策	• 伊豆諸島への定期便(船舶・航空機)において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合などに、同乗したサービス利用者に情報を通知	0.4百万円	
新型コロナウイルス感染症緊急対 策設備投資支援事業	• 感染症対策関連商品の製造に必要となる最新機器設備の購入経費について支援 (令和2年度採択事業の事務費)	1百万円	
感染防護具の備蓄	• 都において新型コロナウイルス感染症への対応として個人防護具を確保するとと もに、新型コロナ外来・入院患者受入病院等に対して都の備蓄品を配送	8億円	

② 医療提供体制等の強化・充実		
事業名	概 要	予算額
	東京iCDCを核とした効果的・機動的な感染症対策	
東京iCDC専門家ボード	• 感染症対策全般について提言を行う専門家ボードを設置し、調査・研究を実施	2億円
東京iCDC情報基盤整備	・ 新型コロナウイルス感染症関連データを集約・蓄積し、より高度な分析を実施	52百万円
	検査体制の拡充	
P C R 検査等の保険適用に伴う 自己負担分の費用負担	<ul><li>新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)を設置している医療機関等において実施するPCR検査等について、保険適用した場合に発生する自己負担分を都が負担</li><li>保険適用分の自己負担分を国と都が負担(補助率:1/2)</li></ul>	133億円
  検査試薬の購入等 	• 東京都健康安全研究センターにおける新型コロナウイルス検査に係る検査試薬の 購入経費等を計上	5億円
	医療提供体制の整備	
患者受入に向けた空床確保料 の補助	• 入院治療が必要な患者を確実に受け入れられるよう、医療機関に対して空床確保料を補助し、必要な病床数を確保	1,093億円
宿泊施設活用事業	• ホテル等の宿泊施設を活用し、軽症等の新型コロナウイルス感染症患者に対して、 健康管理や酸素投与、中和抗体薬治療等を実施するための療養環境を確保	830億円
宿泊療養施設への入所調整	・ 宿泊療養施設への入所調整にかかる業務を適切に実施できる体制を確保	2億円

② 医療提供体制等の強化・充実		
事業名	概 要	予算額
	医療提供体制の整備	
感染症疑い患者一時受入医療機関 受入謝金等交付事業	• 新型コロナウイルス感染症患者の受入れや感染の疑いのある患者の一時受入れ、 症状が改善した患者を転院させ、新たな患者の受入れを行う医療機関を支援	160億円
酸素・医療提供ステーションの設 置・運営	<ul><li>軽症患者等を受け入れ、酸素投与や中和抗体薬治療等を実施する施設型の酸素・医療提供ステーション等を運営</li></ul>	142億円
医療従事者に対する特殊勤務手当 への支援	• 新型コロナウイルス感染症患者への診療に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手 当を支給する医療機関を支援	25億円
新型コロナウイルス感染症の重点 医療機関等の体制整備	<ul><li>高度な医療提供体制の確保のため、患者専用の病院や病棟を設定する都内の医療機関(重点医療機関)等に対し、設備整備に必要な経費を支援</li><li>医療機関又は地区医師会等が設置する帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターが新たに機器等を整備する費用等を支援</li></ul>	45億円
都立病院の職員に対する特殊勤務 手当の支給	• 新型コロナウイルス感染症患者への診療に携わる都立病院の医療従事者に対し、 特殊勤務手当を支給(1人1日5,000円)	11億円

② 医療提供体制等の強化・充実		
事業名	概 要	予算額
	医療提供体制の整備	
新型コロナウイルス感染症 専用医療施設の運営	• 都立多摩総合医療センターの病棟(旧都立府中療育センター)として運営する新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営等に係る経費を計上	11億円
新型コロナウイルス感染症医療体 制戦略ボード	• 新型コロナウイルス感染症に係る全般的な医療提供体制についての助言を受けるため、東京都新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボードを設置	8百万円
感染した医師にかわり診療を行う 医師派遣体制の確保	• 地域の医療提供体制を確保するため、勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染した医療機関が継続して診療を行えるよう、他の医療機関が医師の派遣を行うための経費を支援	3 百万円
休業となった医療機関に対する継 続・再開支援	• 地域において必要な診療機能を維持するため、新型コロナウイルス感染症の感染により、休業又は診療の縮小を余儀なくされた医療機関に対し、施設の消毒など継続・再開に要する経費を支援	4 百万円
自宅療養の適切な実施に向けた 支援	• 保健所等との連携体制を確保し、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する適切かつ効率的な健康観察と生活面での支援を実施するとともに、自宅療養者が安心して療養できるよう医療支援体制を構築	175億円
中和抗体薬治療を受ける患者の搬 送	• 中和抗体薬治療を希望し、投与対象となった者等の自宅と、投与可能な医療機関 の間等を搬送する体制を整備	19億円

② 医療提供体制等の強化・充実		
事業名	概要	予算額
	医療提供体制の整備	
ゴールデンウィークの診療・検査 体制の確保支援事業	• ゴールデンウィークに新型コロナウイルス感染症の診療・検査を実施する都内の診療・検査医療機関及びそれらの機関と連携し開所する調剤薬局を支援	17億円
重点医療機関等医療チーム派遣支 援事業	• 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等が迅速に医療提供体制を確保できるよう、医療チームを派遣する医療機関を支援	11億円
感染症入院患者医療費等の公費負 担等	• 感染症法に基づき、勧告又は措置があった患者等が感染症指定医療機関等で受ける医療に要する費用について、公費負担経費等を計上	10億円
ゴールデンウィークの入院医療体 制の確保支援事業	• 医療機関における人員体制の確保が困難となるゴールデンウィークに、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる医療機関を支援	26億円
救急・周産期・小児医療体制確保 支援事業	• 救急・周産期・小児医療を行う医療機関において、新型コロナウイルス感染症に 係る医療提供体制の整備のために必要な設備整備の経費を補助	5 億円
東京都感染症医療支援ドクター 事業	• 新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症医療に携わる臨床医を、専門研修等を通じて育成	2 百万円
新型コロナウイルス感染症疑い 救急患者の東京ルールの運用	• 新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の円滑な受入れに向け、患者を 積極的に受け入れる新型コロナ疑い救急医療機関及び患者を必ず受け入 れる新型コロナ疑い地域救急医療センターに対して、受入謝金を交付す るとともに、担当医師の確保に要する経費を支援	3 億円

② 医療提供体制等の強化・充実		
事業名	概 要	予算額
	医療提供体制の整備	
TOKYO入院待機ステーション の運営	• 入院治療が必要にもかかわらず入院待機となった患者を一時的に受け入れる施設を確保し、酸素投与や投薬治療が可能な医療機能を強化した宿泊療養施設を運営	5 億円
新型コロナウイルス感染症入院医 療確保のための後方支援病院確保 事業	• 新型コロナウイルス感染症による入院加療後、回復期にある患者を受け入れる後 方支援病床を確保し、重症・中等症患者等に対する医療提供体制を確保するため、 転院先の医療機関への受入謝金に係る経費を計上	1億円
新型コロナウイルス感染症の流行 下における妊産婦総合対策事業	<ul> <li>不安を抱える妊産婦や新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後等に助産師・保健師等が電話や訪問等による寄り添い支援を実施するほか、希望する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査実施に係る費用を補助</li> <li>寄り添い型支援及びPCR等検査受診費用補助(単価2万円・1回を限度)の継続</li> </ul>	1億円
医療従事者への宿泊先確保支援	・ 新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わる医師・看護師等の深夜に及ぶ勤務時の宿泊等のため、医療機関がホテル等を借上げる場合の費用(1人13,100円/日)を支援、補助率:10/10	63百万円
回復患者等搬送体制確保事業	• 新型コロナウイルス感染症による入院加療後、回復期にある患者の転院 搬送を支援するため、医療機関に対し、対象患者の後方支援病院への搬 送に係る経費を補助	11百万円
診療・検査医療機関による健康観 察等支援	• 陽性判明後に自宅療養となった者に対し、速やかな健康観察を実施する ため、地域の医療機関等の協力による健康観察業務を実施	28億円

② 医療提供体制等の強化・充実		
事 業 名	概 要	予算額
	医療提供体制の整備	
往診による中和抗体薬治療促進事 業	• 往診による中和抗体薬の投与を行う地域の診療所等や、投与後の療養者に対する 経過観察等を行う訪問看護ステーション、投与後のアレルギー反応等に対応する ためのバックアップ医療機関に対し、実績に応じて謝金を支出	9 億円
東京都中和抗体薬治療コールセンター	• 中和抗体薬投与の対象となる患者を早期かつ確実に治療へつなげるため、主に軽症の陽性者等に対し中和抗体薬治療全般に関する説明等を実施するコールセンターを設置	3 億円
外来診療体制等確保支援事業等	<ul> <li>外来診療体制及び検査体制を確保するため、医療機関が設置する新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)の運営に係る経費等を支援</li> <li>地区医師会等が設置する地域外来・検査センターの運営に係る経費の支援について、年末年始や連休期間、感染拡大時に都の要請に基づき検査体制を強化した場合に加算を実施</li> </ul>	22億円
東京都医療人材登録データベース を活用した医療人材確保事業	• 都が職員の派遣を要請した施設等において必要な人材を確保できる体制 を構築するため、東京都医療人材登録データベースを活用して職員を派 遣した医療機関等に対して補助を実施するとともに、登録されている医 療従事者を対象にした研修を実施	2 億円
新型コロナウイルス感染症防止対 策のための専門的相談・支援事業	• 障害者支援施設等に対し、感染防止対策に係る専門的な相談・支援を行うための 体制を整備	9百万円

② 医療提供体制等の強化・充実		
事業名	概 要	予算額
	保健所機能の強化	
保健所支援体制の強化	• 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務負担が集中する保健所を支援するため、会計年度任用職員等を活用し、都保健所等において積極的疫学調査や PCR検査等を担う体制を確保	27億円
保健所のデジタル化推進	• 保健所が感染拡大時においても疫学調査や健康観察等の業務を円滑に実施するため、音声マイニング技術による電話音声の自動文字起こし等、デジタルを活用した業務の一層の効率化を図る	2 億円
感染症対策に関する都保健所業務 の調査分析の実施	• 新型コロナウイルス感染症対策おける保健所の取組の検証に係る調査・分析の結果を踏まえ、今後の新たな感染症発生に備えるために保健所の在り方を検討する	1百万円
	感染拡大防止に向けたその他の取組	
介護サービス事業所等のサービス 提供体制確保事業	• 介護サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えて必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常時には発生しないかかり増し経費等を支援	9億円
障害福祉サービス等提供体制の継 続支援事業	• 障害福祉サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えて 必要なサービスを継続して提供できるよう、通常時には発生しないかかり増し経 費等の支援	64百万円
介護、障害、児童福祉施設等にお ける感染症対策への支援	• 新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら必要なサービスを継続的に提供するため、介護、障害、児童養護施設等に対し、環境整備や感染症対策の取組徹底による業務量の増加への対応経費等を支援	16億円
在宅要介護者の受入体制整備事業	• 在宅で介護する者等が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、要介護者等が 緊急一時的に利用できる施設等に支援員等を配置するなど、受入体制を整備する 区市町村を支援	3億円
高齢者施設での新型コロナ発生時 の応援職員派遣事業	• 高齢者施設において新型コロナウイルス感染症の感染者等の発生により職員が不足し、区市町村内で応援職員の確保が困難な場合に、都及び協力団体が広域的な応援派遣調整を行う体制を確保	9百万円
-123-		

③ 区市町村と一体となった対	<b> </b> 策	38億円
事業名	概要	予算額
区市町村との共同による 感染拡大防止対策推進事業	• 都と区市町村が共同で行う連携の仕組みに参画する区市町村に対し、当該自治体が地域の実情に応じて集中的に実施する、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組(区市町村の P C R 検査等実施、保健所の体制強化、独自に実施する感染拡大防止対策など)を支援	25億円
新型コロナウイルス感染症 セーフティネット強化事業補助	• 国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用する 区市町村に対し、都が交付を受けて行う間接補助事業に要する経費を計 上	4 億円
新型コロナウイルス感染症 区市町村緊急包括支援事業	• 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用する区市町村に対し、都が交付を受けて行う間接補助事業に要する経費を計上(補助率10/10)	9 億円

Ⅱ.経済活動と都民生活を支える	るセーフティネットの強化・充実	2,179億円
① 経済活動を支えるセーフティネット		2,124億円
事業名	概 要	予算額
	資金繰り対策	
中小企業制度融資等	<ul> <li>信用補完制度のもと、中小企業の金融円滑化のための各種融資メニューを設けるとともに、金融機関への預託を通じ、中小企業の資金使途に応じて低利な資金を供給し、融資に係る信用保証料を補助</li> <li>融資目標額:2兆100億円 うち新型コロナウイルス感染症対応融資分7,500億円、コロナ対応事業転換等支援融資分100億円</li> <li>預託金:1,111億円、信用保証料補助:234億円、利子補給:705億円</li> </ul>	2,051億円
	就労支援・職業訓練等	'
雇用創出・安定化支援事業	• 労働者派遣のスキームを活用し、派遣社員として働きながら、 I T や介護福祉等の複数の業種や職種を経験し、適職を探しながら正社員としての就職を目指すトライアル就労を実施	41億円
雇用創出・安定化支援に係る 採用・定着促進事業	• 雇用環境の深刻化に対応するため、雇用創出・安定化支援事業により採用した労働者が安心して働き続けられる労働環境の整備を行った企業に助成金を支給し、安定雇用を促進	30百万円
就職氷河期世代雇用安定化 支援事業	• 就職氷河期世代の不本意にも非正規雇用を続けている者に対して、育成計画の策定やメンターの選任、研修などを行った中小企業に対して助成金を支給し、安定雇用を促進	2億円
オンラインスキルアップ職業訓練	• 求職中または非正規労働者等を対象にeラーニングによる職業訓練を実施	23百万円
再就職促進等委託訓練(緊急対策 委託訓練、短期間・短時間委託訓 練)	• 新型コロナウイルス感染症の影響で休業、失業した方等に対して、スキルアップ・再就職のための職業訓練を実施	3億円
早期再就職緊急支援事業	• キャリアカウンセリング、セミナー、就職面接会を短期集中プログラムとして1日で実施	3億円
業界連携再就職支援事業	• 新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方などを対象に、業界団体と連携し、業界知識と技能を付与する短期間の講習プログラムと業界傘下企業とのマッチングを組み合わせた再就職支援を実施	3 億円
<u>-125-</u>		

① 経済活動を支えるセーフティネット		
事業名	概 要	予算額
	事業活動等に対する支援	
クラウドファンディングを活用し た事業の再構築支援	• クラウドファンディングを活用し、ポスト・コロナを見据えた事業の見直し・再 構築を図る中小企業者等の挑戦を促進	88百万円
ポストコロナに向けた企業変革推 進事業	• 中小企業の事業計画の見直しや新たな収益基盤の確保等に必要な支援を行うとともに、中小企業間や大企業、大学等との連携を強化しながらポストコロナに向けた企業変革を推進	44百万円
倒 <b>産防止特別支援事業</b>	• 東京都中小企業振興公社に倒産防止特別支援窓口を設置し、金融機関・専門家と連携を図り、都内中小企業の経営改善等を支援	41百万円
展示会・イベント開催事業	• リアルとオンラインのハイブリッドを取り入れた展示会を開催し、中小企業の V 字回復を支援	69百万円
E C サイトの活用による東京の特 産品販売支援事業	• 有名ECサイトに特設ページを設置し、東京の特産品を広く発信することで、 中小の特産品販売事業者の販路開拓につなげる	1億円
E C サイトの活用による東京の伝 統工芸品販売支援事業	• 有名ECサイトにアンテナショップを設置し、東京の伝統工芸品の販売及びプロモーションを支援することで、東京の伝統工芸品を広く発信し、販路開拓につなげる	1億円
一時支援金等受給者向け緊急支援 事業	• 一時支援金等を受給した都内中小企業等に対して、直面する課題を解決し、経営 の改善等を図るため、専門家派遣や販路拡大助成を実施	2億円
中小企業人材確保のための奨学金 返還支援事業	• 建築・土木等の支援対象職種の若手人材の採用を希望している中小企業が奨学金を利用している大学生等を対象職種で採用した場合、就職後3年間、奨学金返還費用相当額の一部を助成	54百万円
事業承継・再生支援事業	・ 事業承継、事業再生の問題を抱える中小企業の円滑な事業承継に向けて、普及啓 発や巡回相談、承継・改善計画の策定・実行等を支援	5 億円

-126-

① 経済活動を支えるセーフティネット		
事 業 名	概 要	予算額
	事業活動等に対する支援	
デジタル人材確保・就職促進事業	• デジタル分野への人材シフトを強力に展開するため、デジタル産業に特化したマッチングイベントを開催し、デジタル分野未経験者でもエントリー可能な求人に加え、デジタル中核人材の求人も開拓し、中小企業のDX人材確保を支援	2億円
成長産業分野キャリア形成支援事 業	• 非正規労働者等の再就職やキャリア形成により成長産業分野への人材シフトを促進するため、eラーニング等による新たな資格やデジタルスキルの取得支援及び職業紹介等の就職支援を一体的に実施	4 億円
中小企業人材スキルアップ支援事 業	• 新たな事業展開に向けた企業の人材育成を支援するため、中小企業が従業員に対して行う e ラーニング等による訓練の経費を助成	3億円
アートにエールを! 東京プロジェ クト	<ul><li>アートにエールを!東京プロジェクトに参加したアーティストの制作した動画作品等をWEBサイトで配信</li></ul>	10百万円

② 都民生活を支えるセーフテ	ーィネット	55億円
事業名	概 要	予算額
東京都出産応援事業 〜コロナに負けない!〜	<ul> <li>コロナ禍において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供を通じて、経済的負担の軽減を図るとともに、あわせて具体的な子育てニーズを把握し、今後の施策へ反映</li> <li>対象者:令和3年1月1日~令和5年3月31日に出生した子供を持つ家庭</li> <li>配布内容:子供一人当たり10万円分</li> </ul>	50億円
中小企業従業員融資(新型コロナ ウイルス感染症緊急対策)	• 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い融資が必要となった中小企業の従業員(非正規雇用の方を含む)に対して、実質無利子の融資を実施	5 億円
ひとり親家庭就業推進事業	• コロナ禍で職を失ったひとり親の就業先の選択肢拡大のため、一人ひとりの希望 や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就職直後のフォローに至るま で一貫して支援	47百万円
医療・福祉事業所内メンタルヘル スセルフケア等スキル向上支援事 業	• 事業所におけるメンタルヘルスケアの取組を促進し従事者の心身の負担を軽減するため、管理・監督者等向けに講義形式による研修を実施	25百万円

Ⅲ.感染症防止と経済社会活動。	との両立等を図る取組	386億円
事 業 名	概 要	予算額
公立幼稚園新型コロナウイルス感 染症対策事業	• 区市町村立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として、保健衛生用品の購入など、感染症対策の徹底に必要な経費を補助	38百万円
都立学校における新型コロナウイ ルス感染症対策事業	• 都立学校における新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液等の物品購入、 エアロゾル感染対策等を実施	19億円
感染症対策を講じた安全・安心な 選考活動	• 新型コロナウイルス感染症対策として、教員採用選考の選考会場を分散化	10百万円
入学選抜における感染症対策	• 都立高等学校の入学者選抜に係る入学願書の提出について、インターネット上で 実施し、併せて合格者発表もWebサイト上で実施	2億円
給食調理における感染症対策経費	• 新型コロナウイルス感染症対策として、給食調理及び配膳に係る消毒作業を実施	14百万円
私立幼稚園における新型コロナウ イルス感染症対策支援事業	• 私立幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策として、保健衛生用品等の 購入経費など、感染症対策の取組徹底に必要な経費を補助	2 億円
文化施設の運営 (コロナ感染症対策事業)	• 都立文化施設における、新型コロナウイルス感染症対策等を実施	48百万円
乗合バスにおける感染症対策に係 る整備事業	• 都内バス事業者が実施する感染症対策に係る導入経費の一部を補助	23百万円
PCR等検査無料化事業	• 陽性者の早期発見・早期治療につなげるため、感染拡大傾向が見られる場合に、感染不安を感じている方などに対する検査を無料化	337億円
	-129-	

#### Ⅲ.感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組 業名 事 概 要 予算額 都単独 新しい日常における介護予防・フ 感染症対策を講じて集合形式で行う通いの場等の活動や、オンラインツールを活 4 億円 用して行う介護予防・フレイル予防活動に取り組む区市町村を支援 レイル予防活動支援事業 介護予防・フレイル予防普及啓発し 高齢者が健康な状態を維持できるよう、介護予防・フレイル予防の普及啓発を実 7百万円 施し、予防への取組を推進 事業 飲食事業者向け経営基盤強化支援 飲食事業者の安定的な集客等につなげていく取組を支援し、経営基盤強化を後押 6億円 事業 都単独 新需要獲得に向けたイノベーショ 新たな製品やアプリなどソフトウェア等の技術開発を目指す中小企業を資金面、 ン創出特別支援事業 事業面から集中的に支援し、イノベーションの創出を促進 4百万円 先進的な取組事例を創出・発信するため、取組事例を特設ウェブサイトでPRす 新しい日常に対応した観光事業者 るとともに、先進的な取り組みを行っている事業者を講師とした都内観光事業者 33百万円 等の受入環境整備事業 向けウェブセミナーを実施 • 宿泊施設の新たなビジネス展開による事業基盤の強化や、事業者のテレワーク促 都単独 進による社会構造の変革を促進 宿泊施設テレワーク利用促進事業 85百万円 都内事業者が都内宿泊施設をテレワークで利用する場合に係る借上げ経費を補助 補助限度額:300万円(1か月あたり100万円上限、最大3か月間) テレワーク導入ハンズオン支援事 - テレワーク導入が難しい業種の中小企業等に対し、コンサルティングや助成金に 10億円 業 より、テレワーク導入から定着まで伴走型で支援を実施(規模:300社) 小規模テレワークコーナー設置促し 個店や商業施設等に小規模テレワークコーナーを設置する中小企業等に対して整 1億円 進事業 備費を補助

-130-

改善に向けた取組を支援

観光事業者が専門家のアドバイスを受け実施する経費削減や顧客獲得などの経営

4 億円

アドバイザーを活用した観光事業し

者支援事業

IV.社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組		16億円
事業名	概 要	予算額
オンライン診療・医療相談等環境 整備補助事業	• かかりつけ医等によるオンライン医療相談・診療等を推進するため、情報通信機 器等の初期経費を支援	8百万円
テレワーク導入実態調査	• テレワークの導入状況について調査を行い、的確に普及状況を把握	33百万円
「テレワーク東京ルール」普及啓 発ムーブメント	• 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度や表彰制度等の取組により、気運醸成を促進	84百万円
中小企業サイバーセキュリティ向 上支援事業	• セキュリティ人材の育成支援や実践的な課題解決を通じ、セキュリティ対策の継続性の担保を後押しし、サプライチェーンのセキュリティ対策などにもつながる中小企業の体制を強化	2 億円
デジタル人材育成支援事業	• 失業中の若者などに対し、デジタル関連のスキルを付与する職業訓練と、きめ細かい再就職支援を一体的に実施(1,000人)	13億円